

「十年」と「五年」から「十五年」と「十年」に引き上げる等の少年に対する不定期刑の規定の見直しに係る改正規定を削ることとしております。

第三に、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申上げます。

○江崎委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○江崎委員長 この際、お詰りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日、政府参考人

として警察庁生活安全局長辻義之君、法務省大臣官房司法法制部長小川秀樹君、法務省刑事局長林眞琴君、法務省矯正局長西田博君及び文部科学省大臣官房審議官義本博司君の出席を求める説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江崎委員長 次に、お詰りいたします。

本日、最高裁判所事務総局家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに異議ございませんでしょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江崎委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお詰りいたします。

本案及び修正案審査のため、本日午後二時三十分、参考人として中央大学法科大学院教授小木曾綾君、少年犯罪被害当事者の会代表武のり子さん、弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長坪井節子さん及び大阪学院大学教授・

一橋大学名誉教授・弁護士村井敏邦君の出席をお求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江崎委員長 異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○江崎委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑に入ります。

○江崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 改めまして、おはようございます。

本日は、少年法の改正案の審議でございますが、その部分についてお尋ねした後、若干時間を

おとりしまして、民法という基本法に関する解釈のあり方についてちょっと取り上げさせていただ

きたいと思っております。厚労省から、高鳥政務官にもお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質疑に入ります。

今回の改正なんですが、そもそもその経緯は平成二十年の少年法の改正の際に附則の三項というのがありました。そこで見直し条項が設けられておりまして、「法律の施行後三年を経過した場合において、」この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ということで、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加えるということです。

そこで、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加えることによっては、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ということで、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加える

て、まず大臣からお考えをお聞かせ願えればと思います。

○谷垣国務大臣 確かに、委員が今おっしゃいましたように、平成二十年の改正少年法附則第三項というのがございまして、三年後にきちっと検討せよということをございました。

そこで、それを踏まえまして、平成二十年改正少年法で導入された諸制度、今お触れになつたような諸制度につきまして、見直しの要否を検討します。階猛君。

○階委員 改めまして、おはようございます。

少年法で導入された諸制度、今お触れになつたよういうことで、平成二十四年の三月に、犯罪被患者の方や刑事法研究者あるいは弁護士等々で構成される平成二十年改正少年法等に関する意見交換会というのをつくりました。そこで、平成二十年改正少年法それからその他少年法に関する見直しが必要な事項について御意見を伺つて、意見交換を実施してきたところでござります。

その結果、平成二十年の改正少年法に関して見直しが必要な事項について御意見を伺つて、意見交換会とモニターによる視聴制度についても、もう一点の問題ですが、モニター視聴制度は裁判の傍聴のあり方全般にかかる問題であるから、少年審判のみの問題ではないということです。今回の法案には盛り込まれなかつた、こういう経緯でござります。

○階委員 まず意見交換会といふものが開かれています。その場で、きょうも参考人としてお見えになられる予定の武さんからの御意見というのも伺つて、その場で、きょうも参考人としてお見えになれる武さんからは、今大

臣おっしゃつたように、傍聴対象事件の拡大、そ

れからモニター視聴の、傍聴の導入ということが言われています。確かにそれに対して別な委員から反対の意見もあつたわけですが、武さん

が最終的に納得されないまま、いわば平行線の

ままになつてゐるということです。

その後、法制審議会で今のような結論になつたのだと思いますが、これは事務方で結構なんですが

けれども、なぜ武さんの意見を反映されなかつたのかというところを、もう一度わかりやすく、な

るべく簡潔に御説明ください。

○林政府参考人 今大臣がお話しされたように、意見交換会がございまして、意見交換会は特に結論を出すものではないのですから、さまざまなもの

で、先ほど申し上げたように、消極、慎重な意見もあった。

その後、法務省においてそういう状況を整理して、先ほど申し上げたように、基本

的、審判の傍聴の範囲を拡大しなければならないような制度上の問題があるとまでは認められない、これが一つですね。それから、先ほど申し上げたようなことが、審判傍聴が許可された事件において内容になつてしまつて

実際に少年に影響を与えた事件もあり、審判傍聴の範囲を拡大することについては慎重な検討が必要である。それから、審判傍聴制度はまだ施行後間がなくて、現在、制度の定着に向けて関係者が見守つてから検討するのが相当であるという锐意努力している状況でありますから、審判傍聴制度の対象事件の範囲を拡大するかどうかについて

では、もう少し現在の制度が問題なく軌道に乗るのを見守つてから検討するのが相当であるという問題ですが、モニター視聴制度は裁判の傍聴のあり方全般にかかる問題であるから、少年審判のみの問題ではないということです。今回の法案には盛り

て、まだ大臣からお考えをお聞かせ願えればと思

います。

○谷垣国務大臣 確かに、委員が今おっしゃいましたように、平成二十年の改正少年法附則第三項というのがございまして、三年後にきちっと検討

して、もう少し現在の制度が問題なく軌道に乗るのを見守つてから検討するのが相当であるという問題ですが、モニター視聴制度は裁判の傍聴のあり方全般にかかる問題であるから、少年審判のみの問題ではないということです。今回の法案には盛り

て、まだ大臣からお考えをお聞かせ願えればと思

います。

○階委員 まず意見交換会といふものが開かれています。その場で、きょうも参考人としてお見えになられる予定の武さんからの御意見というのも伺つて、その場で、武さんからは、今大

臣おっしゃつたように、傍聴対象事件の拡大、そ

れからモニター視聴の、傍聴の導入ということが言われています。確かにそれに対して別な委員から反対の意見もあつたわけですが、武さん

が最終的に納得されないまま、いわば平行線の

ままになつてゐるということです。

その後、法制審議会で今のような結論になつたのだと思いますが、これは事務方で結構なんですが

けれども、なぜ武さんの意見を反映されなかつたのかというところを、もう一度わかりやすく、な

るべく簡潔に御説明ください。

○林政府参考人 今大臣がお話しされたように、意見交換会がございまして、意見交換会は特に結論を出すものではないのですから、さまざまなもの

で、先ほど申し上げたように、消極、慎重な意見もあった。

その後、法務省においてそういう状況を整理して、先ほど申し上げたように、基本

的、審判の傍聴の範囲を拡大しなければならないような制度上の問題があるとまでは認められない、これが一つですね。それから、先ほど申し上げたようなことが、審判傍聴が許可された事件において内容になつてしまつて

らないような制度上の問題があるとまでは認められないということ、また、その審判傍聴が許可された事件において実際に少年に影響を与えた事件もあつたということ、それから、制度の施行後間がないということで、いま少し現在の制度の進歩を見守る、こういったことを法務省の中で整理いたしまして、その上で法制審議会に諮問をして下さいました。そこで法制審議会で議論されただといふことになるわけですね、確認です申を得たということです。

○階委員 済みません、法制審議会での議論というよりも、法務省の中での検討でそのように整理されたということになることになります。

○林政府参考人 法制審議会への諮問の段階で、この問題については、検討の対象、諮問の対象としては外れております。

○階委員 特にモニター傍聬の件についてあえて申し上げますけれども、実は、平成二十年の改正のときに私もこの場で質疑を行いました。当時は、きょう、いらっしゃいます鳩山先生が法務大臣でいらっしゃいまして、このモニター傍聬については、私の質問に対しても非常に前向きな御答弁をされていました。モニター傍聬を積極的に検討していく課題として受けとめていきたいという御答弁がありました。また、当時も与党でありました公明党の大口委員からも、モニター傍聬を導入する可能性について大臣にお伺いしたいという質問に対して、鳩山大臣から、これは今後のかなり優先的な検討課題として我々も勉強し、考えいかなければならぬ、こういう答弁があつたわけです。

にもかかわらず、意見交換会では被害者側の積極的に進めるべしという意見があつたにもかかわらず、それらを全部無視して、結局モニター傍聬を入れなかつたというのは問題だと私は思つております。

この点について、大臣から、こういつた経緯を踏まえて、モニター傍聬というものをもう一度考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 モニター傍聴につきましては、今までの御議論の経緯は私が先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、私としては、傍聴制度等々もあるわけでございますので、今後の定着の状況をもう少しよく見てみたいなと思っております。

○階委員 その導入の状況を見るのがこの三年間という期間でございますので、三年たつたのでやるべきものはやるということでございまして、さらに引き延ばすというのはこの附則の三年後見直しということにも反しているのではないかということを申し上げます。モニター傍聴については、私はだけではなくて、大口先生やあるいは当時の中井洽先生からも強い要請があつたということを踏まえて、ぜひ今後の対応をお願いしたいと思います。

今回の改正案では、そういった平成二十年改正の内容には含まれていなかつたものについて、むしろ積極的な対応がされているということであります。

例えれば少年の刑の引き上げでございますけれども、この少年の刑の引き上げというのは、何もこのタイミングで、つまり平成二十年改正から三年たつた段階でやる必要はないなくて、むしろ、本当にその必要があるのであれば、平成十六年の刑法改正で成人の有期刑の引き上げがされました、その時点で見直すべきではなかつたかと思うわけです。なぜその段階で少年の刑もあわせて引き上げなかつたのか、これは刑事局長からお願いします。

○林政府参考人 平成十六年の刑法改正では、刑法を改正して、有期刑の法定刑の上限を十五年から二十年に改めるとともに、加重した場合の有期刑の上限を二十年から三十年に改めまして、これに伴つて当然改めるべき点については附則により改正したところでございます。

これに対しまして、少年法の刑法処分に関する規定は、可塑性に富み教育可能性のより高い少年に対するは成人以上に教育的な処遇が必要、有効

であること等の理由から、少年に対する刑の緩和を認めるものであることから、これらの規定を改正するに当たりましては、年齢区分の是非でありますとかその減輕方法など少年法独自の觀点からの検討が不可欠であり、このような検討は平成十六年の刑法改正の趣旨を超えて、平成十六年の刑法改正とともに改正することには相当でないために、平成十六年の刑法改正当時には少年の刑事訴訟法に関する規定の見直しが行われなかつたものであります。

○階委員 その割には、今回の引き上げの理由として、平成十六年の刑法改正によつて成人の刑と少年の刑の間が開いてしまつたから、差が聞いたものを縮めるということも言われているわけですか。

私は、平成十六年の刑法改正の際に少年の刑の引き上げを見送つたのが合理的な判断に基づくのであれば、今回引き上げるというのであれば、よっぽどの理由がないといけないと思うんですねが、そのような觀点から今回の引き上げというのでは検討されたのでしょうか。もし単純に平成十六年の成人の刑の引き上げに合わせて今回やるといふのであれば、私はちょっと納得がいかない部分がありますが、今回引き上げをされるその理由について、大臣からもお願いします。

○谷垣国務大臣 平成十六年の刑法改正のときには、少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなかつたわけですが、これは、先ほど刑事局長が申し上げたとおり、少年法独自の觀点からの検討が必要である、それでこういう検討は平成十六年の刑法改正の趣旨を超えるものであると當時理解されていたのだと私は思います。

他方、今回の改正で不定期刑の長期と短期の上限を引き上げるわけですが、これは、無期刑と、期刑の上限の間、十年以下という間に大きな乖離がござります。そこで、裁判例の中には、主犯者たる少年と成人も一緒に共犯だけれども從属性立場にあるというような事件などにおいて、成人に

対する刑と少年に対する刑との間に不均衡が出てきてしまったというような指摘がございました。実際の裁判例においても、少年に対して科し得る有期刑の上限が低いために不本意な量刑をせざるを得なかつたということを示しているものがござります。

そういうことから、裁判所の選択肢を広げる」とによつて、少年が犯した行為に応じてより適正な量刑をなし得るようにする必要があるというのが今回の改正の趣旨でございます。

それから、今回の改正で無期刑の緩和刑の上限を引き上げることとしておりますが、今回の改正によつて不定期刑の長期の上限が十五年に引き上げられるのでありますから、無期刑を緩和して有期刑を科す場合の上限を引き上げない場合、無期刑の緩和刑より責任の軽い不定期刑の場合と無期刑の緩和刑の上限が同じになつてしまつて、相当ではない。あるいは、無期刑を緩和しないでそのまま無期刑を言い渡すこともできるのでございますから、無期刑と、緩和刑としての有期刑の上限との乖離を埋め、裁判所がより適正な量刑ができるようにする必要がある。こういったことから、こういう措置を今回とることにしました。

したがいまして、今申し上げたことを要約いたしますと、今回の改正は、少年法独自の觀点からの検討を行つた結果と言つてよろしいかと思います。平成十六年の刑法改正時に少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなかつたことと矛盾するものではないと私は考えております。

○階委員 特に不定期刑の方、前段でお話しになられたことについてちょっと議論させていただきたいんですが、大臣が、引き上げる理由の中で、成人と未成年、つまり少年の共犯のときに刑罰に不均衡が生じるので、それを是正する必要があるという趣旨でございました。

確認したいんですけども、不定期刑の条文、少年法の五十二条で、少年に対して有期の懲役または禁錮をもつて処断すべきときは云々となつておりますし、処断すべきことなどですか

ら、犯行時に例えれば十八歳とか十九歳であつても、判決時に二十歳以上であればこの不定期刑の規定は適用されないということでいいのかどうか。もし仮にそうだとすれば、控訴とか上告がされて、控訴、上告なのか、抗告なのか、特別上告なのか、ちょっとその辺は定かじゃないので適宜言いかえていただければいいと思います。そういうことがされた、裁判に相当の時間がかかるというケースもあり得ると思うんですが、そういう場合でも、最終的な、例えば、最高裁の判断のときに当該少年がもう二十歳以上になつていたという場合には不定期刑の規定は適用されないということでいいのかどうか、ここを確認させてください。

○林政府参考人 刑の言い渡し時において二十歳未満、少年である場合に、この規定が適用されるということでございます。

○階委員 つまり、一審で決着がつかずに、さらに高裁とか最高裁に判断が持ち越された場合には、最終的に判断したところの年齢で不定期刑が適用されるかどうかが決まるということでいいのですか。

○林政府参考人 その場合には、上訴の対象となつた判決、刑の言い渡しがなされたそのものが、その時点における適用が少年であれば、言い渡しのときでございますので、それが適用になるということでございます。

○階委員 つまり、例えれば、破棄自判とかいうケースもあり得るわけですね。一審の判決が破棄された、そして上訴審で破棄自判という場合には、破棄されて自判したその時点の年齢によつて不定期刑の適用の有無が判断されるということでよろしいですか。

○林政府参考人 委員御指摘の、例えば、破棄自判というような形であれば、そのときの言い渡しになりますので、委員の言われるとおりでございます。

○階委員 なぜこいつややりとりをしたかというと、よく、十八歳、十九歳の方と二十歳ぐらいの

方、つまり少年と成年が同じ事件に共犯としてか

かわったという場合に、一方は不定期刑、一方は成人の刑というのは不均衡が生じると言われるわけですけれども、犯行時には成年と未成年であつたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にも時間がかかる。上訴して、けばなお時間がかかる

ということで、その結果、成年に達していれば、不定期刑というものはなくして、一般の成年の刑で処断といいますか刑が決まるわけですから、そうであれば不均衡は生じないのでないかというところで確認させていただきました。

そういう前提で言いますと、先ほど言つた刑の不均衡を正さなくちやいけないという大臣の理由づけについては、私は、必ずしも当たらないのではないかと思つてますが、この点、大臣、御見解はござりますでしょうか。

○谷垣国務大臣 ちょっとと今、階委員のおっしゃつたことを私十分に理解できてるかどうかわからないんですけど、現実に幾つかの事例で不均衡を生じているということがあるわけですので、私は、階委員のおっしゃる御指摘は必ずしも当たらないのではないかというふうに思います。

○階委員 今の点については、済みません、事前に通告しておりませんで、先ほどの大臣の答弁を踏まえての私の切り返しの質問でしたので、この点については、また後で御検討願えればと思ひます。

もう一つ、よく被害者としては、不定期刑の上限十年では余りに低過ぎて、やはり被害者としてはもっと厳罰を望むという声を反映して、今回、不定期刑の上限を十年から十五年に引き上げ、また、下限も五年から十年に引き上げるというふうに言われるんですけれども、私、先ほどの意見交換会の議事録を見てみました。そうしましたところ、第六回までこの意見交換会が開かれていますが、最後の六回目で、武さんは不定期刑は不要と考えていらっしゃると。また、犯罪被害者の支援をされている弁護士さん、望月さんという方も不定期刑は不要だと言つていらっしゃいます。

私は、犯罪被害者の声を酌むということであれ

ば、不定期刑をなくして成人と同じように懲役何年というような刑に統一した方が、むしろ被害者が望んでいて、また平成二十年改正の附則によつて見直しの対象となつていたにもかかわらず、被害者の声を反映したことになるのではないかと思つております。

これも、済みません、私もきのう議事録を改め

て見ていて気がついたことでございますので事前に通告はしておりませんが、不定期刑よりも、不定期刑は廃止した上で、一般的の刑と同じような形に見直しをするということについては、どのようにお考えになりますか。

○谷垣国務大臣 今の階委員の問題提起というか、あるいは武さんの御意見といふこともあるわけですが、私は、今の問題は、少年法の基本的

に見直しをするということについては、どのような年に見直しをするということについて、どちらかわかりませんが、に基づくものではないかと思いま

す。

やはり少年法は、まだ少年は、悪にも染まりやすいけれども、逆に言えば、教育して更生していくということがやりやすいという面があります。

したがつて、不定期刑で、海外の事例を見てもいろいろな不定期刑の宣告の仕方とというのがあると

思いますが、少年法の場合は、むしろ大人に比べて下の方にフレキシビリティーを高めるということで、改善をした場合には早期に釈放もできるようになります」ということだと思います。

問題は、そういう少年法の考え方がないのかどうかといふことにかかるんだろうと思いま

す。

したがいまして、実は少年法については私も余りよく勉強はしていないんですが、やはり少年法の基本的な考え方今は今も妥当性があるのではないかというふうに、私自身、今現在は考えております。

○階委員 不定期刑を廃止したという諸外国の立法例もあるようでございますので、ぜひこの点についても、今回改正では見直されなかつた点でございますけれども、検討していただきたいと思ひます。

ここまで少年法の議論をさせていただきました

けれども、あえて言わせていただければ、被害者が望んでいて、また平成二十年改正の附則によつて見直しの対象となつていたにもかかわらず、被害者傍聴制度の見直しは今回されなかつた。また、厳罰化についても、不定期刑の上限を引き上げるという形で対応されましけれども、被害者が本來望んでいた不定期刑を廃止するということについても対応がされていない。被害者の声を反映するという姿勢に非常に乏しいというふうに言わざるを得ないと私は思つております。

ですので、ぜひこの点は、今後、少年法を見直しするときには改めていただければと思つております。

済みません。この少年法については、国選付添人及び検察官関与の拡充という点もござりますけれども、時間の都合上、この点はちょっと後回しにさせていただきまして、あとは厚労省の方にちょっとお聞きさせていただければと思います。

お手元に資料をお配りさせていただいているところです。

済みません。この少年法については、国選付添人及び検察官関与の拡充という点もござりますけれども、時間の都合上、この点はちょっと後回しにさせていただきまして、あとは厚労省の方にちょっとお聞きさせていただければと思います。

お手元に資料をお配りさせていただいているところです。

「死亡」一時金 時効で不支給」ということなんですが、時間の都合上、この点はちょっと後回しにさせていただきまして、あとは厚労省の方にちょっとお聞きさせていただければと思います。

お手元に資料をお配りさせていただいているところです。

済みません。この記事については後で委員の方には読んでいただきたいと思うんですが、国民年金の加入者が亡くなられたときに、遺族には死亡一時金というものが支給されます。その死亡一時金というのも、基本的には、死亡を知ったときから二年以内に請求しないと時効にかかるてしまうわけです。

問題は、失踪宣告がされた場合。行方不明になつていて、失踪宣告という民法上の制度によりますと、七年間生死不明であれば失踪宣告を申し立て、それが認められると、七年たつ時点において死んだものとして扱われるということでおいて死んだものとして扱われるということであります。

これまで厚労省は、死亡一時金の消滅時効の起算点について、最初は、亡くなられたとみなされ立てる、それが認められると、七年たつ時点において死んだものとして扱われるということであります。

二年というふうに数えていたんですが、これは途

中の平成二十一年ぐらいだったでしようか、解釈を変えて、それからは、死亡したとみなされた時点ではなくて、失踪宣告がなされた時点から二年というふうになつた、逆ですかね、失踪宣告がされた時点から二年ということになつてたのが、途中で解釈を変更して、死亡したとみなされたときから二年というふうに変えたわけです。

これによつて何が起きたかと云うと、当然、失踪宣告を申し立てるのは遺族側、遺族が任意のとき申し立てることができるわけですから、七年たつたからといってすぐ申し立てるわけではなくて、十年ぐらいたつてから申し立てるケースがある。その場合、十年たつてから申し立て、どんなに急いで宣告がされたとしても、その時点では、宣告が認められると、七年たつた、死亡したとみなされた時点から二年以上とつくな過ぎていますから、もう時効は成立していて、一時金の支給は認められないというふうに解釈を変えたわけですね。

このように解釈を変更したんですけれども、ここに来て、総務省に設けられております年金業務監視委員会、私が民主党政権時の政務官のときにこれはつくつたものなんですかけれども、そこでの指摘を踏まえて、再度、時効にかかる人たちを救済するために、起算点をもとに戻したということがありました。

こういうふうに変転しているわけですからども、これは、もとに戻したのであれば、途中の見直しによつて時効にかかる一時金がもらえないなつた人について、一刻も早く調査を行つて死亡一時金をお支払いすべきではないかと思つておりますが、この点、厚労省はいかがでしようか。

○高鳥大臣政務官　階委員にお答えを申し上げます。

この死亡一時金でござりますが、国民年金法上、二年を経過したときは時効により、受給権が消滅することとされています。

この二年の起算点につきましては、以前は、失踪宣告の審判の確定日としていたものを、平成二

十四年五月に解釈を改めまして、死亡とみなされた日としたところでございます。この解釈変更是、年金受給権に関する判例や、老齢年金と遺族年金の重複給付を避ける必要なども踏まえまして、行つたものでございます。

しかしながら、死亡一時金につきましては、新たな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できない事例が生ずるおそれがあるために、死亡一時金の趣旨に鑑みまして、失踪宣告の審判の確定から二年間に請求があつた場合には時効を援用しない、すなわち、運用で旧来どおり死亡一時金を支給するという考え方でございます。

今後、速やかに、平成二十四年五月から今までの間に死亡一時金の請求を行つてゐる方のうち、今回の対応の対象となり得た方について確認をいたしまして、支給を行う必要があると認められる方には個別に通知を行い、お支払いをすることといたしたいと考えております。

また、日本年金機構のホームページにお知らせを掲載するなど、該当すると思われる場合は年金事務所にお問い合わせいただくよう、周知、広報を行つてしまりたいと存じます。

○階委員　私も話していくちょっとと混乱するような、ちょっと複雑な話なんですかけれども、もう一回整理しますと、もともとは、平成二十年に社会保険庁の年金保険課から、消滅時効の起算日は失踪宣告の審判の確定日とするという通達といふことがあります。

○階委員　担当課の独断でこのよだんな解釈変更を行つてしまいと存じます。

○高鳥大臣政務官　担当部局の判断ということであつて、政務三役には相談していないということです。

○階委員　この件が問題があるからこそ、今、一時金をもらえなかつた方を捜し出して、そして一時金を支払うという対応をされるわけですね。

ただ、問題は、こういつた混乱が生じているわ

た、いわばお客様に対し不利益な変更については、慎重にも慎重な検討をするというのが普通のことについて、確認させてください。

○高鳥大臣政務官　御指摘の解釈変更でございますが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、判例や学説での消滅時効の考え方を参考して行つたものと承知をいたしております。その際、法務省等の外部の機関に意見等は特に聞いていないと承知いたしております。

○階委員　確認ですけれども、内部での検討といふことなんですが、その際、担当課だけではなく、例えば政務三役とともに相談したということはありませんが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、担当部局の判断といふことではございません。

○高鳥大臣政務官　担当課の独断でこのよだんな解釈変更をして、混乱を生じさせていると私は、民間金融機関であれば、大変な問題だと思います。これは、経営者の監督責任という問題にもなりますし、最近でいえば保険金の不払い問題というのもありましたけれども、業務改善命令が出されてもおかしくない、民間金融機関であればそういう事例だと思います。

○高鳥大臣政務官　今回の件を受けて、厚労省の政務三役として、担当課の関係者に対して人事上の処分をすべきではないかと思われますが、この点、いかがでしようか。

○高鳥大臣政務官　國民年金の死亡一時金を受け

も民間の金融機関におりましたけれども、こうしたものと承知をいたしております。このような考え方によりまして厚生労働省が解釈の変更を行つたとの正当性につきましては、今回改めて法務省に相談したところでございます。

ところが、今回の解釈変更について、そのような慎重な検討がされたのか。例えば法務省や外部の意見を聞いた上で解釈変更を行つたのかと云うことについて、確認させてください。

○高鳥大臣政務官　御指摘の解釈変更でございま

すが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、

判例や学説での消滅時効の考え方を参考して行つたものと承知をいたしております。その際、法務

省等の外部の機関に意見等は特に聞いていないと承知いたしております。

○階委員　確認ですけれども、内部での検討といふことなんですが、その際、担当課だけではなく、

例えば政務三役とともに相談したということはあ

り得るのでしょうか。相談といいますか決裁した

ということはあり得るのでしょうか。

○階委員　この件が問題があるからこそ、今、一時金をもらえなかつた方を捜し出して、そして一時金を支払うという対応をされるわけですね。

だから、問題があつたことはお認めになつて

いると思います。その原因を徹底究明して、必要に応じて人事上の処分を行つとうことも当然考えら

れることができます。

○階委員　この件が問題があるからこそ、今、一時金をもらえなかつた方を捜し出して、そして一時金を支払うという対応をされるわけですね。

だから、問題があつたことはお認めになつて

いると思います。その原因を徹底究明して、必要に応

じて人事上の処分を行つとうことも当然考えら

れるべきだと思います。

○階委員　この件が問題があるからこそ、今、一時金をもらえなかつた方を捜し出して、そして一時金を支払うという対応をされるわけですね。

だから、問題があつたことはお認めになつていると思います。その原因を徹底究明して、必要に応じて人事上の処分を行つとうことも当然考えらるるべきだと思います。

なるべく積極的に、それはあなたの省庁の問題だから自分たちで考えてくださいというだけではなくて、積極的にアドバイスをすべきではないかと思いますが、この点、大臣の御所見をお尋ねします。

○谷垣国務大臣 私どもは民法その他基本法を所管しているわけでございますが、今の案件は、年金関係の法は本来厚労省において運用されるべきものでございますが、当然、時効というようなことになりますと、民法の、基本法の考え方との整合性というものが必要になってくるだらうと思います。

したがいまして、そのような照会を受けましたときは、今まで行つておりますが、私どもとして十分それにきちっと対応してまいりたいと思つております。

○階委員 この件についてはここまでにしますので、高鳥政務官、きょうはお忙しいところ、ありがとうございました。御退席いただければと思います。

残り時間がわずかでございますが、済みません、また少年法の方にちょっとだけ戻らせていただきます。

もう一つ、少年法の今回の改正で、国選付添人及び検察官関与制度の対象の拡大ということなんですが、特に少年事件にかかわっている弁護士さんは、付添人の範囲の拡大はいいんだけれども、検察官関与もそれに伴つて同じ範囲で拡大されると、いうのはいかがなものかと。この件について、もしも同じ範囲で拡大されるとしても、実際の運用は、検察官が関与する場合というのはそれほどふえないんだということをぜひこの場で確認しておきたいと思います。

この件について、①から③というふうに質問を用意しておりますが、最後の点でございます、簡潔に答弁をお願いします。

○林政府参考人 今回の、検察官関与制度の対象事件が拡大される、そういうことに伴いまして、実際に検察官が関与する事件というものがどの程

度見込まれるか、そういうものとしてお答えいたします。

今回の法改正によりまして、死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪というものに対象事件が拡大されるわけでございます。もとより、どの程度に検察官関与がなされるかは、個別具体的な事件における裁判所の判断、裁判所によつてこれは決められるものでございますので、そいつた裁判所の判断いかんによるものであります上に、現行法の、現在の運用として検察官関与がなされた事件を見ますと、これは年に九件という数字から、また年二十六件という非常に低い数字であります。この年ごとの件数もまちまちでございます。

そういうことから、一概に、今回の法改正により検察官関与の件数がどの程度増加するのかといふのを申し上げることは困難でございます。そもそも、現行法の運用を見ますと、真に検察官関与が必要な事件に限つて検察官関与の決定がなされていることを踏まえますと、今回の法改正により、検察官関与の事件数というものが対象事件の拡大に伴つて大幅に増加するというようないはないのではないかと思われます。

○階委員 ありがとうございます。終わります。

○江崎委員長 次に、田嶋要委員。

○田嶋委員 おはようございます。田嶋要でございます。

きょうは、まず、先週の質問で残つてしまいまして、ところから質問させていただきますが、死刑したところから質問させていただきますが、死刑

おりません。

○田嶋委員 よろしければ理由も教えてください。

○谷垣国務大臣 これは、長いいろいろな法務省の中での経験もあり、中での議論はいろいろあると思います。そういういろいろなお声には私も十分耳を傾けていくつもりでございますが、やはり安定性も必要だということが一つございます。

それからもう一つは、法務省としては特にこういうことを考えるつもりはございませんけれども、いろいろなところで御議論していただくのは結構だと思つておりますし、それについては十分耳を傾けていきたいと思っております。

○田嶋委員 安定性が重要だというのはどういう意味かわかりませんけれども、やはり議論をするということは大変大事ではないかというふうに思っています。

ヨーロッパなんかの事例を聞きますと、執行をやめてから制度がなくなるのに半世紀以上かかるようないふな國々の御紹介もございまして、それだけ大変難しい問題であるからこそ、やはり、私は、国が議論を高めていくための貢献をしていただきたい。現に、民主党政権時代には、千葉法務大臣のもとでそういう議論もあり、そして報告書も出されておると聞いております。

そういう意味では、状況はそこから二年以上たつておるわけでございますが、特に、先日も申し上げました裁判員の方々、そういう経験をして、死刑ということに関して向き合わざるを得ない立場に置かれた方々からの要請書も出てまいつたわけでございます。

そういう意味では、やはり刻々状況は変わつているとは感じるんですね。だから、軽い問題でないからこそ、ぜひ大臣には御検討をいただきたいというふうにあえて申し上げさせていただきたいと思います。

しかし、現時点で、大臣はそのお考えがないということと同時に、国民の間の議論が高まるこことは大変結構なことだということで、政府のスタン

スと分けてそのような御意見もいただきました。それに関しまして、次の御質問でございます。

○谷垣国務大臣 世論調査というのは、これを「らんいただく」と、過去に八回行われております。直近が平成六年でございますから、これも大分前でございますが、ごらんいただと、上の表と下の表、つまり、質問の聞き方が一度だけ変更されているということでございまして、前回大臣がおっしゃっておられた定点観測、同じ質問に対して反応がどう変化していくかを見るのも大事だ、おっしゃるとおりでございます。

そういう意味では、同じ質問で昭和時代に四回、そして平成に入つて一回、次は上方でございますが、平成に入つて三回、世論調査が行われております。

では、下の、前のときにはどういう聞き方で、あつたかということです。賛成、反対で聞いていますけれども、下のちっちゃい字ですが、「今」日本で、どんな場合でも死刑を廃止しようとしている意見にあなたは賛成ですか、反対ですか。」ということで、上の表はそれがもう少し選択肢の中に書かれているわけで、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」賛成か反対かということで、一見同じような印象も受けます。同時に、若干言葉の使い方が違つ。「すべき」という言葉が問い合わせているのが直近の三回なわけでございます。

私が、両方の質問を見ていまして、やはり質問の聞き方として、大臣が前回おつしやつたように、同じ質問をした変化、出てくる数字の変化を見ることも大事ということは私も否定はいたしません。しかし、この聞き方は、下のものも上のものも余りにも物事を単純化してしまつていて、本當の民意がどこにあるのかということを確認するには非常に不十分、役立つていないどころか、誤解

な質問になつてゐるのではないかというふうに私は感じますが、まず大臣、どんな印象ですか。
○谷垣國務大臣 こういう質問の立て方、若干変化がなかつたわけではありませんが、基本的にこ
ういう質問の立て方をしてきておりますのは、要
するに、この問題の論点と申しますか、死刑制度
の存廃に関する我が国の議論が、結局のところ、
あらゆる犯罪について死刑を廃止すべきかどうか
か、つまり全面的に廃止すべきであるかどうかと
いうのが最大の論点であろうということを踏まえ
まして、このようなどんな場合でも死刑は廃止
すべきである」か、あるいはこれに対応する「場合
によつては死刑もやむを得ない」という選択肢に
なつてはいるわけで、こういう考え方に基づいて繰り
返し実施してきたということだと私は考えており
ます。その上で、先ほど田嶋委員にも言つていた
だきましたが、定点観測といいますか、数字の推
移を見ていくこととしているわけですね。
また、こういう世論調査をやるに当たりまし
て、どういう選択肢を設けるのがいいのかといふ
のは、社会調査の専門家の意見も伺つて検討して
いかなければいけないことも、他方、事実でござ
います。

いまでので、次、いつあるかわからないというふうに思っていますが、過去、平成に入つて四回でござりますから、恐らくそんなに遠くない将来に平成に入つて五回目の世論調査があるんだろうなと私は思つておりますが、そのときには、定点観測をするのであれば、死刑をやめるかわりにこういうことを考へるといふ部分に関しての情報が、やはり一般の国民の皆様には、例えば終身刑の話一つとっても、それは言葉も聞いたことがないといふ方もおいでかもしれません。そういう意味で、もう少し聞き方を、右から聞いたり左から聞いたり上から聞いたり下から聞く、いろいろな質問をすることで、全体としてどういう質問にはどういう反応があるかということを見ないと、一面からだけばつと一言聞くという形では、私は本当に、これは何を調査しているのかもわからないような気がします。

そういう意味では、定点観測も重要でありますが、次回はもう少し質問に肉づけをして、いろいろな角度からの質問を、終身刑に関する言葉も含めて聞くということを法務大臣のもとで検討していくだけれど、御答弁をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣　今、田嶋委員が強調されたところまで、すぐ私、はい、そうでございますとはまだ申し上げにくいですが、十分、世論調査の専門家等の御意見も勘案しながら考えてまいりたいと思います。

○田嶋委員　これまで、業者さんと契約をして調査は実際行われているようですが、質問が一個ふえるとコストが倍になるというわけではないと思ひますので、それはそんなに差し支えのあるものではないと思います。より国民の間での議論を深めることは大事なことだというのであれば、終身刑という聞きなれない言葉も含めて、こういうものを代替で考えたら死刑に関してはどう思うか

とか、そういう聞き方もやはり必要になつてくると思います。

いずれにしても、やがてそれは表に出ることでしようから、これも法務大臣に言いつ放しにしませんので、半年後、一年後、ずっとフォローしていきますので、ぜひ大臣にはしっかりとお願ひをしたいと思います。

最後にもう一つですが、前回これも申し上げました世論調査のマイクロデータの公表でございまします。これは最後、ちょっととはしまつてしまいましてが、残念なことです。が、今日まで行われてきた死刑に関する世論調査の結果は全て廃棄をされてきているということが内閣府の答弁で確認されました。

そして同時に、前回は言つたかどうか覚えていませんが、内閣府も、あるいは政府全体も、世論調査の結果をそんなんふうに廃棄していくはいけないんじゃないかという議論がここ五年以内では起つてきましたようでございます。

そういう意味では、この死刑制度のみならず、世論調査の結果を捨ててしまうということをやめよう的な内部の扱いに今変えてきてているという話を私はお伺いしておるわけでございます。これは内閣府の方の話でございますが、少なくともこの死刑制度に関する次回世論調査で遠くない将来に行われると思いますが、そのマイクロデータの保存、そしてその公表、つまり、集計結果だけを法務省が受け取るのではなくて、発注元は法務省でありますから、法務省がしつかりデータを返してもらつて、そして一般国民あるいは研究者に対しても情報の形で情報を公開していく、そういうところまでしつかりとやつていただきたいという答弁を大臣からいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣　これは、世論調査の実施主体である内閣府がまず第一義的に御検討いただくべきものだと思いますが、現在、内閣府でも検討しているだいでいると聞いております。

何を検討しているかということですが、今の

個票データの取り扱い、それを公表せよといふことでござりますが、例えば、個票データに含まれる項目から個人が特定されるようなことがあり得るのかどうか、そういうことが起つてくるのかとか、それが世論調査における回収率の低下をもたらすことにならないか等々のことを、今、内閣府において検討していただいていると聞いておりますので、その状況を私どもは見守りたいと思っております。

○田嶋委員 それは言わずもがなのことだと思ひますし、オープンデータ、オープンガバメントという世界の潮流の中で、以前も、法務省のいわゆる会社の登記の関係も情報公開の問題点を指摘させていただきましたが、そういう個人情報の問題は当然クリアしなければいけませんが、基本原則としては国民に情報をしっかりと開示していくということでお大臣がリーダーシップを發揮していただきたい、そのことをお願いさせていただきますので、よろしくお願いします。

あくまでも本件に關しては発注元は法務省でありますから、内閣府で考えてくださいといふうにはしていただきたくないというふうに思つておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、少年法の関連で御質問させていただきます。

私は特に、この少年法というものを、少年以外との比較においてきょうは質問させていただきたいと思いますが、まず冒頭一番根つこのところ改めて確認ですが、なぜ少年は成人と分けて考えなきやいけないかということを大臣に御答弁いただきたいたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほど階委員の御質問にもちょっとお答えしたところでありますけれども、少年法の基本的な考え方として、少年は一般にまだ人格といいますか心身も未成熟である、人格形成途上にあるということだらうと思います。したがいまして、まだ固まっていない、フレキシビリティーがあるといいますか、悪いことにも染まりやすい、しかし反面、教育によつて改善更生効果

が成人の場合よりも期待されるという面もあると
いうことではないかと思います。

そこで、少年法は、そういう少年の特性を踏まえて、犯罪を犯した少年に、大人のように直ちに刑罰ということでは必ずしもなくて、少年の健全な育成を期して、保護、教育のための待遇を優先するという考え方をとりながら、事案に応じて刑事処分も含めた多様な措置を用意している、こういう考え方方に立つておられます。

○田嶋委員 この間、法務大臣にとつても最重要の再犯防止を、私も当事者の一人としてずっと研究というかいろいろさせていただいておりますけれども、いろいろ調べれば調べるほど、私は、むしろこの少年法の考え方というのは、成人にもこれからもっと強調されるべきではないか。今、心身の発達がまだ途上にあるとおっしゃいましたけれども、大体、心身の発達が途上にあって罪を犯して刑務所に入っている成人というのもたくさんいるし、やはりそれは個人差が大きいのではないかというふうに思つておられます。

そして、今まさに、再犯防止のために雇用の受け皿、雇用の受け皿のために教育だ、あるいは刑務所の中も外も教育が大事だ、そういうことをおつしやつてきている、そういう流れになつてきているということは、私は、むしろこの少年法の精神こそ成人にも適用されしかるべきではないかというふうにまず総論として思つておるわけですが、大臣、そのようにお考えですか。

○谷垣国務大臣 そこは非常に難しいところだなと思うんですね。

なぜ一般成人の場合と区別して少年法が適用されているかということになりますと、一方で、人権を尊重して、大人の場合は、行為に対する責任を問うという考え方方がやはり刑法そのほかの考え方にはあるだろうと思います。少年の場合には、もちろん行為に対する責任は問うということがないわけではありませんが、それよりか、やはり人格の形成途上であるということを重視している。

大人の場合に、成人の場合に必ずしもそういう考え方方がとられていないのは、結局、権力によつて人格を、確かに、矯正のときには、教育によつてある程度期待される人格に変わっていつてはある程度期待される人格に変わつてほしいうことはあるんですが、そこが刑法の場合にはやや抑制的であるという考え方があるのではあるとか私は思つております。

○田嶋委員 昔から言ういわば新派と旧派の刑法理論の対立にはなかなか難しいところがあるかなと思つております。

○田嶋委員 しかし、こうやつて法律としては別途端に突然という話ではありませんから、私は、流れとして、今まさに法務省の最重要が再犯防止だとおつしやるのであれば、もっともつと教育をして雇用につながるような、自分の足で立てるよくな人間に少しでも近づけていく、そういうたつ努力は少年法ではなくてもやはり大事になつてくるのではないか、そのことをこれから各論で御相談させていただきたいというふうに思います。

まず、先ほどの階さんの御質問とは方向性が少し逆なような印象もするんですが、不定期刑に関してです。

私は、この不定期刑は、個別の対応、一人一人の事情が違うからということで刑期を決めずにやつてあるということには一定の役割があるのかなと思うんですが、これを少年にだけ適用しているというこの理由を教えていただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 年院における資格取得などの教育訓練目的のプログラム、それから刑務所におけるそれらとでは、実際、どういう人が適用対象となるかということを、どういう違いがあるかを御答弁ください。

○西田政府参考人 お答えいたします。

まず、少年院におきましては、少年の健全育成という観点から、在院者個々の特性とか必要性に応じまして、各種教育プログラムとか職業指導を初めとする矯正教育を実施しているところでございます。

これに対しまして、刑務所におきましては、例えば、受刑者に職業に関する免許とともに資格を取得させたり、あるいは、職業に必要な知識とか技能を習得させる必要がある場合においては、相当と認めるときには職業訓練を行ふこととが、年少の者に対しては社会の寛容というものが、まだ幼いからという寛容が期待できる面もありますので、行為責任を重視した体系には必ずしもなつてない。しかし、成人の場合には、やはり行為責任というものがどうしても出てくるというところがあるのであります。

○田嶋委員 私は、いわゆる不定期刑といふのは、一人一人更生の度合いにも差ができる、そういう意味で、短くすることもできるような対応だと思います。逆にしかし、例えばカナダのようないくつかの事例で、上限を定めない不定期といふものもあるわけでございまして、上限であれば下限であれ、要是画一的な、十年とかということにはやはり相当無理があつて、だからこそ、例えば満期で刑務所から出てくる人は、一切更生保護のような形で支援をされることなく、いきなり出てきて半分がまた刑務所に戻つてきているというような矛盾がやはり起きている。だから、そこはやはり、成人であつても、一人一人の状況をもつと見きわめていくような刑務所内、所外の対応をしていかないと、私は再犯率の低下というものは実現できないと、うなに考えておりますので、そのことは一言申し上げさせていただきます。

続ぎまして、教育に関してでございますが、少年院における職業訓練目的のプログラム、それから刑務所におけるそれらとでは、実際、どういう人が適用対象となるかということを、どういう施設でどういつた期間必要かということを受刑者に示しておりますので、残刑期がそれを超えて、そのみをもつて本人が職業訓練とかプログラムを受けることができないという事例はないと承知しております。

一方で、刑務所におきましては、職業訓練をやるとなつた場合には、やはりどうしても一定の期間が必要でございますので、残刑期がそれを超えて、それが何ヶ月かかかるかを御答弁ください。

○西田政府参考人 お答えいたします。

まず、少年院におきましては、少年の健全育成という観点から、在院者個々の特性とか必要性に応じまして、各種教育プログラムとか職業指導を初めとする矯正教育を実施しているところでございます。

これに対しまして、刑務所におきましては、例えば、受刑者に職業に関する免許とともに資格を取得させたり、あるいは、職業に必要な知識とか技能を習得させる必要がある場合においては、相当と認めるときには職業訓練を行ふこととがございます。

その場合に、相当と認めるときという選定基準がござりますけれども、これは、受刑者が職業訓練を受講することを希望します、かつ、期間が必要でございますので、残刑期が職業訓練に必要な期間を超えて、そういうこと幾つかがその選定基準となつてあるところでございます。

○田嶋委員 もう一つ確認ですが、少年院や刑務所において、本人が希望する資格取得や職業訓練であつても、中に入つている期間が十分長くないという理由のために訓練を受けられない、そういう事例はそれぞれ少年院と刑務所で起きているんでしょうか。

資料の四を「らんくださいませ」。

これは特に性犯罪者の処遇プログラムでございますが、これを「らんくだいとく」と、「刑事施設におけるプログラムの受講」というものが左の上のところにあって、それがあつてもなくとも保護観察所におけるプログラムも受けている。これは一個の事例でござりますけれども、少なくとも性犯罪者の処遇プログラムに関しては、刑務所の中ににおけるトレーニングと刑務所を出た後のトレーニングが一貫性を持つてその人に適用されているという事例がもう既に行われているというふうに承知をいたしております。

そこで、大臣にお伺いいたしますが、冒頭からの私の考え方として、少年に適用される形ができる限り大人にも適用していくことが再犯防止につながっていくというふうに私は考えておりますので、この性犯罪プログラムで採用されている、これも世界の趨勢からは二十年ほどおくれて日本では始まつた、あの奈良で起きた事件が契機だと聞いておりましたが、刑務所の中と外、矯正と保護がシームレスに連携している事例が既に起きておりますので、ほかの犯罪類型でも同じことができますのははずはない。

刑務所にあと半年しかいないので、本人が二年かかるプログラムをどうしてもやりたいと思つたら、残り一年半は外でやつてあげたらいじやないですか。それが犯罪抑止につながるんだつたら、それは本人のためでもあり、我々市民、社会のためにもなると僕は思つんですね。大臣、そういう考え方を採用できませんか。

○谷垣国務大臣 基本的に、刑務所内の矯正と出た後の更生保護との切れ目のない連携をやつしていくということは必要なことだと思います。委員がおつしやつたように、性犯罪に関してはそういうようなことがかなり試みられてきている。かなり成果を上げ得る分野だと思います。

それで、刑事施設における処遇プログラムに基づく、薬物依存というようなことについても今おつしやつたのと同種の試みを行つております。

それ以外にも、保護観察処遇におきまして、教

育に関しては、矯正施設における教科教育等の実施状況を踏まえて、本人が在学していた学校等と連携した復学調整であるとか、あるいは高卒認定資格の取得に向けた助言指導、それから就労に関するトランジションも受けている。これは一

個の施設内での職業訓練の状況等を踏まえてハローワークと連携する、必要な公共職業訓練

しては、矯正施設内での職業訓練の状況等を踏まえてハローワークと連携する、必要な公共職業訓練

とを試みておりまして、今後とも、堺の中と外とのスムーズな、シームレスとおっしゃいました

が、そういう連携は努力をしていかなければいけないと思つております。

○田嶋委員 おつしやるとおり、性犯罪に加えて薬物やアルコールでもそういう対応が始まっていますと聞いておりますが、やはり成人になってしまふと訓練を受けるチャンスが極端に少年よりも減つてしまつて。残刑期が短いとか、それから希望者しか基本的にはチャンスはない。希望しない場合もありますけれども、希望しなければ

しません。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もいるわけですから、だから、そういうところに対し

ては、もう少し幅広く教育ということを成人に対して適用していただけないかというふうに思つております。

それでは、資料の五を「らんくださいませ」。

「刑事施設における収容人員の推移および職員数の推移」でござります。これはよく聞く話でございますが、過去十年ずっと、推移としては負担

率は、上から四つ目のところで、全体で五割です

ね。これはもうよく知られた数字です。二人に一人は戻つてくる。一方、最後の資料、ページ八、少年院はどうか。少年院は、少年院にもう一回戻つてくる人と、そして少年刑務所や成人の刑務所に戻つてくる人、足し合わせると、上と下で大体二五%です。しかも、因果関係は証明できませんが、少なくとも相関関係はある。

だから、私が申し上げたいのは、大臣に最後に

お伺いしますが、やはりこれは何としても、負担

率を下げる

こと

によつて職員数の充実、そして教

育訓練プログラムを大幅拡充する

こと

が大きい

こと

あります。

これは、職員の負担という説明ももちろんでき

ますが、私は逆に、職員ではなくて、中にいる人

たちがどのくらいきめ細やかなそういう訓練やト

レーニングを受ける機会を得ていいかというこ

とも質問させていただきました。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委員 少年院は一・二です、大臣。一・二

といふことはほかの国々の行刑施設並みですね。

それで、日本の行刑施設の職員負担率は相変わらず極めて突出して高い。私は、それは、言いかけ

ずべきで、義務教育すら終わっていない成人もい

りますが、大臣、最後に御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 再犯防止対策の中で、それぞれ

いる人の教育訓練チャンスをふやしていく、そ

ういう方向にやついただきたいというふうに思

います。

そこで質問をいたしますが、少年院全体につい

ての職員負担率は幾らでしょうか。

○西田政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年で申し上げますと、少年院に収容

されております一日当たりの平均収容人員、少年

は三千五十四名でござります。これに対しまし

て、少年院の職員数は二千四百七十二名で、いわゆる職員負担率は一・二となります。

以上でござります。

○田嶋委

てまだ、緩和刑として科し得る刑の幅というのも五年であったということです。

そういうことから、不定期刑の長期の上限を十年とされていて、短期については、その幅である五年を十年から減じたものとして、短期についての上限を五年と定める、こういったことが考慮されたのではないかと考えております。

○西田委員　ありがとうございます。

少年法で出てくる一つ一つの言葉というのが、私なんかは時々非常にわかりづらくなるわけですがあります。特に、長期であったりとか短期という言葉が時々、あれつということになるわけでござりますけれども、そもそも、長期と短期の性格の違い、不定期刑を言渡すときには長期、短期を定めるわけですが、それどう使い分けがなされるのか、その性格の違いについて教えていただければと思います。

あるいはまた、そこで恐らく幅を持たせるんでしょうけれども、これは恐らく、少年の可塑性であつたりとおっしゃっている部分、もしくは改善の見込みとか、そういうことがあるかと思いますけれども、あわせてこの点についてもお答えいただければと思います。

○林政府参考人　まず、刑罰というものでございますが、刑罰の機能としては、一つに応報というものがございます。それから、一般予防及び特別予防というものがありますけれども、基本的に、行為責任、犯罪からもたらされる行為責任の程度を超えて、予防目的で刑罰を加えることは許されないという刑罰の基本的な考え方でございますが、この点については少年に対する不定期刑についても同じでございます。

そうしますと、不定期刑というのは長期と短期を定めるということになつておりますが、その場合の長期に着目しますと、長期については、それが行為責任の程度を超えるものであつてはならないわけですがありますので、基本的に行為責任を重視しますが、決定されるものだと考えます。これに対しまして、短期は、可塑性に富む少年

に対する教育、いわゆる特別予防というものを重視して決定されるものでございます。この短期を

定めることによって、短期を基準に仮釈放を得られる要件が定められて、成人に比べれば比較的早期に仮釈放になるというようなこともございます。しかし、また、短期を経過した場合に一定の要件のもとに刑の執行を終了するという、やはり成人に比べての早期の釈放ということがなされ得るものとして短期を定めております。

○西田委員　ありがとうございます。

お話し、御答弁ですと、長期というのは、責任刑と言えはいいんでしようか、責任刑の上限としてまずお決めになつて、それが長期として責任

刑の上限として決まって、そして、少年であるから、改善更生であつたり政策的見地から短期というものを定める、それで幅ができる、こういう理解でよろしいでしょうか。

○林政府参考人　今委員御指摘のとおりでございますが、改めて、まずは不定期刑の長期については行為責任が基準となる、それに対して、短期につきましては、その者、その少年についての可塑性に鑑みて、特別予防あるいは教育という観点から定めることでございます。

○西田委員　ありがとうございます。

大分わかりやすくなつてきたわけですが、けれども、一方で、今回、改正案の五十二条の二項の方でございますけれども、これまで不定期刑とあと定期刑もあつたわけですが、それども、今回から全て不定期刑になるわけでございますね。そして、不定期刑の上限も、短期も上がりまますし、長期も上がるわけでございますけれども、一方で、この五十二条二項において、短期を定める際、処断刑の二分の一を下回らない範囲で定めるという新しい条文が書かれております。

○西田委員　ありがとうございます。

これは、現行少年法と比べてみると、現行少年法は処断する刑の範囲内で長期、短期を定めながら行為責任の程度を超えるものであつてはならないわけですがありますので、条件つきになつて定めることでございますね。その辺はどう

いうふうに理解をすればいいのか、教えていただければと思います。

○林政府参考人　まず、少年に対する不定期刑は、長期も短期も、いずれも刑ですがあります。したがいまして、基本的には、処断刑の範囲内において決定されるべきものであります。

しかし、少年につきましては、その可塑性から、処断刑の下限を下回る期間で更生が可能であり、しかも、行為責任の観点から見ても、そのような期間において刑の執行を終了させることが許容されるような事案もあり得るところでございまして、短期を定めることができます。

少年に対する刑については、成人に対する刑に比べまして、そういう面を重視しま

すので、そういう事案についてまで一律に、処断刑の範囲内において短期を定めなければならぬとすることは相当でないと考えるところから、今回、処断刑を下回つて短期を定めるということを認めた改正となつておるものでございます。

○西田委員　これまで、長期も短期も、刑は刑であるから処断刑の中でもやらなきやいけなかつた。しかし、今回から、処断刑に対する解釈が変わつたということでよろしいんでしょうか。処断刑の範囲内でやらなきやいけなかつたけれども、処断刑を飛び出してもいいというような改正になりますけれども、処断刑に対する解釈を変えられた、一般的にそういう理解でよろしいんでしょうか。

○林政府参考人　処断刑という概念そのものは変えておりません。むしろ、処断刑は変わつていな

い、その処断刑において、下回る場合に、その二分の一までは下回ることができるというような形で定めております。

○西田委員　ありがとうございます。

本当に細かい議論が続いて恐縮でございますけれども、もう一点、今度は不定期刑ではなくて無期の緩和刑の方でございます。

○西田委員　ありがとうございます。

今回、上限が二十年に上げられるわけですが、それども、一方で、下限は十年のままでござりますけれども、もう一点、今度は不定期刑ではなくて無期の緩和刑の方でございます。

今回、上限が二十年に上げられるわけですが、それども、一方で、下限は十年のままでござります。そうなつてしまいますが、無期の緩和刑として、十年から二十年といふ十年の幅が出てくるわけですが、これは、無期の緩和刑の下限十年を十五年に引き上げなければならぬ、そういうたたかれたのでしょうか。教えていただければと思います。

○林政府参考人　もとより、今回、これまで十

年がついているわけですがありますけれども、気になるのは、他の事情でございます。

改善更生は、これまで少年法の趣旨からしてよくわかるんですけれども、ここで、その他の事情とはどういった事情を想定されていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○林政府参考人　例えば、長期を定めた場合に、処断刑の下限で長期を定めることもできるわけですが、そういつた場合には、今回の条項を使いまして、短期を定めるためには幅を持たせることでございますが、そういつた場合には、今回の条項を使いまして、短期を定めることも必要となります。そのようなことも、その他の事情といふことを入ると思います。

○西田委員　そうしますと、条件の中の改善更生の可能性というものはちょっとニュアンスが違つて、刑を宣告する際の技術的な観点といふのがその他の事情という理解でよろしいんでしょうか。

○林政府参考人　その他の事情といつても、それ違つて、刑を宣告する際の技術的な観点といふのがその他の事情という理解でよろしいんでしょうか。

○西田委員　本当に細かい議論が続いて恐縮でございますけれども、もう一点、今度は不定期刑ではなくて無期の緩和刑の方でございます。

○西田委員　ありがとうございます。

本当に細かい議論が続いて恐縮でございますけれども、もう一点、今度は不定期刑ではなくて無期の緩和刑の方でございます。

○西田委員　ありがとうございます。

これは、現行少年法と比べてみると、現行少年法は処断する刑の範囲内で長期、短期を定めながら行為責任の程度を超えるものであつてはならないわけですがありますので、条件つきになつて定めることでございますね。少年の改善更生の可

能性及びその他の事情がある場合ということで条件をどのようにするのかと、ということについては

当然検討がなされたわけでございます。それに対しても、十年という下限については、それをそのまま維持しております。変更を加えていなければございます。

ら、お願ひしたいと思ひます
○林政府参考人 無期の緩和的
的に処断刑は無期刑でござ
る。その場合に、先ほどの要
す。

和刑をする場合、基本

よく新聞報道等で言われている厳罰化であるのかどうかについて、御答弁をお願いしたいと思いまます。

、 しも当たらないということが御理解
ではないかと思っております。
○西田委員 ありがとうございます。
私も、初めて少年法を勉強したく
も、いざ一方で、この少年法第一部分

いただけの

運用で無期刑の緩和刑としてどのような有期刑が言い渡されているかというのを見ますと、例えば、懲役十一年でありますとか十二年といった有期刑が無期刑の緩和刑として言い渡されている事案がございます。現状こういった現行法の運用

定期刑、これは有期刑でござりますが、比較におきましては、やはり無期刑の懲役が重いということにおいては逆転はせず、いと二つござります。

○西田委員 ありがとうございました。
二つ目、今回の判決は二度つ一つとして、

たいたいのを見ると、大抵、厳罰化、厳罰化と書いてありますので、ぜひメディアの方にもしっかりと勉強をしていただく必要があるうかなどということを感じた次第でございました。

えは十年を十五年に引き上げるとしますと、今行
われているような懲役十一年とか十二年といつた
刑を言い渡すことができなくなるわけでございま
す。

これがで、今回の用の「附の弓き」にいたして、多少細かいお話、御説明をいただいてきたわけですが、されども、やはり結じて、これは本当に、何かパズルのような、複雑なパズルを理論上そこを采さないよう組み立てて組み立てて、そして何とか理論的に一本の筋を通された結果でござりますけれども。

ては通じたが、和解ができないと、専業家庭の夫婦の問題で、実に起きてきているわけでありまして、その枠を広げることによって、より適切な科刑を可能とすることを目的としたものでござります。

関与について、残り時間で質問させていただきました
いというふうに思います。
まず一点目でござりますけれども、今回、国選
付添人の拡大になるわけでござりますけれども、
一方で、家庭裁判所の調査官の方々の役割、それ

そのような量刑を改めるような必要があるのかと
いうことを見ますと、特段そういった理由は存し
ないと考えまして、そういう意味で、今回、これ
まで行われているような十一年でありますとか十

果、この条文になつたのかなどいうような、そういう印象を受けたわけでござります。

については、無期刑の次に五年以上十年以下の懲役というのでは、その差が、ちょっと間があき過ぎるということが一つございます。

それから、先ほどから例が何回か出てきておりますが、主犯たる少年と並んで立場の成人で行う

と付添人の方々の役割、共通しているようでは実は違った役割があつたりするようござります。そについでちょっと、裁判所の家庭局、お越しでござりますので、教えていただければと思います。

でござり、無期刑の緩和刑としてそのような十一
年、十二年の有期刑が言い渡せるようとするため
に、あえて無期刑の緩和刑の下限については引き
上げを行わないとしたものでございます。

も、厳罰化という印象は全く受けないわけでござります。

一方で、これまで言い渡せなかつた刑を担保するために幅を持たせる、そういうた改正。先ほども、これまで無期の緩和刑として十一年、十二年

三犯の間に、余りにも科刑の均衡がない。少年に対する科刑の均等化がとれて、適切な科刑をしていくことが一つ。どちらかといえば重罰化に見えるところも、そういうような場合があり得るというようなことについて、少年に対して科すことができる枠を広げて、適切な科刑をしていくというのが一つ。どういふべきかといふと、

○岡最高裁判所長官代理者 お答えいたします。
家庭裁判所調査官は、要保護性の審理において、行動科学等の専門的な知見に基づいて面接や心理検査などを実施し、その結果を分析して非行の原因や少年の問題点を明らかにし、少年の更生

○西田委員 ありがとうございます。厳罰化をする趣旨ではないということではなからうかと理解をするわけでございます。

一方で、無期の緩和刑で十一年、十二年が言い

も、これまで無期の緩和刑として十一年、十二年を言い渡していたものを言い渡せるようにするためにというよりもおっしゃいましたし、私は、よく新聞報道でされている厳罰化というものには今回の改正は当たらないのではないだろうかとい

ちらかといえど重罰化に見えるところも、そういうことを狙つてゐる。

それから、先ほどから五十二条の問題で御議論になりましたけれども、不定期刑の短期が処断刑との範囲内で定めなければならぬとされていたの

の原因や少年の問題点を明らかにし、少年の更生のため、どのような処遇や手当でが必要となるかなどの意見を付して裁判官に報告する役割でございます。

渡されてはいるということをさいますけれども、そうなつてしましますと、不定期刑の長期の上限の方が長くなつてしまつたところで、本来あるならば死刑、そしてそれを緩和して無期の緩和刑、そして不定期刑があるわけですが、けれども、理論上、逆転現象が起つてしまふのではなかろうか、そこをちょっと危惧するわけでございます。

そこについて、これは通告していなかつたんですけれども、もしお签えいただけるようでしたら、

の範囲内で定めなければならないとされていたのを、少年の改善更生の可能性その他の事情に応じて、短期については、一定の場合には処断刑の短期の二分の一まで下げるができるようにするとか、これまで不定期刑を科すことができなかつた処断刑の軽い罪についても、不定期刑を科して短期を定めることができるようにするという内容も、これは下の方にいわば柔軟性を広げていっていふことでございまして、こういう全体構造を「ぐらんいただけば、厳罰化」というのには必ず

これに対し、弁護士付添人は法律の専門家として、非行事実の認定手続において、少年側の立場から主張や立証を尽くす活動を行うほか、要保護性の審理におきましては、家裁調査官の調査分析結果、明らかとなつた少年の問題点に応じて、例えば少年の帰住先や就労先の確保といった環境調整活動や、被害者に対する被害弁償等に向けた活動を行なうなどしております。

このように、家裁調査官と弁護士である付添人は、その役割、専門性の違いから、異なる審理段

階で活動を行つたり、同じ審理段階でも異なる場面で活動を行つているというふうに考えております。

○西田委員 ありがとうございます。

恐らく、調査官の方が今千六百人ほどいらっしゃるのですが、その方で一年間の事案を処理していくかなければなりませんし、恐らく少年審判に対応するだけではないわけではございませんし、そういう意味では、弁護士付添人の方々が実際に事件に関係した方々との調整であつたり環境の調整といったものに機動的に丁寧に動くところがござります。

一方で、検察官関与がござりますけれども、検察官関与の意義と、これまでとても限定的でございましてけれども、そういう範囲に限定された意義も含めて、検察官関与の趣旨を簡潔に御答弁正で導入されたものでございますが、その趣旨としては、一つには、少年審判におきましても事実認定というものが非常に重要であるということに鑑みまして、こういった事実認定に問題がある一定の事件につきましては、少年側以外の公益的見地からの視点による証拠の収集でありますとかそれに対する吟味を加えまして、これを踏まえて家庭裁判所が事実認定を行うことがまず適当であるということでございます。

もう一つには、少年側が証拠と矛盾している主張をしている場合、裁判官は真相を発見するために少年に矛盾点を聞いたりざるを得ないわけでございますが、そういった場合には、あたかも裁判官が少年と対峙しているかのような状況となります。そのようなことが、少年から見れば、自分が裁判官から信用されていないのではないかといつた不信の念を抱かせる、そのことがひいては少年審判の教育的機能を損なうおそれがあるといつたことで、こういった裁判官と少年との対峙状況を回避させる措置が必要となります。

さらには、これは被害者の側から見た場合でございますが、被害者が裁判官と少年側のみが関与する手続で行われ、そこで事実認定等が行われているとなりますと、被害者側から見れば、少年側の言い分のみが聞かれているのではないかといった不信の念も見られるところでございます。

一方で、検察官関与がござりますけれども、検察官関与の意義と、これまでとても限定的でございましてけれども、そういう範囲に限定された意義も含めて、検察官関与の趣旨を簡潔に御答弁正で導入されたものでございますが、その趣旨としては、一つには、少年審判におきましても事実認定というものが非常に重要であるということに鑑みまして、こういった事実認定に問題がある一定の事件につきましては、少年側以外の公益的見地からの視点による証拠の収集でありますとかそれに対する吟味を加えまして、これを踏まえて家庭裁判所が事実認定を行うことがまず適当であるということでございます。

最後に大臣に、これも御見解をお伺いしたいと思ふんですけれども、付添人であれ検察官関与であれ、少年審判という仕組みの中では、よくある刑事裁判のように、より厳しい刑、処遇を求めて、あるいはより緩やかな刑を求めてともに戦い合うようなそういう関係ではなくて、裁判官の裁量のもので、裁判官と協力して、少年の改善更生を果たしていくことで協力し合う関係、少年法の理念にあるとおり、少年の健全な育成に資するのが検察官関与であり付添人の制度だと思うんですね。

そういう意味では、裁判所の指揮権の中で、国選付添人あるいは検察官関与の幅が拡大されるといったことは、これまで長きにわたって少年審判で御努力されてきた家庭裁判所の実績の上にあります。そのため、私は評価をすることでおざいます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきまます。

○江崎委員長 次に、高橋みほさん。

○高橋(み)委員 日本維新の会の高橋みほでございます。

きょうもどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、私が委員会に臨むときには、この黄色い資料、皆さんも持つていらっしゃると思うんですけど、それでも、衆議院調査局法務調査室につくついていただいたこの黄色い冊子で私は勉強させていただいているあります。すごくよくまとまつていていいんじゃないかなというふうに、ふだんよく思つておられます。あと、犯罪白書、これもいただいており

いうふうに思うわけですが、大臣の御見解をお聞かせいただければと思います。

○谷垣国務大臣 通常の刑事訴訟であれば、検察官がこちらの側面から光を当てる。それから弁護人が反対側の側面から光を当てることによって、激しく対峙し合うことによって事実を浮かび上がらせるという当事者主義的構造がとられていると思いますが、少年審判の場合には、検察官が関与はもちろんはつきりさせなければいけないわけですが、検察官の関与も、公益的な立場から事実を明らかにしていくことがあります。

したがって、当事者主義的な構造がとられているわけではなくて、そういう職権主義的な構造の中で協力し合つていく関係というのは、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○西田委員 時間が参りました。大臣、御答弁をお聞かせください。

そういう意味では、裁判所の指揮権の中で、国選付添人あるいは検察官関与の幅が拡大されるといつたことは、これまで長きにわたって少年審判で御努力されてきた家庭裁判所の実績の上にあります。そのため、私は評価をすることでおざいます。

そういう意味では、裁判官と協力して、少年の改善更生を果たしていくことで協力し合う関係、少年法の理念にあるとおり、少年の健全な育成に資するのが検察官関与であり付添人の制度だと思うんですね。

ですから、付添人はもうまるで弁護人だ、少年の立場にのみ立つんだというような考え方であつたり、検察官が入ることで弁護人と対峙するんだとか、何かそういう意見をよく聞くんですけれども、私は、そういった意見こそ、むしろ少年法の理念とかけ離れたものであるのではないかというふうに、ふだんよく思つております。

奥野副大臣、よろしくお願いいたします。

○奥野副大臣 高橋先生にお答えする羽目になつたのであります。が、見渡すといひんですよ、事務方が。何でと、こう言つてゐるんですが、いづれにしても、事務方から來てある資料によれば、在庫はございません、こういうことがあります。

今、お言葉の中にもありましたけれども、予算が厳しいという意味合いもあって、ハードコピーはできるだけ最小限の配付で、そして足らず前はホームページの方でやらせていただいているといふのが今の実態であります。

これに限つたことではないんですが、法務省と

いうところは非常に財務省に盾突かない役所になつていて、言われたら、はいはい、こう言つているのが法務省でありまして、私はその姿勢が気に入らないとずっと言い続けていたんです。

そういう意味で、この件ではないんですねけれども、できるだけ法務省も財務省と渡り合いなさい、こういう話をさせていただいているところでありますし、御不便をおかけしたところについておわびを申し上げます。

りますが、「これからも、法務省というのは大切な省庁だと思いますので、ぜひ皆さんで予算を獲得すべく頑張っていければいいなど私は思つております。

会議員になかなか配付できないというのは、ホームページにアップされていますので、もちろん資料の内容を隠しているわけじゃないんですけども、使いにくいので、なるべく会議員に内容とか、そういう資料を使いにくい状態に置かせていいのかもしれないなど勧ぐつてしまふこともあります。しかし、なぜか本題に入らせていただきます。

境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事案件について特別の措置を講ずるとあります。今回の法改正は、少年に関する刑事処分の規定を引き上げたり見直すのですから、私から見ますと、やはり何といっても重罰化されているんじゃないかなというようなイメージを持つております。

らといって、成年の加害者に比べまして短い刑期で刑務所を出所してしまって、少年院を出てしまうというのは、やはり感情からして許されないことではありますから、重罰化をするという、これはしていないという見解でしようけれども、私はこれには当然の思いだと被害者側から見ると思つております。

ただ、きょう何回もほかの方たちからも出でていますけれども、少年の可塑性、未成年の非行等には親とかの周りの問題もありますので、やはり成年と同じような方に引き上げていくのは少し無理があるのでないかなというような思いもあります。

ところを、もう少し妥当な量刑ができるようになると、未成年の押肢を広げたというのが今回の目的でございました。
先ほど申し上げたように、少年に対する不定期刑の長期、短期の上限の引き上げというのも、まさに無期刑から十年というんじや、そこに間にぎり過ぎる、無期刑も今まで科することはできましたが、間が、すぎ間があき過ぎるとか、これから、少年が主たる行為者であつて成年が従属的立場の場合などの量刑も、いかにもうまくいかない場合があるという御指摘がございました。それから、無期刑の緩和刑の上限の引き上げについても、いうこともさせていただいております。
他面、これまで、不定期刑の短期についても、處断刑の範囲内で定めなければならぬとされておりました。

いたのを、少年の改善更生の可能性その他の事情において、短期については、一定の場合には处断刑の短期の二分の一まで下げるができるしかし、これまで不定期刑を科すことができなかつた處断刑の軽い罪についても不定期刑を科すことができるよう短期を定めることができる。そういう意味で、柔軟な対応を狙つたものでございます。

したがいまして今までなかなか妥当な裁判ができるなかつたところにしていくと、ということに憲法があるわけですので、私は、それは刑事司法があつては少年審判の上では非常に意味があることだと考えております。

は、選択肢を広げた、成年の科刑とのアンバランスを直す方向に持っていくというような科刑上の意味ということであつて、実際に、この法改正をしたからといって、少年の再犯者率が減るとかが検挙される人数が減るとか、そのような実際的な意味というのは全くないとも考えなのでしょうか。

○谷垣国務大臣 例えば再犯率が減るとかいうふうとを直ちに申し上げるわけにはまいりませんが、行為の実態に応じた科刑をしていくということ

が、いろいろな意味で犯罪の抑止とかそういうも

が、いろいろな意味で犯罪の抑止とかそういうものに役立つてゐることはあるだらうと思います。

○高橋（み）委員　ただ、そうはいうものの、では、なぜ成年の科刑に近づけていくかといふこと。成年としても、長期に収監していくといふこ

とに対してもやはり一定の意味があると思いま
す。それに形式的に近づけていくという場合は、
やはり何らかの意味があつてしかるべきではない
か。形式的なもので、重罰化とかいうのをマス
コミで取り上げられるからそれを言わないのかと
ちょっと勘ぐりたくもなると思います。

ないと言っているわけではなくて、重罰化する、それなら、もしかしたら抑止効果があるならば、それはそれでいいのじやないかと思つている人間でござりますので、この法改正によつて何らかの効果を期待しているのかというのは、やはりきちんと検証するなり、これによつてそういう効果が

ないと考へているなら、ないというようなことでいいと思ひますけれども、やはり、せつかく改正するならば、現状に目を向けた改正というのが私は必要なんじゃないかと思つております。

今の話に統くんですけれども、私は、少年の再犯とかいろいろ今問題になつていてることを考えますと、やはり、厳罰化とか今回の法改正をするこ

よりも、どちらかというと、非行少年の親とか
周りの環境といふのが一番問題じゃないかと思つ

月の現状についての一番問題は、いかないと見ております。そうしますと、子供を入院させたりすることよりも、親の教育というものが、僭越ではあるかもしませんけれども、そこが問題に

なつて、いかと 思います。

現在、実際、親の教育プログラムというものをつくつて改善していくような動きというのがあるのか、お答えください。

○西田政府参考人 お答えいたします。

少年院の長は、必要があると認めるときは、保護者に対し、監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、助言、指導その他の適当な措置をとることができるというふうにされて

おります。

少し具体的に申し上げますと、職員が保護者の相談に応じましたり、助言・指導を行つたり、あるいは、職員と在院少年それから保護者、この三者による面談、あるいは保護者会、親子のかかわり方をテーマとした講演会とか、そういうふた少年院における教育活動への参加を保護者に対して積極的に呼びかけて実施しているところでございます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。ただ、伺いましたところ、長期に入院している方でも、大体三回ぐらいそういうような会を持たれているという話で、実際には三十分か一時間ぐらい、集団でお話を聞くというようなプログラムだと伺っております。それではちょっと余りにも足りないんじゃないかな。

また、少年が出てきたときに、親と周りが協力して少年の更生をもつともつと図っていくという面では、国がもう少し関与をしていった方がいいのではないかと思いますので、ぜひその点をもう少しお考えいただければと思っております。

次の話題に行きまして、今回の改正では、家庭裁判所の裁量による国選付添人の対象事件の範囲

を拡大するとのことです。これは、少年側にとりまして、私はとてもいいことだと思っておりま

す。

ただ、この国選付添人、全額、費用を国で負担すると伺っております。国選弁護人は資力要件がありますので、これは当然だと思いますけれども、無資力が選任の要件とされていないといふことは、つまり、子供の親が資力が十分あつてとてもお金持ちでも国が付添人の費用を出さなければいけないということになりますと、これはいざさか行き過ぎではないかというようなイメージがあります。

もちろん、親が付添人の費用を出さないとい

うこともあるかもしれませんけれども、その場合な

らば、後で親に請求すればいいという話になつて

くるのではないかと思います。

このような制度をとらずに、資力要件を設けないというのは、国の財政状況から見ましてかなり問題があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今回、家裁の裁量による国選付

添人制度の対象を拡大していく。

それをやりますのは、一つは、現行法による国

選付添人制度の対象とされていない事件の中にも、より適切な事実認定をしていくためには国選

付添人が関与することが必要だな、なかなか事実

関係の認定が難しい場合もございますから、そ

うところは必要だなということ、それから、

付添人が少年審判の段階から更生のために、立ち

直りのためいろいろな環境調整を行つていくこ

とが、少年の再犯防止、更生に役立つというこ

とから、これを拡大していくこうというわけです

ね。

そこで、資力要件を設けない理由ですが、裁判

所がこの事件には少なくとも付添人が必要だなと

考えた場合に、その裁量で弁護士である付添人を

付すことができるようにしておこうとしてござ

います。

今まで資力要件は設けられてはいなかつたん

ですが、仮に資力要件を設けるとしますと、裁判

所がこの事件は付添人が必要だと判断した場合で

あって、それで伝聞法則も排除されているとなり

ますと、今までの取り調べの結果にかなり依存し

て、つまり予断だらけで今まで審判に臨んでい

たというような印象がござります。ただ、もちろ

ん、こうしたことになつてしまふと、要件を

あくものとして、国選付添人を付することができます。

だから、少年側が私選付添人を選任しな

い場合には、結局、弁護士の付添人なしに少年審

判を行うということになります。そうすると、今

回、対象事件の範囲を拡大することとした理由と

整合しなくなつてくるということです。

それで、財政上いかがなものかという御懸念

は、一つは、もちろん私選をつければそれでい

くわけですが、家庭裁判所において、国選付添

人の選任の要否については法律で要件が規定されて

おります、その要件を吟味して裁量権を行使して

おりません。

いたがるものと。例えば、三十一条には、少年

または扶養義務者が資力を有していれば、家庭裁

判所は事後的に費用を徴収することができるとい

うような規定もございますので、そういう規定も

つかでしようか。

○谷垣国務大臣 通常の訴訟では、先ほどおっ

しゃつたような予断排除の原則であるとか伝聞法

則といふものが取り入れられておりまして、裁判

所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では當

事者が提出した証拠によって判断していく、そし

て双方が激しく争う中で事実関係を確定していく

ことがあります。

次に行きたいと思います。

今回の法改正は、先ほども申し上げましたよう

に、検察官が関与する割合が大きくなつてきま

す。

ただ、私が危惧することは、少年法による審

判所がこの事件には少なくとも付添人が必要だなと

考えた場合に、その裁量で弁護士である付添人を

付すことができるようにしておこうとしてござ

います。

今まで資力要件は設けられてはいなかつたん

ですが、仮に資力要件を設けるとしますと、裁判

所がこの事件は付添人が必要だと判断した場合で

あって、それで伝聞法則も排除されているとなり

ますと、今までの取り調べの結果にかなり依存し

て、つまり予断だらけで今まで審判に臨んでい

たというような印象がござります。ただ、もちろ

ん、これは今までの裁判官が非行少年などの親の

ような立場で審判に臨んでいたから、一応何の問

題もなかつたというふうに思つております。

ただ、これから検察官が多くの場合に入り込ん

でくる、参加するということになりますと、成人

の場合ならば、被告人や弁護士側と検察側が対等

な立場でやり合うというのが普通の公判廷の審理

だと思うんですけれども、このようななところでい

る、少年にとっては、中立な裁判官ではない裁判

官と、一応相手方とも思える検察官の、つまり、

敵対、言い方が悪いかもしれないけれども、自分

の味方でない人が二人いるというような状況にな

ります。

りがちではないかというふうにも危惧しております。

これだけ検察官の関与を認めるのでしたら、予

断排除の原則や伝聞法則の排除を撤回して、裁判

官がある程度中立な立場で審判できるようにして

いくべきではないかなというような考え方もあるの

ですけれども、この点、いかがお思いになるでしょうか。

○谷垣国務大臣 通常の訴訟では、先ほどおっ

しゃつたような予断排除の原則であるとか伝聞法

則といふものが取り入れられておりまして、裁判

所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では當

事者が提出した証拠によって判断していく、そし

て双方が激しく争う中で事実関係を確定していく

ことがあります。

次に行きたいと思います。

今回の法改正は、先ほども申し上げましたよう

に、検察官が関与する割合が大きくなつてきま

す。

ただ、私が危惧することは、少年法による審

判所がこの事件には少なくとも付添人が必要だなと

考えた場合に、その裁量で弁護士である付添人を

付すことができるようにしておこうとしてござ

います。

今まで資力要件は設けられてはいなかつたん

ですが、仮に資力要件を設けるとしますと、裁判

所がこの事件は付添人が必要だと判断した場合で

あって、それで伝聞法則も排除されているとなり

ますと、今までの取り調べの結果にかなり依存し

て、つまり予断だらけで今まで審判に臨んでい

たというような印象がござります。ただ、もちろ

ん、これは今までの裁判官が非行少年などの親の

ような立場で審判に臨んでいたから、一応何の問

題もなかつたというふうに思つております。

ただ、これから検察官が多くの場合に入り込ん

でくる、参加するということになりますと、成人

の場合ならば、被告人や弁護士側と検察側が対等

な立場でやり合うというのが普通の公判廷の審理

だと思うんですけれども、このようななところでい

る、少年にとっては、中立な裁判官ではない裁判

官と、一応相手方とも思える検察官の、つまり、

敵対、言い方が悪いかもしれないけれども、自分

の味方でない人が二人いるというような状況にな

ります。

りがちではないかというふうにも危惧しております。

これだけ検察官の関与を認めるのでしたら、予

断排除の原則や伝聞法則の排除を撤回して、裁判

官がある程度中立な立場で審判できるようにして

いくべきではないかなというような考え方もあるの

ですけれども、この点、いかがお思いになるでしょうか。

○谷垣国務大臣 通常の訴訟では、先ほどおっ

しゃつたような予断排除の原則であるとか伝聞法

則といふものが取り入れられておりまして、裁判

所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では當

事者が提出した証拠によって判断していく、そし

て双方が激しく争う中で事実関係を確定していく

ことがあります。

次に行きたいと思います。

今回の法改正は、先ほども申し上げましたよう

に、検察官が関与する割合が大きくなつてきま

す。

ただ、私が危惧することは、少年法による審

判所がこの事件には少なくとも付添人が必要だなと

考えた場合に、その裁量で弁護士である付添人を

付すことができるようにしておこうとしてござ

います。

今まで資力要件は設けられてはいなかつたん

ですが、仮に資力要件を設けるとしますと、裁判

所がこの事件は付添人が必要だと判断した場合で

あって、それで伝聞法則も排除されているとなり

ますと、今までの取り調べの結果にかなり依存し

て、つまり予断だらけで今まで審判に臨んでい

たというような印象がござります。ただ、もちろ

ん、これは今までの裁判官が非行少年などの親の

ような立場で審判に臨んでいたから、一応何の問

題もなかつたというふうに思つております。

ただ、これから検察官が多くの場合に入り込ん

でくる、参加するということになりますと、成人

の場合ならば、被告人や弁護士側と検察側が対等

な立場でやり合うというのが普通の公判廷の審理

だと思うんですけれども、このようななところでい

る、少年にとっては、中立な裁判官ではない裁判

官と、一応相手方とも思える検察官の、つまり、

敵対、言い方が悪いかもしれないけれども、自分

の味方でない人が二人いるというような状況にな

ります。

りがちではないかというふうにも危惧しております。

これだけ検察官の関与を認めるのでしたら、予

断排除の原則や伝聞法則の排除を撤回して、裁判

官がある程度中立な立場で審判できるようにして

いくべきではないかなというような考え方もあるの

ですけれども、この点、いかがお思いになるでしょうか。

○谷垣国務大臣 通常の訴訟では、先ほどおっ

しゃつたような予断排除の原則であるとか伝聞法

則といふものが取り入れられておりまして、裁判

所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では當

事者が提出した証拠によって判断していく、そし

て双方が激しく争う中で事実関係を確定していく

ことがあります。

次に行きたいと思います。

今回の法改正は、先ほども申し上げましたよう

に、検察官が関与する割合が大きくなつてきま

す。

ただ、私が危惧することは、少年法による審

判所がこの事件には少なくとも付添人が必要だなと

考えた場合に、その裁量で弁護士である付添人を

付すことができるようにしておこうとしてござ

います。

今まで資力要件は設けられてはいなかつたん

ですが、仮に資力要件を設けるとしますと、裁判

所がこの事件は付添人が必要だと判断した場合で

あって、それで伝聞法則も排除されているとなり

ますと、今までの取り調べの結果にかなり依存し

て、つまり予断だらけで今まで審判に臨んでい

たというような印象がござります。ただ、もちろ

ん、これは今までの裁判官が非行少年などの親の

ような立場で審判に臨んでいたから、一応何の問

題もなかつたというふうに思つております。

ただ、これから検察官が多くの場合に入り込ん

でくる、参加するということになりますと、成人

の場合ならば、被告人や弁護士側と検察側が対等

な立場でやり合うというのが普通の公判廷の審理

だと思うんですけれども、このようななところでい

る、少年にとっては、中立な裁判官ではない裁判

官と、一応相手方とも思える検察官の、つまり、

敵対、言い方が悪いかもしれないけれども、自分

の味方でない人が二人いるというような状況にな

ります。

りがちではないかというふうにも危惧しております。

これだけ検察官の関与を認めるのでしたら、予

断排除の原則や伝聞法則の排除を撤回して、裁判

官がある程度中立な立場で審判できるようにして

いくべきではないかなというような考え方もあるの

ですけれども、この点、いかがお思いになるでしょうか。

○谷垣国務大臣 通常の訴訟では、先ほどおっ

しゃつたような予断排除の原則であるとか伝聞法

則といふものが取り入れられておりまして、裁判

所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では當

事者が提出した証拠によって判断していく、そし

て双方が激しく争う中で事実関係を確定していく

ことがあります。

次に行きたいと思います。

行うことが適当であること。
それから、その反面、懇切に家庭裁判所が少年と向かい合うといつても、場合によると、いろいろなことを子供が言つたりして言い争うようになるとになると、そういう懇切に審判を進めていくと、いう体制がとりにくくなつて、やはりそれは検察官に果たしてもらうことが必要ではないかといふようなこと、裁判官と少年の対決を回避するような仕組みも必要ではないか。

そして、そのようなことによって、被害者側からの少年の言い分のみが聞かれているのではないとかという懸念を払拭することもできるようになつた。

ただ、一つ申し上げますと、検察官が関与するのは事実認定のところでございまして、少年に対してどのような更生のための措置が必要かという観点については検察官は関与しない、そういう仕組みでございまして、検察官が関与する、あるいは弁護士である付添人が関与するといつても、当事者主義的な構造ではなくて、あくまで裁判官が主宰する職権主義的な構造というのを基本的に維持しながら行つておられるということでございます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。
ただ、先回法改正がなされたときの対象範囲と今回の法改正によって、やはり検察官が関与するということが莫大に多くなるというふうにも言われております。ですから、今まで問題がなかつたかもしれないけれども、もしかしたら今問題になるかも知れないと私は少し危惧しております。

また、最初の法改正のときに、被害者側の方が、裁判官と加害者がなかなかのイメージで審判をされているというところに対して危惧があつたから法改正したとおっしゃられましたが、もちろんそれは大事な視点ではございますけれども、加害者側としては、それがなくなつて検察官が来るというのは、自分の味方ではない人間が入つてくるということになると思いますので、やはり慎重な運用というのをぜひしていただければと思つております。

そこで、先生御指摘のようなことは基本的に正

法改正でやはり検察官が重要な役割が多くなることになりますと、検察官としましても、今までの成人に対する裁判とはかなり違つ心構えとか態度などが必要なんじゃないかなどというようなイメージがございます。

例えば、少年だと、ちょっときつい言い方をしたりとかすると、反発をして眞実ではないことを言つてしまつたりということは往々にしてあるのではないかかなと思つております。そうでありますと、今までの検察官よりももっと能力の高いといいますか、別の意味で教育能力とか教育経験などがあるような検察官の導入というものが必要ではないかなというようなイメージがございます。

うのは、少年裁判所上、教育能力と教育経験を持

つべき者とされており、行政規則上、教育学、少年心理学、少年精神医学、犯罪学、社会学の知識と、それに見合う職業教育が求められているとも言つております。

先ほど谷垣大臣は、更生とか処分とか、そういうところには余り関係ないからいいんだ、余り検察官が立ち入つてはいないというお話をだつたんで

すけれども、ドイツでは少年を審判する上でこれだけ細かい配慮が行われておるので、日本でもこのような検察官の能力の担保が必要かと思われるのですが、いかがでしょうか。

○平口大臣政務官 お答えいたします。

ただいま大臣が答弁をしたとおり、少年法は職

権主義的な審問構造、これを採用しているところ

でございまして、検察官は、家庭裁判所の手続主

宰権に服しながら、あくまでも審判協力者として

審判の手続に関与するということで、刑事案件の

訴追官あるいは原告官としての活動とはおのずと

異なるつておるわけあります。

最近では、凶悪事件の審判要旨が家庭裁判所に

よつて公開されていると伺つております。ただ、

いの話がちよつと続くんですけれども、今回の

法改正でやはり検察官が重要な役割が多くなることになりますと、検察官としましても、今

健全育成等を目的とする少年法一条、あるいは、

少年審判の方式について二十二条で、懇切を旨とし、和やかに行うというふうなことも規定されて

いるところでございまして、検察官にこのよ

うな御指摘だらう、このように思ひますが、検察

官が関与することになった審判において、少年の名

前、住所など、当該少年が事件の本人であること

を推知することができるよう報道を禁止してお

ります。さらに、少年審判規則では、少年事件の

記録等を見たりコピーするためには家庭裁判所の

許可が必要だともされています。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

しているところでござります。

現在、検察においては、少年法の趣旨に沿つた

事件処理がなされることの重要性を十分に認識し

た上で、一つは、具体的な事件において、上司の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

事件処理がなされることの重要性を十分に認識し

た上で、一つは、具体的な事件において、上司の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

当然、少年法は、「審判は、これを公開しない。」

と決めておりますし、事件を起こした少年の名

前、住所など、当該少年が事件の本人であること

を推知することができるよう報道を禁止してお

ります。さらに、少年審判規則では、少年事件の

記録等を見たりコピーするためには家庭裁判所の

許可が必要だともされています。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

少年法の精神からいいますと、このよ

うな措置

というのは大事なことではあるとは思ひんですけど

れども、先ほど述べましたように、現在では一部

を公開しているということです。この凶悪事件の

方方が少年事件担当の検察官をきちんと適切に指導

するということ、それともう一つは、少年事件は

若手検事が担当することが多いんですけども、

その研修の中で少年事件に関する講義をきちんと

やつしていく、こういったような方向で対応いたし

ているところでござります。

たしたいと思います。

○平口大臣政務官 傍聴を認めなかつた事件数、取り下げ事件数でござりますけれども、平成二十一年の十二月十五日から平成二十三年の十二月三十日までに終局した事件のうち、傍聴を認めなかつた事件数は二十七件、取り下げ事件数は四件ということですございました。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

最後になつてしまつたのですけれども、奥野副大臣にお尋ねいたしたいと思います。

皆さんに出しました「少年院別の精神科医師数」というところをちょっと見ていただきたいのですけれども、ほとんどの少年院には精神科医もいなしカウンセラーもないということになつております。私、やはりこれからということを考えると、何といつてもカウンセラーなどの常備が必要じやないかというふうに思つております。そしてまた、出所後のフォローということで大事な点だと思いますけれども、実際どのようなことをされていて、出所後、再犯などはされないようなことをしているのかという点、二点につきまして奥野副大臣の御意見を伺えればと思つております。

○奥野副大臣 少年院に入つてこられる方というのは、大別すると、やはり障害をお持ちの方とか

あるいは情緒不安定とか、また、全然違う意味

で、家庭内不和というのでしようか、そういう環

境の中で育つた方がおられますから、そういう意味では、少年ごとに担任の法務教官というのをつ

けて、きめ細かな個別指導をしているところであ

ります。

個別に指導する法務教官というのは、人間科学

系の教育あるいは心理学にたけている人たちで

すから、そういう意味で、心の安定あるいは心情

の把握や安定に努めることができます。

そして、精神上の障害を有する少年や情緒の不

安定な少年を収容している少年院においては、や

はり精神科医もたくさん置がなくてはいけないの

であります。先生から出された数字はやや不足

していると思います。これは今、医療刑務所ある

いは医療少年院がお医者さんをなかなか配置でき

ないというふうな難問を抱えているわけであります。

して、これも予算の関係があるのですが、そい

う要素があります。

一方で、指導の問題を言いますと、沼田町の就業支援センターの例を申し上げると、大臣が来月伺うことにしていますけれども、農業実習を一年間していただいて、その技術を身につけた上で社会へ出ていただけるような形にしていく。そんなことを学んでいただいているわけであります。

本当に、農業を学ばせて、これも一年間なもの

ですから単純に農業へずっと行けるわけじゃない

んですけれども、そういう意味で、できるだけ農

業についてくれということでやつていいわけであります。

実際には、定員數十一人、一年間に十

二人しか収容できない中で、これまでに農業に

行った方は三人しかいないというような、非常に

陳腐な結果になつていています。

いずれにしても、今申し上げたように、担当教

官をしつかりつけて、社会へ出ても困らないよう

にいろいろな実習もさせて、そして社会へ出て

いつていただこう、こんなような対応をしている

ところであります。

私も、おととい、地元の奈良県に行きました。

農業法人の人たちに、少年院を退院した人たちを

雇つてくれというお願いをしてきたところであり

ます。

そんなことで、できるだけ社会へ早くなじんで

もらえるような教育をし、実習をさせて、社会へ

出てついていただきたいということには心がけて

いるつもりであります。

○高橋(み)委員 力強いお言葉、どうもありがと

うございます。

少年院に入所しているときの教育、そして、出

てから正業につくということが本当に大事だと思

いますので、ぜひそこにお力を配慮していただけ

ればと思っております。

きょうは、ありがとうございました。

○江崎委員長 次に、椎名毅委員。

結いの党的椎

名毅でござります。

いつもお世話になつております。

本日、少年法改正ということ、四十分間質疑

時間をいたしましたこと、改めて感謝を申し上

げます。

先日、大臣の所信に対する質疑においても、少

年法改正について少し議論をさせていただきました。

私が先日提示させていただいた問題意識と同

じような問題意識で、階先生も最後の方に一言い

ただきましたし、今、高橋先生も同じような質疑

をしておられたので、それとかぶる部分も少しあ

るかと思いますけれども、引き続き、先日提示さ

せていただいた問題意識と同じところからスター

トしてまいりたいというふうに思います。

今回の改正ですけれども、適切な事実認定の確

保ということから、大きく二つの改正が行われる

ということですけれども、一点目の、裁量的国選

付添人の範囲拡大とそれに伴う検察官関与の範囲

の拡大、この点について幾つか伺つてまいりたい

というふうに思います。

まず、大きく一点目、申し上げますと、これを

そもそも連動させる必要があるのかという点から

伺つていただきたいと思います。

先日も申し上げたところですけれども、国選付

添人の範囲拡大というのは、日弁連にとつても比較的望ましいというか、ずっとやつていいと思つてきたことなんだというふうに思つています。

まずは、大きな問題であります。

そこそこ連動させる必要があるのかという点から

伺つていただきたいと思います。

先日も申し上げたところですけれども、国選付

添人の範囲拡大というのは、日弁連にとつても比較的望ましいというか、ずっとやつていいと思つてきたことなんだというふうに思つています。

そこそこ連動させる必要があるのかという点から

伺つていただきたいと思います。

それは、検察官関与制度の対象事件を拡大しな

いで、家庭裁判所が裁量で国選付添人制度の対象

事件の範囲だけを拡大することにするところとします

と、國選付添人がついた、非行事実を争うとい

ことになりますと、制度上、事実認定の過程で檢

察官が全然関与しないということになつちゃいま

す。

しかし、こうしますと、先ほども、余り品のい

い言葉じゃありませんが、少年と裁判所で、なあ

なあで、というのは余り適切な表現ではなかつたな

と反省しておりますが、ややそういう疑義を、例

えば被害者側を初めとする国民から持たれた面も

なくはなかつた。したがつて、そういうあり方で

十分国民の納得を得られるかというと、やはり国

選付添人がついたというときには検察官も関与す

るということが私は必要ではないかというふうに

思つております。

しては、やはり国費を入れていただくということ

で、ぜひとも進めていきたいお話をどつうふうに

私自身も理解をしています。

しかし、要は、国選付添人の範囲を広げるとい

うことと検察官の関与を広げるということは、必

ずしも論理必然的に一致する話ではないんだろう

う要素があります。

ではありますが、先生から出された数字はやや不足

していると思います。これは今、医療刑務所ある

いは医療少年院がお医者さんをなかなか配置でき

ないというふうな難問を抱えているわけであります。

して、これも予算の関係があるのですが、そい

う要素があります。

一方で、指導の問題を言いますと、沼田町の就

業支援センターの例を申し上げると、大臣が来月

伺うことにしていますけれども、農業実習を一年

間していただいて、その技術を身につけた上で社

会へ出ていただけるような形にしていく。そん

なことを学んでいただいているわけであります。

本当に、農業を学ばせて、これも一年間なもの

でですから単純に農業へずっと行けるわけじゃない

んですけれども、そういう意味で、できるだけ農

業についてくれということでやつていいわけであります。

実際には、定員數十一人、一年間に十

二人しか収容できない中で、これまでに農業に

行った方は三人しかいないというような、非常に

陳腐な結果になつていています。

いずれにしても、今申し上げたように、担当教

官をしつかりつけて、社会へ出ても困らないよう

にいろいろな実習もさせて、そして社会へ出て

いつていただこう、こんなのような対応をしている

ところであります。

私も、おととい、地元の奈良県に行きました。

農業法人の人たちに、少年院を退院した人たちを

雇つてくれというお願いをしてきたところであり

ます。

そんなことで、できるだけ社会へ早くなじんで

もらえるような教育をし、実習をさせて、社会へ

出てついていただきたいということには心がけて

いるつもりであります。

○高橋(み)委員 力強いお言葉、どうもありがと

うございます。

少年院に入所しているときの教育、そして、出

てから正業につくということが本当に大事だと思

いますので、ぜひそこにお力を配慮していただけ

ればと思っております。

第一類第三号

法務委員会議録第六号

平成二十六年三月二十五日

一七

それから、平成十二年、平成十九年の少年法改正で、同様の観点から、つまり、検察官、弁護士付添人が審判に関与する必要性や、あるいは検察官ないし国費による弁護士付添人の一方のみが審判に関与することが可能であるという制度が不都合じやないかということを踏まえまして、検察官が可能な事件の範囲と国選付添人を付することができることの範囲を一致させてきた、十二年、十九年の改正でも、そういう前提の上で議論が進んできたというふうに思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

今までの議論の経過というのは、大臣おっしゃるところだと思います。

他方で、先ほど日弁連のお話を少しさせていただきましたが、少年保護事件付添援助というものを利用して、今現状で付添人がついている事件というのは大体八千五百件ぐらいあるというふうに理解をしています。そのうち国選が三百件で、私選が八千件というふうに思いました。これに対して、検察官関与事件というのは、直近で、平成二十四年だと思うので、件数としては、前後はあると思しますけれども、十件台というふうに思います。

そういうことだというふうに理解をしていて、これに対する対して、では事実認定に問題があるのかと

いうふうに疑問をやはり持つわけですね。共産党の先生と問題意識が共通しているというところに僕自身ちょっとと気まずい気分はあるんですけど、でも、問題意識としてはやはり共通している部分があるので指摘しますと、平成二十四年六月十九日参議院法務委員会で、「国選付添人の範囲を拡大したらバランスが崩れて事実認定に問題が生じるということになりますと、今も相当バランスが崩れているということになるかと思うんですが、検察官関与のない国選付添人選任事件が増えているということで、バランスが崩れて事実

認定に問題が起きているというような事態があるんでしょうか。」という質問に対しても、「最高裁判官代理人から、「弁護士付添人が選任されている一方で検察官の関与がない」という事件におきまして、これまでのところ、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった批判があつたところには承知いたしておりません。」との発言がありました。これはコピペしているので、基本的にはそのままです。

最高裁に伺いたいのですけれども、この認識は、基本的に今でも変わらないという理解でよろしいですか。

○岡最高裁判所長官代理者 現在におきましても、弁護士付添人が選任されたが検察官が関与しないという事件において、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった具体的な批判があつたことは承知しております。

○椎名委員 ありがとうございます。

やはり裁判所としても、事実認定にバランスを欠いているということではないというふうに、今の御答弁でもそうだったと思うんです。

そうすると、そろえると、そこについて、

○岡最高裁判所長官代理者 現在におきましても、弁護士付添人が選任されたが検察官が関与しないといふ事件において、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった具体的な批判があつたことは承知しております。

指摘されていましたけれども、裁判官が一件記録を見て職権主義的に今まで証人尋問等、事実認定のための行為を行つてきたわけですね。これで特定問題がないということなんですね。検察官が関与している事件というのも少ないということです。

実際に指定するかどうかというの、それは裁量的で、あくまでも限定された一般保護事件のうちの観護措置決定を受けた少年終局処分一万件のうちの約八割を占めるということであるとする

と、結構な数について検察官関与をしていくといふことになる。あくまでも事実認定の補助者としている立場ではあるけれども、少年事件に対する関与が拡大するということで、どうもやはり少

年刑事案件と構造が似ていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

いかという懸念が生じてくるおそれがあると思いま

す。

○谷垣国務大臣 付添人がつくと、そのことは、事実認定だけではなくて、早い段階から少年の社会復帰や更生を目指していろいろな活動をしていくという意味では、これは検察官と対峙する必要がない、それぞれの付添人の重大な仕事だと思いま

す。

しかし、私が申し上げているのは、仮に事実関係が争われた場合に、そこに弁護士付添人はつい

ている、それで事実関係を争う、そういう場合に、例えば被害者の側から見た場合に、少年と裁判所だけで判断をしているんじゃないか、つまり、少年の側の言い分だけが通つていくのではないかという懸念が生じてくるおそれがあると思いま

す。

私は自身は、問題意識という意味でいうと、少年刑事案件との類似性ということを指摘したいと思

いますけれども、その中でいうと、理由は大きく

三つあると思っていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

ふうに思えてならないんです。

私は自身は、問題意識という意味でいうと、少年

刑事案件との類似性ということを指摘したいと思

いますけれども、その中でいうと、理由は大きく

三つあると思っていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

ふうに思えてならないんです。

私が自身は、問題意識という意味でいうと、少年

刑事案件との類似性ということを指摘したいと思

いますけれども、その中でいうと、理由は大きく

三つあると思っていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

ふうに思えてならないんです。

私が自身は、問題意識という意味でいうと、少年

刑事案件との類似性ということを指摘したいと思

いますけれども、その中でいうと、理由は大きく

三つあると思っていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

ふうに思えてならないんです。

私が自身は、問題意識という意味でいうと、少年

刑事案件との類似性ということを指摘したいと思

いますけれども、その中でいうと、理由は大きく

三つあると思っていて、今申し上げたカバレッジの広さと、もう一つが糾弾的な尋問をするのでは

ふうに思えてならないんです。

（以下略）

すけれども、丁寧に言葉を選んでいらっしゃいます
が、でも、被害者側の意思を代弁するという検
察官の役割というと、やはり訴追官としての検察
官の立場に大分類似してくるように私自身は思っ
んですね。公益としての立場であり、被害者の意
思を代弁するというか、かわりに行う、そういう
立場としての検察官がいるとする、広い意味で
いうと、応報刑論というか、要するに、刑事处分
として、私刑が禁止されているからこそ、被害者
の意思をかなえるために公益の立場から検察官が
刑罰を論告求刑していく、こういう立場に近づいて
いるようには思つんですね。

それからもう一つは、これは何度も申し上げているわけですが、検察官が開は、事實認定を適正化していくと、与するのであって、はどういうふうに遇を考えていくか、そういう、保護をどうしていくかということには検察官が、わけではない仕組みになつておりますからして、やはり当事者主義的な構造とは違ひではないかと私は考えております。○椎名委員 ありがとうございます。僕も事務の方と話をしていたときに、フランスに話をしてしまって、ちょっと

じことを
与するの
ところで関
今後の処
こういうふ
関与する
ら、依然
違いがあ

うに思うんです。
という私自身の見解を少し申し上げて、次へ行きたいと思います。

被害者の意思を強調し、そして被害者からの見え方、さらには一般からの見え方という意味で申し上げますと、それを代弁するのは、代弁するというかその役割を担うのは、実は、少年審判においては検察官ではないんじゃないかというふうに思っております。

すなはち、何が申し上げたいかというと、先ほど階先生が一番最初に指摘をされたことだと思いますけれども、まさに平成二十年改正の部分なん

いろいろなことが考えられると思うんですが、家庭裁判所というものをつくって、少年審判事件、いろいろな問題もあつたけれども、やはり日本なりに工夫をしてそれなりの制度をつくってきちんとやないかと私は思っています。

そして、私は、平成十二年のときの改正に提案者として答弁したのを昨晩ちょっと読み返してみたんですが、今、椎名さんがおっしゃったような発想の御議論もいろいろあつたと思います。それで、職権主義的で、懇切を旨として、和やかに行うというような趣旨が、検察官が入ってくるこ

こういったところから、少年法のもともとの理念である保護主義それから職権主義、改善更生、社会復帰を目的とする大きな理念という意味からすると、少し乖離をしているんじゃないかななどいうふうに思うんですね。

二〇〇〇年改正のときも、ちょっとの改正だからいい、今回も、前回の改正から比べるとちょっとの改正だからいいということで、全体として見てみると、当初の二〇〇〇年改正以前と見比べてみると、理念としては何か乖離をしているようになります。どうしても感じてしまうんです。

そういう意味で申し上げて、ぜひ大臣の御所見をいただければというふうに思います。

○谷垣国務大臣 確かに、検察官は関与できるようになつた、そして弁護士である付添人もついた。そうすると、今委員がおっしゃったことは、まさに通常の刑事裁判そのものに近づいてくるという御認識ですね。

だけれども、やはり全体の構造として、先ほどからも御議論のあつたところですが、予断を排除して、そして当事者主義的な構造のもとに、当事者の主張、当事者の出す証拠、これだけで裁判所は判断していくという構造ではありません。やはり職権主義的な、そして少年法自体にも、懇切を尽さない旨として、和やかにという、少年に対する審判の基本的な姿勢というのはそこではあるんだと思うんですね。

事実認定のところについては、要するに
認定の適正化のために検察官の役割を強調する場面では職権主義的なもので、保護主義的であるから変わりない、そういうことの職権主義的な、時に検察官の役割を強調ところで、また言葉を選ばないといけなければ、非常に正直な話を申し上げるが、中途半端なような気がしてならないなかつてならないんですね。

私自身の個人的な見解を申し上げますと、官の公益としての役割であつたり、事実正化というのを強調するんだつたら、少くとも少年審判手続をむしろ一緒にたしかよつと整理をして考えた方がいいと思ふ。刑法としての保安処分という考え方からずつと議論をされてきた話ですけれども、非常に正直な話を申し上げるといふことまで考えた方がいいですね。

そのぐらい、今現状、私自身の感覚で縮なんですけれども、もともと異なる制度少年審判と少年刑事手続とが少しずつ少づいてきているようにどうしても見えてね。

に、事實を恐れず
に聞こえ
調し、違
義的なも
を、時に
い」という
いんです
と、すこ
たんです
と、検察
認定の適
年刑事手
て、もう
うんです
は常に昔
ども、少
渡せて保
続をつく
うんです
ベルで恐
度だった
しつづ近
しまうよ

害者等に対する説明だつたりとか、こういう手続をまさに、平成二十年改正のところで附則で見直し規定が入つてゐるわけですから、こういつた、見直して、さらに充実させていく、もししくは、今現実の運用をより被害者にフレンドリーにしていき、使い勝手のいいもの、そしてさらに被害者の不満のないようという方向で進めていくというのが、筋論としてはそうではないかというふうに思うんです。

そういう意味で、あくまでも事実認定に関して、被害者それから一般国民に見え方として疑義のないようについてふうに、言葉を選んで大臣はおっしゃっていますけれども、全体として見てみると、やはり被害者の意思をかなえるためといふふうに聞こえてならないんです。

やはり、今申し上げたように、平成二十年改正の部分をより運用として充実させていくとか見直しをしていくとかによって被害者の期待に応えてしまふといふことの方が重要ではないかというふうに思ふんですけども、大臣の御所見をいただければというふうに思います。

○谷垣国務大臣 椎名さんの問題意識に私もよく答えられるかどうかわからないんですが、いろいろなほかの方法もあるじゃないかとという御意見で

とによってだんだん崩れるのではないかというような懸念もあつたところだと思います。そして、その克服のために何をしたらいいのかといういろいろな議論が当然あり得るだろうと思いますね。

しかし、事実を発見していくために、必ずしも当事者主義的構造をとらなくても、そこに付添人と検察官が関与して事実を探求していくというシステムは、ほかの工夫があるじゃないかと椎名さんはおっしゃるかもしれないけれども、やはり司法の場で開発してきた基本的な事実発見のためのノウハウじゃないかと私は思います。

それで、そこまでやるならば、むしろ当事者主義に持つていっちゃんのはどうだという御議論だつてないわけじゃないと思う。しかし、少年の場合、やはり可塑性ということもあり、また、では伝聞法則を入れたり予断排除みたいなことをやつしていくと、どうしても裁判が長期化していくということはある程度出てくるんだと思いますね。だから、少年の場合に、審判といいますか裁判といいますか、そういうものに長く関与させるよりも、できるだけ短く結論を出していく工夫というのも少年の可塑性ということを考えたら必要なじゃないか。

そういうようなことをあれこれ勘案しますと、そういう中で、また、かつては事実認定等が厳正に行われているのかという疑問もなくなつた

すけれども、丁寧に言葉を選んでいらっしゃいま

それからもう一つは、これは何度も同じことを

うに思うんですね。

すね。

というようなことを考慮すると、現在のこの仕組みは日本の経験が生んだ一つの方向じゃないかといふに私は今一応評価をしているわけです。

ただ、いろいろな御懸念があるようなこと、御議論が今までありました。それは、これからも実務の運用について何が問題なのかということは我々もよく見ていかないかなぎやならないと思つておりますが、現段階でお問い合わせになれば、ちよつとお気に召すかどうかわかりませんが、そんなふうに私は思つております。

○椎名委員 ありがとうございます。大臣の非常に真摯な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

真実発見のための方法が幾つかあるだらうというのは、それは本当におっしゃるとおりかなとうふうに思つています。

私自身も、当事者主義こそが全てであるというふうに必ずしも思つてゐるわけではないんです。なので、もともと少年審判という手続そのものがあつたことについて、それはそれでずっと評価をしてきて、さらには、改正の歴史で見ると、先ほど西田先生もちょっとと言及していらっしゃいましたけれども、長らくこの制度は国際的にも結構評価をされてきて、そんなに頻繁に改正をしてくる法律ではなかつたというふうに私自身もこの少年法については思つています。

ところが二〇〇〇年から少しずつ制度が変わつてきて、現行制度の範囲の中で少しずつ折り合いをつけてきたということかなとうふうに思つています。なので、私自身もいろいろ検討していくかなぎやいけない問題だなというふうに思つていますし、この法改正がなされた後の実務上の運用ということを見ていかなければならぬことかなうふうに思つています。

裁判の長期化の話も先ほど指摘いただきましたけれども、国際的にも、ダイバージョンとよく言われますけれども、こういった刑事司法的な手続きが少年手続きに、それからさらに施設なんかになるべく近づけないで離しておくということ、

そして教育によつて少年をいい方向に導いていくというのが一般的な潮流だというふうに思つて、それこそが評価されているということだと思います。

そうだからこそ、大臣の真摯な御答弁に私自身も少し納得をするというか感じるところもあつたので、私自身も引き続き実務を見守つていきたいなというふうに思います。

そして、後半に私が投げかけた被害者の保護という意味でいうと、運用というか、ほかの制度について、さらにもう二〇〇〇年改正の部分の見直しのところについて、もしさらに御所見があればいただければというふうに思つています。

○谷垣国務大臣 今おっしゃったことは、見直しをせよという条項について、これは先ほど階委員からの御質問でしたか、お答えいたしましたが、階委員からはちょっとあのときの考え方と違う案を出してきたんじゃないのかとお叱りを受けたんですが、私も傍聴等を認めたというのはこの前の改正の大きな点だったと思うんです。

ただ、現実を見ておりますと、やはり傍聴といふようなことをどう許していくのかというのは、当事者である少年の心理等々にも影響するところがあり、まだ十分に経験が蓄積されていっていないような感じがいたします。

そういう御議論をいただいたわけですが、ですから、傍聴のあり方、あるいはモニター等によつてどうしていくのかということの可能性も一方視野に入れながら、今後いろいろな問題をやつしていくかなぎやいけない問題だなというふうに思つていますし、この法改正がなされた後の実務上の運用ということを見ていかなければならぬことかなうふうに思つている次第でございます。

○椎名委員 ありがとうございます。

これも引き続き実務の状況を見ていかなければならぬことかなとうふうに思ひます。私自身もきちんと問題意識を持つて事実の経過等を見てまいりたいというふうに思ひます。

少し繰り返しになるかもしれないんですけども、引き続いて、次の質問に参りたいと思いまど、高橋先生も御指摘していましたけれども、やはり予断排除それから証拠法則という話はどうしても法

事実認定の適正化をしなければならないということがあれば、裁判官がやはり一件記録を見て、心証を抱いた上で臨む、その上で、実は、それは違法収集証拠だつたんです、違法に押収されたものであり争いたいものですとか、これは伝聞証拠なので、刑事手続だつたら同意しなくありませんというような、そういう証拠を見ることができる状況の中で家裁の裁判官が実際に事実認定に臨むということです。

むしろ事実認定の適正化というところであれば、一旦、いわゆる起訴状一本主義的な考え方のつゝて、予断を排除した上で証拠のやりとりをするというところまで踏み込んで考えてみるべきではなかろうかと、うふうに思ひますけれども、もし御意見をいただければというふうに思ひます。

○谷垣国務大臣 先ほど椎名委員から、いいところ取りであると言われてしまつたんですけれども、私は、基本的に職権主義の構造をとつた少年審判、それがやはり少年の人格の可塑性であるとか、悪にも染まりやすいけれども、改善の可能性も、固まつちゃつた人よりはできる面があるといふことがあります。懇切を尽として、和やかに行うといふ職権主義的な仕組みというのはやはり意義があるのではないかと思っているわけです。

そういう中で、事実認定をきちっとしていく努力として今の方針があるわけでございまして、だから、すぐ当事者主義というところまでにはまだ相当間があるんじやないかなと思うんですね。

○椎名委員 ありがとうございます。

うふうに思ひますが、次へ参ります。

国選付添人の範囲を広げるという意味で申し上げますと、今回の改正については、あくまでも裁判所の裁量によつて決めていくという、ここにも

そういう少年の特性に対応した柔軟な方法といふ中には、やはり早く審判の結論を出してていうこともあるわけでございまして、職権主義がフレキシブルかどうかはわかりませんが、そういう少年の特性に応じた対応というのは、やはり事実認定をきちっとするということが入つていて、依然として基本的な特質として残しておかなければならぬんじゃないかというような感じを私は持つております。

○椎名委員 ありがとうございます。

やはり裁判の長期化の話をされてしまふと、そこは確かにそのとおりだなと、いうふうには僕自身も思つておりますが、事実認定の適正化といつて、家裁から派遣されている委員が法制審の中で議論していたのが、オレオレ詐欺だつたりとか、複数人による暴行、恐喝、傷害などで意見が異なることがあるというふうなことで、事実認定に問題があるというふうに言つていただわけですね。

こういつたような事件だと、やはり旧来からどちら側から意見をとつて、逆のこっち側の被疑者に望むような自白を出すみたいな、そういうことも過去行われたことがあるということで、刑事訴訟法の教科書なんかにもよく取り上げられるような事例だというふうに思ひます。

そうすると、まさに事実を争うというところの中、捜査手続を含めたところについて少年の側から争つていただきたい部分もあるかと思うんです。いずれにしても、将来的には検討した方がいい内容かなういうふうに私自身は感じております。

恐らく時間もないのですが、あと一、二問かなうふうに思ひますが、次へ参ります。

しかし、当然ですけれども、通常の刑事案件であれば、被疑者が国選弁護人をお願いしたいという請求によって国選弁護人がつくわけですね。

手続という意味でいうと、捜査からの、検察官送致、そこから検察官に行つて、そこから全件送致ということで家裁に行くんだと思いますけれども、一番最初に、多分恐らく警察の捜査のタイミングからということを考えると、少年だろうが少年じやなかろうが、被疑者国選という手続があって、請求によって国選がつくんじゃないかというふうに思うんです。しかし、家庭裁判所の審判とうことになつて、この連続性ということはやはり考えていかなければならないのかなというふうに思います。

今回、請求により国選付添人をつけるという、少年の側から国選付添人をつけないこうという方向性で物事を採用しなかつたところについて、その理由を含めて、こういつた制度についての御所見をいただければというふうに思います。

○林政府参考人 今委員御指摘のような、請求によつて国選の付添人をつける、こういつた制度についての議論というのは、実際に法制審議会の少年法部会等においてございました。

それに対しては、そのときの議論としては、やはり職権主義的な審問構造を採用したこの少年法のもとでは、家庭裁判所が後見的に国選付添人選任の必要性を判断すべきであるという意見、あるいは、観護措置をとられた少年の全ての事件について請求があれば国選付添人を付する、こういった制度が国民の信頼を得られるのが疑問である、こういつた慎重またあるいは反対意見が出されたところでございます。

また、実際上も、国費により弁護士である付添人をする必要性に乏しい事件も請求の対象としてなつた事件においても、そういう事件もあると考えられまして、どのような事件においてどうな活動のために弁護士である付添人をする必

要があるかということについては、対象とされてる事件のこの対象範囲の枠内において家庭裁判所の適切な裁量、判断に委ねるのが相当である、こういった考えに至つたわけでございます。

○椎名委員

ありがとうございます。

そもそも、そういう審判の構造自体が職権主義的であるからという、大きな理由でいうとそういうことなんだと思いますけれども、今し方ちよつとうございました。

○椎名委員

は、被疑者国選というのが少年か少年でないかにかかるわらずつけられる、請求によつてつけられる

といふことを考へると、その連続性といふのは、やはり今後検討していく課題かなというふうに私自身は思つております。

もう時間もないでの、最後に裁判所に聞きます。

この制度をどう運用していくかというところで、今後の見通しということはやはりちょっとと考えていかなければならぬことだというふうに思います。法改正後の運用は、検察官関与についてそれなりに御意見がある中で、今までと同様に、重大事件といふか争いのある事件に限つて抑制的に運用していくべきだらうというふうに思ます。

そういう意味でいうと、例え少年事件における否認事件とか証人尋問を行う事件とか、そういう事件を、数が参考になると思ひますけれども、どのぐらいの数が今後見込まれるというふうに思われますか。

○岡最高裁判所長官代理人 様お答えいたします。

先生方に一言御挨拶を申し上げます。

ここで、当委員会を代表して、四人の参考人の先生方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私とも大変御多忙のところをお差し繰りいただき、こうして出席賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第であります。それぞれ、少年法に対し非常に関心も強く、そしてただ、今委員御指摘のとおり、少年が非行事実を争い、証人尋問が必要となる事案においては検察官関与決定がされることも多いところでございまして、ちなみに、平成二十五年に終局した一般保護事件のうち、今回拡大される範囲の対象事件において証人尋問が実施されたものは約百三十件

でございまして、今後、検察官関与事件となるような事案がこれを大きく超えるようなことはないのではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、改正法が成立し、施行されました場合には、改正後の検察官関与制度について、法の趣旨を踏まえた適切な運用がされいくものと考えております。

○椎名委員

時間も来ましたので終わりますけれども、まさに運用をこれから見守つてまいりたい

というふうに私自身は思つています。

本日は、どうもありがとうございます。

○江崎委員長 午後二時三十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

村井参考人の順に、それぞれ、時間が限られておりますが、十五分御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑に対してもお答えをいただきたいと存します。

なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願い申し上げます。また、参考人から委員に対し質疑をすることはできないことになつておりますので、御了承をお願い申上げます。

それでは、まず小木曾参考人にお願いをいたします。どうぞ。

○小木曾参考人 中央大学の小木曾と申します。

本日は、ありがとうございました。

○江崎委員長 本日は、ありがとうございました。

午後二時三十分開議

○江崎委員長 休憩前に続き会議に入ります。

午前に引き続き 内閣提出、少年法の一部を改

正する法律案及びこれに対する階猛君提出の修正案を一括して議題といたします。

本日、本案及び修正案審査のため、参考人として、中央大学法科大学院教授小木曾綾先生、少年犯罪被害当事者の会代表武り子代表、弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長坪井節子先生並びに大阪学院大学教授・一橋大学名誉教授・弁護士村井敏邦先生、以上の四名の方々に御出席をいたしております。

そこで、当委員会を代表して、四人の参考人の先生方に一言御挨拶を申し上げます。

被疑者の国選弁護権については憲法三十七条规定が保障するところでありますけれども、少年法は、家庭裁判所が少年の保護、教育に全面的に責任を負うという建前でありまして、裁判所が少年の後見的な役割を果たすというこれまで期待された制度であります。

しかしながら、罪を犯したとされる少年にとって、みずから言い分を聞いて、これを審判に反映してくれる法律の専門家に個別の助力を受けることができる、そのようなことによって事實認定が正しく行われるということは、審判手続の適正

という意味でも、また再犯予防に向けた環境調整を付添人が果たすという意味でも重要なことがあります。

したがいまして、裁判所が必要と考えたときに付添人を付すことができるようにしておくことが望ましいと考えられまして、裁量による国選付添人制度が平成十九年に導入されたわけあります。

今回の改正は、現行法でカバーされない事案、例えば詐欺や傷害といった少年がかわることがまれではない事案について、共犯者等がいて、供述が食い違つたりして事実認定が争われるというような事案につきましてもその対象を広げるもので、望ましい方向の改正であると考えます。

また、被疑者の国選弁護が適用される事件の範囲より現在の少年法がカバーする範囲が狭いことから、少年が捜査対象になっている間には国選弁護人がつきますけれども、事件が家庭裁判所に送致されると、国選付添人がつかないというおそれが生ずることが予想されますので、これを解消する必要があると考えます。

二番目は、検察官闇与対象事件の拡大の点であります。先ほど申しましたように、少年法は、家庭裁判所による職権主義的な審判、すなわち、事件の事実関係の調査、少年の資質や社会環境等の調査をいたしまして、その調査の結果をよく知った裁判官が事実認定及び要保護性の判断を一手に行い、対象少年についての最適な処遇を決定するという仕組みで行われております。

したがって、家庭裁判所の裁判官は、いわば事実認定者、付添人、検察官といふそれぞれの性質の異なる役割を一人で演じることが求められています。けれども、複雑な事件においては、それが困難でもあり、また望ましくもないという場合のあることが認識されまして、検察官闇与制度が導入されたと理解しております。また、それに対応する形で、義務的な付添人制度が導入されました。

今般の改正案は、さきに述べた国選付添人の範囲が拡大されるのと同じ範囲に検察官闇与の可能性を広げるものであります。

そうしますと、この両者の範囲が一致しなければいけないのかという疑問が持たれるところであろうと思いませんけれども、もちろん、これは検察官が闇与しない場合でありますと、私選の付添人がつくことはありますし、国選付添人も裁量的に付され得る仕組みになつております。また、裁判所による職権主義的な審判構造という観点からいいましても、付添人が付される事件で必ず検察官の闇与が必要である、論理必然的にそのようになるわけではありません。

しかし、現行の検察官闇与事件以外にも、裁判所が検察官の意見を聞いてみたいと思う必要を感じる事案があることは法制審議会の部会でも指摘されています。今回も、この刑罰のあり方にについての法案として保護処分をもつて臨みますけれども、やむを得ない場合には刑罰を科すことも認めております。冒頭述べましたとおり、法案は、罪を犯した少年を一般的により重く処罰する、例えば、現在五年の刑が科されるという行為に七年、八年の刑罰をもつて臨むという結果を招くものではありません。

長く裁判官を務めておられまして、この部会の委員でもあられました植村立郎という先生がおられますけれども、この先生は、部会の中で、事実という像に多面から光を当てることが重要であるという意見を述べておられます。

そうしますと、税金をもつて少年に付添人が付されている場合に、裁判官が検察官の意見も聞いてみたいと思ったときにそなうすることができない制度になつてはいるということが、被害に遭われた犯罪被害者、それから税負担をしている人々の理解を得られるかどうかという、疑問であると思います。

この制度が導入されたときにも、検察官闇与を許しますと、少年審判手続を被告人の刑事責任を追及する刑事裁判のように対審構造化して、少年を萎縮させて十分にその言い分を聴取することができなくなる、現行の保護、教育を旨とする少年法の理念と一致しないという懸念が表明されました。

しかし、第一に、検察官闇与の決定は裁判所が必要と認めるときにするものでありますと、裁判所が責任を持つ少年審判の構造は変化しておりません。第一に、ここまで検察官闇与の実績を見ましても、検察官闇与決定のあつた事件は年間約二十件前後でありますと、制度設計どおり、補助的な闇与にとどまっているというふうに考えられます。したがいまして、今回の法案がやはり少年法のありようを大きく変えるということにはならないと考えております。

三番目です。不定期刑の長期短期の引き上げであります。

少年法は、非行事実の認められた少年には原則として保護処分をもつて臨みますけれども、やむを得ない場合には刑罰を科すことも認めております。今回は、この刑罰のあり方にについての法案であります。冒頭述べましたとおり、法案は、罪を犯した少年を一般的により重く処罰する、例えば、現在五年の刑が科されるという行為に七年、八年の刑罰をもつて臨むという結果を招くものではないと考えます。

国が人に刑罰を科すことの根柢につきましては、さまざまな意見があります、見解がありますけれども、ここでは、国家、社会が刑罰という不利益をその行為者に科すことによって、罪を犯した者にその行為へのけじめをつけさせ、社会及び被害者が納得する、また、行為者は刑を受けることでその責任を自覚して、更生のきっかけとするというもののではないか、ここではそのように理解しておきたいと思います。みずから行為へのけじめが刑罰であるとしますと、その刑罰として受けける不利益は罪に見合つたもの、つまり、罪に照らして不長くても短くともいけない、均衡のとれたものでなければなりません。

現行法の五十二条の二項は、有期の懲役で処断すべき場合に原則として少年には不定期刑を科すことにして、その上限を十年としております。一方、五十一条の二項は、十八歳未満の者について無期刑で処断する場合にはそれを緩和するという定めを置いております。

処断刑は、具体的な事件に際して、その罪の重さに応じて決められるものでありますけれども、現行法では、少年の犯した罪については、不定期刑の重限十年の次に重いのは無期刑ということになります。

渡すことができるけれども、そのためには罪の度合いが過ぎるという事案がある、そのようないな罪があるということを示す裁判例も複数あることになります。これは量刑の原則に反します。無期刑に相当する罪ではないけれども、しかし十分では余りに軽過ぎるという事案がある、そのようないな罪があるということを示す裁判例も複数あることになります。これは量刑の原則に反します。

ただがつて、法案は、少年がそのような類型の罪を犯した場合に、現行法では罪刑の均衡を欠くと思われる場合に、裁判所が選択することのできる刑罰の範囲を広げるものであります。前述いたしましたとおり、ある罪についての法定刑、処断刑を一律に重くするというような、いわゆる厳罰化ではありません。付言いたしますと、部会での議論の過程で、不定期刑の短期を処断刑以下とすることもできることにしたり、長期三年以上の刑に限定されていた不定期刑をそれ以外の場合にも適用することができるという工夫を凝らしております。

四番目であります。無期刑の緩和刑の上限を引き上げることについてであります。

もし不定期刑の上限が提案どおり十五年になるとしますと、現行の無期刑の緩和刑の上限十五年と同じになります。刑罰は、犯された罪の重さに応じて段階的に定められておりますけれども、有期の懲役より重い刑は無期刑であるはずですあります。そうしますと、今までは、不定期刑の上限が仮に引き上げられると、不定期刑の上限を超える無期刑の緩和刑というのがないことがあります。これは、刑罰体系にそぐわないのではないかと思われます。

これによつて、少年であつても無期刑を科されるべきときは二十年の懲役刑を科すことができることになつて、裁判官の選択の幅が広がります。ただし、二十年というのはいかにも長いという意見が当然あらうと思います。しかし、刑の長短、罪刑の均衡というのは相対的な概念であると思ひます。刑罰体系の中で比較されるべきものではないかと思います。既に国会では刑法を改正しまして、懲役の上限を二十年としておりまして、それ以前の懲役の上限は十五年であります。したがつて、これと現行少年法の五十一条二項が有期の懲役の上限を十五年としている部分は平仄が合ふわけでありますので、懲役の上限が二十年といふことになつてゐるときに、少年法の五十一条の二項の上限を二十年とすることが、これまでの法制度と乖離するわけではないと考えます。

さらに、ここでは刑の上限のみ五年引き上げることとしまして、下限はそのままにしております。このことからも、やはり今回の法案は、少年を一律に重く処罰するという意図に出たものではありませんで、罪に見合つた刑罰を科すことができる制度の実現を目指したものというふうに理解しております。

以上です。（拍手）

こんな理不尽なことがあってはいけない。それに、少年法の壁もとても大きかつたんです。この十八年間、全てをさらけ出して、声を上げ続けてきました。

それから、平成九年十二月に、同じ思いの人と一緒に少年犯罪被害当事者の会をつくりました。そして、我が家が事務局となり、私が代表になりました。きょうは、四人の会の人たちと参加をしています。

何度も申し上げているように、不十分な事実認定は、少年の更生にもつながらないばかりか、反する結果にもなるでしょう。實際、少年の再犯率は高いものになっています。私たちの会の人の加害者も、再犯している人が何人もいます。

少年に甘いという単純な理由からではありません。きちんと事実認定をしない今まで行われる少年審判の後には、一体何が起きたのでしょうか。少年は本当に反省ができるのでしょうか。厳密な事実認定を行わない現行制度のもとで、私たち

てほしいなどと言つつもりは全くないんです。しかし、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大すると、審判の構造としては、少年側の人間が一人ふえるということにはなりません。しかも、弁護士という専門的な立場の人です。これは、私たち被害者から見れば、審判が現行の審判と比較してさらに少年側の人間のみによって構成されるということです。

私たち被害者はこれまででも、少年の主張だけを聞いて行われる審判に大きな不信感を感じてきました。しかし、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大すると、審判の構造としては、少年側の人間が一人ふえるということにはなりません。しかも、弁護士という専門的な立場の人です。これは、私たち被害者から見れば、審判が現行の審判と比較してさらに少年側の人間のみによって構成されるということです。

私たちの願いは、私たちの子供が味わったような悲劇を繰り返さないようにすること、子供たちをこれ以上、被害者にも加害者にもしないということです。

今回の審議対象は、検察官闇与の範囲の長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪への拡大です。私たちは、事実認定の重大さを繰り返し訴えてきました。逆送されるか否かで事実認定の手続に大差があるわけですが、現行法では家裁の裁量で決められるわけです。家裁の審判においても、少なくとも被害者が死亡したり重傷を負つたりした一定の重大事件については、自白事件も含めて、検察官闇与を家裁の裁量ではなく原則としてほしいと主張してきたのです。

少年を保護、教育して更生させる、健全育成をするというのなら、本当に更生させることのできる制度にする必要があると思っているのです。更生の大前提となるのが、適正な事実認定です。事実認定をいいかげんにしてよいという理由はどこにもないでしょう。特に人を殺したり傷つけたりした重大事件においては、何をおいても事実を明らかにすることが不可欠です。事件の真相を明らかにする。それは、事件を起こした少年に対するいかなる処分が必要かを考えるに当たっても必要不可欠なはずです、被害者の名譽回復や尊厳の維持にも重要なことなのです。

人は、少年に本当に更生できる環境を与えて貰っているのでしょうか。実際にこういう例があります。

審判では、被害者が自身が殺された建物に少年を誘い込んだとされていた上に、殺害の動機も、被害者の言葉にかつとなつて、とつさにその場に落ちていた布を拾つて首を絞めて殺害したと認定されました。が、民事調停での少年の自白で、実際に少年が被害者を建物内に誘い込み、用意したと布で首を絞めて殺害していたことがわかつたのです。審判に対する強い不信感が残つてしまいまして。検察官不在の審判で、加害者の側の言い分だけが通つたため、逆送にもならなかつたと感じています。

現在の審判では、このように少年のうそが通つてしまふ現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることは明らかです。社会でいううそは通用しないという基本ルールを少年に教える義務が大人にはあります。厳密な事実認定は、被害者のみのためではありません。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠なはずです。

今回は、国選付添人についても拡大することが検討の対象とされています。

私たちは、従来、国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大について反対はしていません。身柄を拘束された少年に付添人をつけるのは、その少年の言い分をきちんと聞くために必要でしょう。私たち被害者は、少年の言い分を聞かずしに審判をして

した。国選付添人の対象事件の範囲の拡大は、私たちの不信感をさらに大きくするものです。

審判は公正に行われる必要があるのは明らかです。もともと、少年が何をしたのかを明らかにする手続に少年側の人間しか出席しないという制度は、事実誤認を引き起こす危険が大きいものでした。そのような事態を避けるためにも、国選付添人制度の対象事件の範囲が拡大されるのであれば、付添人がつけられた事件についての事実認定には検察官関与が必要と考えます。

適正な事実認定が必要だとしても、必ずしも検察官関与は必要ないという意見もあります。検察官関与に反対する意見です。検察官が審判に出席すると、少年が萎縮して話せなくなるとか、和やかに行われるべき審判制度に反するなどの理由が常に挙げられています。

でも、逆送された事件で、実際に少年が何も話せなかつたという例が何件あつたでしょうか。審判には、刑事法廷においてさえ、きちんと話せる少年がほとんどだと思うのです。検察官が関与したからといって、直ちに審判が和やかでなくなるということにもならないと思います。そもそも、重大事件を起こした審判の場なのです。本来厳しい場であるはずなのです。

ただし、私たちは、厳しい言葉で少年を追い詰めてほしいなどと言っているわけではありません。少年であることに対する配慮した質問の仕方というのはあるはずです。和やかにという意味は、そういうことではないでしょう。

不定期刑の見直しを求めます。

被害者は、犯した罪に見合った適正な処罰といふものがあるのではないかと思っています。犯した罪に見合った適正な処罰を実現してほしいので、有期刑上限の引き上げを望みます。目立った事件が起きたときに法改正が叫ばれることが多いですが、そのとき法律がなければ適用されない。今回の改正で上限を上げることがとても大切です。引き上げたからといって、全ての犯罪に適用されるわけではなく、裁判所が公正に判断して、罪に見合った適正な運用をすればいいのです。

少年のときに罪を犯した受刑者は、十代や二十代なので、とても大切な時期を長期間拘束すれば社会復帰できないという声があります。矯正教育の問題など、まだまだ足りないところはあると思います。矯正教育のあり方を考えることは、とても必要で大切だと思います。

ただ、絶対に忘れてほしくないことが一つあります。それは、十年や十五年、少年刑務所に入る少年がいれば、その反対側には、命を奪われた被害者がいるということです。私たちの会であれば、六十二歳で命を奪われた方もいますが、ほとんどが十三歳から二十四歳と、十代から二十代前半に命を奪われています。十数年で命を奪われて、その後の人生はないのです。そんな命を奪つたわけです。命はどうとい、地球より重たいと言います。それを考えると、十年、十五年は長いのでしょうか。罪に見合う罰は、厳罰化ではなく適正化です。これまで罪に見合った罰がなかつただけだと思います。

日本は法治国家です。かたき討ちは許されない

のです。私たちの話を聞いたほとんどの人たちは

こう言います。自分だったら、大切な子供が殺さ

れたなら相手を殺しに行くと言つてくれます。で

も、実際はしてはいけないので。私たちはそん

な思いを押し殺しながら生きているのです。だか

ら、国が、たとえ少年であっても罪に見合った罰

は与えていただきたいのです。上限を引き上げるよ

ことは、罪に見合った罰を与えることができるよ

うにするということですから、とても大事なことです。

大阪地方裁判所堺支部での少年事件の判決で、無期懲役は選択できないが、現行法の有期刑では不十分だと判断されました。とても勇気がある判決文だと思いました。裁判員裁判も始まり、開かれた司法、開かれた裁判所という言葉がよく使われるようになりました。ようやく裁判官の方も、こうやって勇気を持つて、そのような言葉を使えるようになったんだだと思います。その勇気を持つた判決文の言葉は本当に大事にしていただきたいと思います。

私たちの苦しみ、悲しみは一生変わりません。

でも、國として、私たちにも私たちの子供を殺した加害者と同様の権利を与えてくれたなら、それが私たちが自分たちの力で前を見ながら生きてい

く力になるでしょう。

ありがとうございました。(拍手)

○江崎委員長 どうもありがとうございました。

引き続いて、坪井参考人にお願いいたします。

○坪井参考人 私は弁護士でございます。ただ、皆様のお手元にお配りをしました資料の一一番最後

に、「社会福祉法人カリヨン子どもセンター」とい

うパンフレットをつけております。十年前に、仲

間の弁護士たちが中心になりました、十五歳から

十九歳まで、虐待や非行のために帰る場所がな

い、今晚泊まるところのない子供たちのための

シェルターを開設いたしました。きょうまで十年

間、約二百五十名の十代後半の子供たちの居場所

づくり、その子供たちの自立支援をしておりま

す。

そうした、付添人として少年事件にかかわり、

あるいは、シェルターの運営者として非行を起こ

した子供たち、虐待から苦しんだ子供たちに携

わっている現場から、今回の少年法案について意

見を述べさせていただきたいというふうに思つて

おります。

大部の資料をお手元にお届けいたしました。これは、今回の法案に対してもどのような市民たち、弁護士たちの意見があるかを皆さんに知つていた

だけたいと思つてお配りしたもので

す。

一ページにあります、少年法改正に反対する弁

護士有志、そして研究者有志の会、これは、私、

そしてこれからお話をする村井さんも入つてお

りますが、今回の少年法案に対して反対をする弁

士、研究者の意見書でございます。私が申し上げ

たい趣旨はここにあります。

飛びまして十三ページを見ていただきますと、

ただいま被害者の方の切々たる訴えがございまし

たが、少年犯罪被害者の中でもいろいろな御意見

をお持ちの方がいらっしゃいます。十三ページに

ありますのは、佐賀バスジャック事件という少年

犯罪の被害者であられました山口田美子さんの講

演録です。山口さんは、被害者でありつも、少

年法の厳罰化あるいは検察官関与に反対をする

という意見を常に述べておられます。

さらに、十七ページ。被害者と司法を考

える

会、これは、子供さんを亡くされた片山徒有さん

というお父さんがつぶやいている会でございます。

が、こちらでも少年法改正反対の意見を出されて

おります。

さらに、二十一ページをいらんください。

二十一

ページは、一昨日の新聞記事であつて、先生方

もごらんになつていらっしゃるかもしれません

が、神戸連続児童殺傷事件の被害者であられる、

子供さんを亡くされました山下京子さんというお

母さんの手記が載つておりました。

その手記の一番最後の段落を見せていただきます

と、加害男性から十通目の書状が来た、そういう

内容なんですが、「加害男性は、生涯をかけて償

いながら生きることを選びました。彼が、自分

の罪を正面から見つめようとするほど、

計り知れない苦痛が伴うでしょう。でも、いばら

のような道を歩みゆく過程で感じる命の痛み」そ

が、償いの第一歩ではないかと思つています。」と

いうふうにお書きになつていらっしゃいます。少年法のもとで裁かれた少年からの手紙、遺族との交流が書かれております。

さらに、二十一ページ以下は、さまざま市民

や団体の意見書を載せておきました。子どもも

法・21、市民団体の中で特に子供たちに寄り添う

市民たちがつくつておられる団体ですが、こちらで、

少年法改正法案に対して、特に国連の子どもの権

利条約の視点から、いかにこの法案がおかしいか

ということを中心述べてある意見書です。

それから、二十六ページ。これは、裁判所の書

記官、現場の調査官の方たちが出しました、金司

法労働組合として出されました少年法骨子、これ

は骨子の段階で出していますが、見解として、刑

の長期化、そして検察官関与に反対をする

という意見を中心述べてある意見書です。

それから、二十七ページ。これは、最近に

なりまして各弁護士会で会長声明を出してお

ります。仙台弁護士会、埼玉弁護士会、そして静岡弁

護士会というところで、この改正法案に対する反

対意見を会長声明で出しております。

こうしたところをぜひご覧いただきたいと

思つて、資料をお配りいたしました。

私は自身、付添人を長くしてきて、きょうは、ど

ういう子供たちが非行少年なのかということをも

う一度先生方に御理解いただきたいと思って、ま

ずお話をさせていただこうと思つております。

被害者の権利保障、これは本当に重要なことだ

と思つております。私は、少年事件の被害者の代

理人をしております。少年法の中でのようによ

り、被害者が守られなければならないかということにつ

いても感想をするのですが、国会議員の先生方

には、ぜひ、加害者たる少年たちが被害者であつ

た歴史の部分にも着目をいただきたいと思いま

す。

私自身が虐待事件ということを知つたのは、実

は付添人になつてからでした。付添人をして非行

少年と向き合いました、その子がどうしてこのよ

うな犯罪を起こしたかということを話を聞いてい

く過程で、その子供の生育歴に虐待の影が見えなかつたことがなかつたからです。その虐待、身体的虐待も、あるいは罵倒、無視という心理的虐待も、そして最近ふえてるネグレクト、世話をしでもらえないという養育放棄、そうした中で、子供たちが心も体も傷つけられ、ひとりぼっちでさまよい、そして荒れ狂つて非行に陥つた、その過程をつぶさに見せられました。

その子供たちは、自分の痛みを救われたことがない、誰にも相談できたことがない、その中で人間不信に陥つています。大人なんか信じられないと言います。そして、自分の苦悩を言葉で表現できぬ、聞いてもらつたことがない、人の話も聞けない、自分の痛みを誰にも救つてもらつたことがない、人の痛みがわからない、そういう子供たちでした。

被害者御自身が、厳罰化、厳しくと言うことを私は否定するものではありません。しかし、周りの人間たちが、この子供たちのそうした不適切養育や虐待を放置したまま、犯罪者になるまで放置した家族や学校や地域や、そして国の責任はどこへ行つてしまふんでしょうか。その人たちまでが一緒になつてこの子供一人に責任を負わせる、そんなことでこの国の未来があるでしょうか。

子供が刑務所で長期処遇をされた場合にどのようなことが起きるか。

刑務所といつては強制労働をさせられます。そして、一日じゅう全てを管理、監視された中で生活が行われていきます。そこでは、いわば何も考えなくとも三度の御飯が食べられて、恐らく心を磨滅させていつて、非人間的な生活をしようと思えばできてしまうところであります。そのような中に子供たちが入つていく、若いうちに入つていく。

そもそも、人間性というものが育てられずに、人間らしさを失つて犯罪に落ちた子供たちが、そのような中で人間性を回復していくことができるのでしょうか。罪の意識や贖罪の意識がその中で高まつていくでしょうか。社会に対する適応力も

コミュニケーション能力もないまま、長期間の収容の後、社会へ戻つてきたときに何が待つていてるんでしょうか。

私たちは、長期処遇を受けた子供たちが帰つてきましたときの現場に立ち会つてきました。社会の動きについていけない、就労する方法もない、家族に見捨てられている、そういう子供たちが生きていくのがどんなに大変か。そして、その中で多くの子供たちが、就労のめどなく、生活を自分で再建することもできず、自立の力もなく、ホーリレス化し、生活保護を受給していくような人間になつてしまつたり、あるいは行き場なく再び犯罪に陥つたりしていく、そういうところを見続けてきました。

このようなことが起きてる中で、どうして子供たちの被害者への贖罪の意識も高まつていくといふことがあります。この家裁の審判廷はぐんぐん変容しております。私たちには付添人をしていながら、かつてだつたこれは保護観察だったという処遇が少年院送致になつてゐるということを感じたり、逆送事件が確かに激増しているということを感じたり、あるいは、仮釈放までの期間がどんどん長くなつてしまつてなかなか子供が帰つてこないと、いうことを実感しております。

今回の法案の中でさらなる長期化ということになつた場合に、たとえその法律が適用される子供は一人二人にすぎなかつたとしても、少年法全体が子供の長期処遇化の方向へ向かって変わつてくといふことは、もう火を見るより明らかだと思つております。

子どもの権利条約三十七條(b)項に、子供の自由の束縛といふことは最後の選択でなければならず、しかも、最も適当な短期のみにしなければならないとなつております。国連子どもの権利条約は日本政府が批准をしている条約です。この条約に違反をするような法改正をすることは許されない。

私たち、長期処遇を受けた子供たちが帰つてきましたときの現場に立ち会つてきました。社会の動きについていけない、就労する方法もない、家族に見捨てられている、そういう子供たちが生きていくのがどんなに大変か。そして、その中で多くの子供たちが、就労のめどなく、生活を自分で再建することもできず、自立の力もなく、ホーリレス化し、生活保護を受給していくような人間になつてしまつたり、あるいは行き場なく再び犯罪に陥つたりしていく、そういうところを見続けてきました。

このようなことが起きてる中で、どうして子供たちの被害者への贖罪の意識も高まつていくといふことがあります。この家裁の審判廷はぐんぐん変容しております。私たちには付添人をしていながら、かつてだつたこれは保護観察だったという処遇が少年院送致になつてゐるということを感じたり、逆送事件が確かに激増しているということを感じたり、あるいは、仮釈放までの期間がどんどん長くなつてしまつてなかなか子供が帰つてこないと、いうことを実感しております。

彼が、地元へ帰れず、少年院から私たちのところで戻つてまいりました。彼は、少年院の中で非常に厳しい教育を受けました。一年間の間は何をされているかわからなかつたと言つていました。しかし、一年後、ようやく先生の言うことがわかつてきました。そして、自分の起こした罪といふものに向き合はされることのつらさ、本当に死にたいほどつらかつたと言つていました。そして、付添人がずっと彼を支え続け、被害者への謝罪といふことを彼に促し続けました。彼は、戻つてきて、スタッフと一緒に暮らしながら、就労先を見つけ、被害者と交流をし、きちんと一生かかつて被害弁償することを誓い、今も、月々一万円ずつですけれども、被害者に対する弁償を続けながらおわびを続けております。

こうした子供たちの更生、これは、隔離からではなくて、本当の意味でそれを助けるたくさんの人たちがいて、被害者の権利保障も、そして子供たちの成長も助ける人たちがいて初めて実現することあります。先ほどの山下さんの手記も同じことをおっしゃつていらっしゃるんだというふうに思います。

必要なのは、虐待あるいは不適切養育に着目して、専門的な短期集中処遇、そして、できるだけ早期に社会の中での日常的な人間関係に戻して、息の長い司法、福祉、更生保護、多機関連携による子供の自立支援の継続だと思います。再犯を防止し、社会人として自立させ、被害者への本当の意味での償いをして、この社会が安全になる、それが少年法の理念だらうというふうに思っています。

二〇〇〇年改正後の審判の変容は先ほど申し上げましたが、審判は、私たちが参加していく、かつての、裁判官が自分の人格をかけて子供と対話をし、子供の言葉を引き出し、そこに反省を求めていくという、厳しくも、しかもしみじみとした審判廷というのは見られなくなつてきました。恐らく、内省を促すという言葉が二十二条に追加されました。裁判官闕があつたり、逆送事件がふえてくる中で、審判は刑事裁判のような趣をしてしまつて、裁判官は、追及し、説教をし、子供の口答えを許さない。私ども付添人がいても、付添人は黙つていてくださいと言われて、私たちが黙らざるを得ないような審判廷が出現しております。人間らしさを失つた子供たちに何よりも必要なのは、まず、自分たちの言葉で子供が気持ちを表現できるようになること、それから人の言葉を受け入れるようになることです。少年法では、調査官面接、鑑別所技官の面接、そして審判廷で、あるいは付添人の面会で、子供と言葉で一対一で聞き合つという、子供の人間らしさを回復するための第一歩がそこで始まつていくのです。

検察官の役割は、訴追であり、そして尋問をして国家権力による処罰をすることが役割です。一人一人の個人の検察官の問題ではなく、制度として、それが検察官の役割、お仕事です。今、審判の変容は、私たちとしては本当に回復不能などこれまで來ていると思つてますが、ここに検察官関与が大幅な範囲で加わることができるとなつてしまつたら、瀕死の少年法が壊滅するのではない

かといふほどの危機感を感じています。

裁判官が本当に事實認定に困つておられるのか。裁判所はそんなことはないとおっしゃつてはすです。全ての検査資料がお手元にあります。

す。裁判官は全ての検査資料をお読みになる。そして、もし子供の話がわからなければ、どうしても第三者的にならなければ、そのためにこそ調査官がおられる。調査官がきちんと事実を整理して質問をする、それを裁判官がお聞きになればいいことではないですか。なぜ検察官が来なければならぬのか。

子供がうそをつくとおっしゃる。どうして子供がうそをつかなければならぬのかをお考へいたいだきたいと思います。子供たちは大人不信です。信じられない大人にはうそをつきます。しかし、本気で、さまざまな試し行為にさらされながら、本当に大人の方も必死で子供に向き合っていくとだらうというふうに思います。

少年法が本来の使命を取り戻すために、今回の法案に對して私としては反対せざるを得ないといふことです。冤罪の危険もそこから高まっていくことがどうございました。(拍手)

○江崎委員長 次に、村井参考人にお願いいたします。

○村井参考人 村井でございます。

私は、一橋大学、さらに龍谷大学において少年法を講じております。現在は、大阪学院大学の法科大学院で刑法を講論しておりますけれども、少年法も専門としてやっています。二〇〇〇年の改正のときには、参議院の方に参考人として参加させていただきました。

弁護士も一応やっておりまして、資料のところに、弁護士として付添人をやった経験を少し述べさせていただいております。数少ない中で、万引き事件ですけれども、少年事件をやりました。最初、私が少年に会ったときには、誰が来たのかわからぬ、警察官なのか弁護士なのか何だかよくわからない、弁護士というのに会ったことがないというのもあつたんですけれども、それでどうしたものだろうかというので非常にかたい顔を

しておりましたが、毎日のようくに会いに行きますとだんだんとその顔が変わってきてまして、最後には、自分のような非行少年を何とか支えるような職業をしたいとまで言つようになりました。その後、それで勉強したかどうかというのはわかりませんけれども、そこまで言つてくれて、私は事件にかかわつてよかつたなというふうに思います。

このときには、やはり調査官とも緊密に連絡をとり合いながら、少年の処遇をどうするかということを検討してきました。もちろん、検査官は一切かわらないわけですから、少年事件ですが窃盗事件ですから、これで事実に争いがあると、今度の改正案では場合によつては検査官が立会つてやつたらどうなるだらうかと非常に危惧を感じております。

その意味で、検査官立ち会いは問題があるということ、刑罰を引き上げるという今回の法案については反対ということで、意見を述べさせていただくわけです。

お手元にレジュメのようなもの、意見要旨を配つております。

これはもう歓迎に説法でしようが、少年事件というのには、基本的には刑事案件ではないということです。各国の状況を見てみると、民事事件として明確に位置づける法制も多いですが、日本の場合も、家庭裁判所でこの事件をやるということの意味は、家庭調停とのつながりにおいて、いわば家庭環境問題ですね、家庭環境というのが非行を犯す上で非常に重要な要素があるので、家庭裁判所で民事事件とあわせて考えていくことの意味です。そのため調査官というのがおりまして、調査官が事実を調べて、適切な処遇について裁判官にアドバイスする、これが家庭裁判所の役割であり、調査官の役割。付添人をあわせて一緒になりますけれども、そういう専門家を検査官として割り当てるならば検査官立ち会いというのもあり得ることですが、日本の場合には残念ながら検査官

常に重要なことです。事実をないがしろにしてはそういうことではないんですね。先ほど、裁判官が全ての役割を果たさなきやならないと必ずしもそうではない。付添人がおりませんし、調査官がおります。調査官は事実を調査することができるので、非行事実を誰が告げるかということでいえば、裁判官が告げなくても、この調査は、調査官というのがありますので、調査官が、社会学や心理学等の法律的なものだけではなく、いわば全人格にわたつてその少年について調査を進めていく、それをもとに審判が行われるというのが現在の家庭裁判所のあり方です。

そこに検査官は必要でしようか。私は必要ではないというふうに考えております。少年審判においては、もちろん被害者の方の意見もあるでしょうが、被害者、社会を含めて、一体、この非行を犯した、犯罪を犯した少年に対する対応はどう対応するかを考える場です。

二〇〇〇年の改正のときに、修復的司法の問題といふのをかなり真剣に議論でも取り上げられたと思うんですけども、それがどうなつてしまつたのか、残念なんですが、修復的司法といふのは一つの考え方です、被害者と加害者が向き合つて考へていくという形ですから。こういうふうなものを想定するのならば、新たな少年法のあり方というのを考えることができるだらうと思いますが、残念ながら、そこに検査官を関与させ、刑罰を上げるという形では、この修復的司法の考え方には生かされないことになります。

検査官が入るということによって事実の究明がよりよくなるか。必ずしもそうではない。先ほど言いましたように、単なる非行事実の、何月何日に何をやつたということを確定するだけの意味で

はなくして、その原因を探ることに意味があるわけですから、その原因を探るという役割において、検査官は決して専門家ではない。後ほど言いますけれども、そういう専門家を検査官として割り当てるならば検査官立ち会いというのもあり得

るのですが、日本の場合には残念ながら検査官はそういう役割を担つていないんですね。現在、恐らく警察からはイギリスに派遣されていると思うんですが、イギリスでは認知的手法で、警察の調べもそういう形でやつてきている。それができる。

現在、恐らく警察からはイギリスに派遣されていると思うんですが、イギリスでは認知的手法で、警察の調べもそういう形でやつてきている。それができる。

いのが、現在の日本の検察官制度です。

したがつて、私は、日本の現在の検察官制度をそのままにした形で検察官が立ち会うのは反対である。一つは、検察官の立ち会いがもしどうしても必要ならば、ドイツの方式を参考にすべきである。ドイツでは、教育職、二年以上の経験のある者が検察官として立ち会うことになつております。教育主義ですね。日本の保護主義、教育主義、これに合致するとすれば、こういう検察官を想定するということにならなければいけない。概念ながら、現在の日本の検察官はそうではない。したがつて、検察官立ち会いについては、今のような制度改革を念頭に置かないと十分なものにならないということを強調しておきたいというふうに思います。

少年刑の引き上げの問題ですが、これは立法事実が果たしてあるのか。先ほど、堺支部の判決がありました。確かに、そういう指摘はありました。しかし、それが全てではない。現実に、重い方に行つてはいるという事実はあるんですねけれども、しかし、これが引き上げられると、やはり重い方に引き上げられていくだろうということですね。

長期と短期の幅が広がることによつていろいろ処遇上メリットがあるということが言われるんですが、それだつたら短期を下げればいいということにもなるわけですね。なぜ長期だけを、長期を上げるのか。ここは大変に問題があるところであります。

成人事件とのバランス論も出されています。しかし、あくまでも、成人の事件と少年の事件は、先ほど言いましたように、違うんです。基本的に違っています。これは少年法の分野だけではなくて、刑事裁判の領域に来たときにもこれを考えなくてはいけない。少年審判の場だけで保護主義、少年の非行原因、犯罪原因を考えるというのではなくして、刑事案件になつて、刑事裁判になつた場合でも、そのことを念頭に置いて裁判はしなければならない。

殺人を犯したということになつて、争いがあつて、検察官が逆送、刑事裁判所に送る、検察官が逆送して、それが起訴するという形になると、裁判員裁判になります。裁判員裁判では、裁判員の負担を考え、非常に短期間に事を処理しなければならない。現在の裁判所の基本的な判断構造といふのは、まさに犯罪事実だけに着目して、量刑においても犯罪事実に着目して考えるべきであつて、生育歴だとかは関係ない、極端な言い方をしますと関係ないというのが裁判所のミニユアルにあるわけです。これでは少年事件はやれません。少年の生育歴を無視した形で少年事件を審理するというのは、先ほど言いましたように、犯罪原因、非行原因を探ることに反していることになる。これで裁判され、少年が果たして納得するだろうか。納得しないまま刑を言い渡されると、その刑罰に対して不満だけが残つて、更生の契機がなくなつてしまふ、そこが大変に問題のことになります。

少年院においては、今さもざまな形で処遇プログラムが考えられております。刑務所では、やはり労働をさせなきならないので、労働の間に処遇をするというのはなかなか難しいところがあります。そういう意味で、刑務所に入れるよりかもし施設に入れる必要があるとすれば少年院ということになります。

ただし、国際人権法の観点からいいますと、施設への送致というのはできるだけ避けるべきであるというのが、国際人権の考え方です。北京ルールズ、国連の最低基準規則の中にもそのことが書かれていますし、私がドイツで参加した家庭裁判所国際会議というのがありますけれども、その場でも決議として、施設収容はできるだけ避けなければならぬ、ということを決議で上げております。これが世界的なルールです。

そういう点からすると、刑を重くして刑務所に入れるというのは、選択肢としては国際的にはあり得ないというふうに私は断言しております。

○江崎委員長 ありがとうございます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小田原潔君。

○小田原委員 自由民主党の小田原潔であります。

本日は、質問をする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、参考人の皆様、大変貴重なお話を頂戴いたしまして、感謝を申し上げます。

特に、武参考人の、きょうのお話の中にはありませんでしたが、手記の中に、四人どる食事も大変悲しかった、ぱつかりあいた中で、下の子がおいしいねと言うとそれだけで悲しくなった、大変胸の詰まる思いで読ませていただきました。

坪井参考人の、少年のつらい立場を何とかして立ち直らせてあげたい、そのお気持ちもよく理解ができました。敬意を表します。

この法案の審議の本質から少しざれるように聞こえるかもしれません、私自身は、検察を入れるか入れないか、どつちが事實認定がうまくいくかとか、量刑がやったことにふさわしいか、ほかの刑や罪との整合性がどれいるかどうか、これを大人が議論することも大事なのであります。が、もっと大事なのは、犯してしまった罪はそれが取り返しがつかないということ。あたかが、文化財にベンキで落書きをして、もとに戻すことはできないのと同じであります。

特に、人に対してやったことは絶対にものに戻らない、それがある量刑を重ねればチャラにならないものではないんだ、取り返しのつかないことをしたんだということをまずしっかりと認識してもらう。そして、反省し、そのとき乗り越えられなかつた心の弱さを克服してこそ、その後、社会で生きていく人間になる。このことを教える、または気づかせることこそ更生であります。

自分のしでかしたことが、こんなにも無実の人を苦しめ、御家族を苦しめ、多くの社会人を自分にかかりつ切りにさせる。てんまつの重みから目をそらさずに受けとめて初めて目的が達成できるのではないかと思います。だからこそ、事実認定なくして反省なし、反省なくして更生なしというのが、押しなべて国民の想いであろうと思います。

そこで、きょうは村井参考人にまずお伺いをしたいと思います。

今回、拡大をしていく罪状の中には、窃盗、傷害、詐欺、恐喝、強制わいせつというものがあつて、先生のお話ですと、少年の身体拘束事件の八割に当たると。これが悪いんだというように書かれているようにお見受けをいたしました。

ただ、ここに挙げた一つ一つの罪状は、それぞれ常識を一線越えた強い意思がなければ犯されない罪であろうと思います。幾ら家庭環境が悪かった、ネグレクトされたといつても、だからといってこれほどひどいことをする引き金になるというのは、ぐれた気持ちがわからないでもないが、かなりの隔離があるよう思います。

また、これを犯した少年が、心の和んだ空間で自由に好きなことをしやべることが本当に更生につながるのか。坪井参考人は、大人なんか全然信用できない、だからうそをつくと。確かに、そこまではよくわかります。しかし、全ての犯罪少年に一人一人弁護士の付添人をつけて、本当に望るべき結果が得られるのかどうか、治安が保たれるのかどうか、ここが私にはいま一つよくわかりません。思いを語ることには、都合のいい解釈やうそが入るよう思えてなりません。

坪井参考人が資料の中に入れてくださった神戸連続殺傷事件の十通の手紙の話がありました。これはこれで確かに大きな前進であるようにも思えます。しかし、その間、長きにわたり、この少年の語つた特有名前をさらにまねしたり撞れると称したりして、何人の模倣犯が生まれ、何人の無

七
四

○江崎委員長 ありがとうございます。
○江崎委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

自分のしでかしたことが、こんなにも無実の人を苦しめ、御家族を苦しめ、多くの社会人を自分にかかりつ切りにさせる。てんまつの重みから目をそらさずに受けとめて初めて目的が達成できる

実の人たちがつらい目に巻き込まれたか。このことを思うと、本当に、一人一人の話を聞くことが、しかも、かわいがってかわいがって聞いてあげることが唯一無二の方法なのか、私にはよくわかりません。

村井参考人に教えていただきたい。

先ほど、万引きの事例を挙げました。きっとそうなんでしょう。詐欺、恐喝、強制わいせつで、自由に物を語らせて、やはりこの人は私の言うことを聞いてくれる大人だというふうに反省して、再犯しなくなつたという事例があつたのか、教えていただきたい。

○村井参考人 現実に、どのような事件が再犯しないものであつたかというのは、むしろ実務家の、私も一応実務家の端くれではありますけれども。

例えば、詐欺等ではないんですが、かつてありましたコンクリート詐め女子高生殺害事件。この少年たちは刑務所に入りました。そのうちの一人、B少年と言つておりますが、この少年は、刑務所の中でコンピューターの技術を身につけまして、見事に更生しました。

ところが、更生した後、社会へ出まして、自分が人殺しとみんなに言われているという妄想ができましたし、そして脅迫、暴行事件。そのときの報道がすごかつたですね、悪魔が帰ってきたと。それに、心配だったから、私は弁護人ではないんですけど、ずっとその事件の相談を受けていたので、ずっと弁護人が相談を受けていてというか気にしていくて、どうもまずいというのどこかへ引き取ろうというさなかに事件が起きたんですね。再犯といいますか、それが起きて、週刊誌でひどいことを書かれた。

実はその少年は、社会に出てきて、非常に再生しようという気持ちでいたんですが、社会が、それは被害妄想もあります、自分の被害妄想もあるんですが、特に週刊誌によつて物すごくたたかれました。それが再犯のきっかけになつているんです。

したがつて、いろいろな事情で再犯をする少年もいます、恐喝の事件でもそうでしょう。ですが、それが果たして少年自身の先ほどおっしゃつたひどい性格等に依拠するのかどうか。必ずしもそうではないんですね。だから、そこをきちっと調べていかなければならない。再犯の事例についても、これは調査もしておりますけれども、再犯の可能性についてもありますけれども、それはいろいろな事情の中で、社会的な事情の中で起きていることである。そこを御理解いただきたいと思うんですね。

具体的にどの事件だ、詐欺事件についてどうなんだと言わると、私は今、手持ちの資料がありません。

○小田原委員 ありがとうございます。

コンクリート殺人事件については、私も非常に大きな衝撃を受け、もう十年前だつたでしょうか、それの綿密にルボルタージュになつた文庫本が出たのを読みました。村井参考人は今、B少年の話をしましたが、あれには主犯格のA少年とうのがいて、この子は、幼稚園のころからもう手がつけられなくて、花壇の花を根こそぎ全部抜いたりとか、親のところに行つても全く無気力で、手がつけられないまま、そういう少年に成長させてしまつた、こういうことが書かれていたのを覚えています。

B少年は、その審理の中に検察が入つたから再犯を起こしたのではないように今聞こえました。そこで、検察を入れた方が、もしくは入れない方が、事実認定ができるのか、ここについてお伺いしたいと思います。

先ほど武参考人のお話の中に、引用として、民事調停をしたケースのお話をされました。十五歳の少女が十八歳の男性をみずから建物の中に誘い込み、そしてその場にあつた布きれで口を塞いだら死んでしまつた。こんなことを司法試験に合格しました。優秀な弁護士が信じて事実だというふうに認定する。これは常識的にはなかなかのみ込みづらいものがあります。結果的に、民事調停で全く逆の問題です。

事実が判明した。男性の方が計画的に布も用意して殺害した。こつちの方が、普通の人が聞いてもそだつたなというふうに思つたが人情であります。

さて、仮にこういうケースの付添人の方は、弁護士としての能力をどういうふうに思つていてるのか。もしくは、そういう結果をでかし、二重にも三重にも遺族を苦しめたことにどういう責任をとることができるのであるのか。また、その過程の中で、詰問調はどうかは私は知らない、しかし、たつた一人の弁護士がその一人の少年の話を聞いて事実だと言う、その惡意のないリスクをカバーするためにも、第三者としての検察が事実認定をしていくことは、むしろ、事実認定をし、反省を促すことにつながるのではないか、このように思つたのですが、検察よりも付添人の弁護士の方が事実認定にたけているというその根拠を、これは村井参考人でも坪井参考人でも結構なんですけれども、教えてください。

○村井参考人 私は、検察官と弁護人とを比較して、弁護人の方が事実認定にたけているということは言つております。

それから、今出された事案と逆の事案を一応出しておきますが、草加事件。

草加事件においては、少年審判において少年の非行が認められて、民事裁判においてこれが覆されました。このときの有罪の、大きく有罪と言つておきますけれども、非行が認められた事実といふのは、およそあり得ない、こんなことをどうして裁判官が信じるのという、血液型が、A型とB型が一緒になつてAB型になつたというような認定なんです。それはあり得ないでしようというのが民事で認められたということです。

そういう意味で、決して、子供たちに自由に言いたいことを言わす、うそを言わせている、それが付添人の仕事ではないということを御理解いただきたいというふうに思つております。私たち

は、子供にうそを言わせたいと思つていません。

いたいことを言わす、うそを言わせている、それが付添人の仕事ではないということを御理解いただきたいたいというふうに思つております。私たち

は、子供にうそを言わせたいと思つていません。

その時点できちんと事実を明らかにしておくことがまづ一番大事。この時点で子供の言い分をうのみにして警察官や検察官が書いて、調書をそのまま送つたのかもしれません。それはわかりませ

子供たちの捜査をする警察官、そして検察官、その時点できちんと事実を明らかにしておくことがまづ一番大事。この時点で子供の言い分をうのみにして警察官や検察官が書いて、調書をそのまま送つたのかもしれません。それはわかりません。

もし警察官がきちんと、こんなことはあり得ないという事実を調べて、子供の話を調書にして裁判官に送つていたとしたら、審判庭で非合理的な弁解を子供がしたときに、裁判官はおかしいと思われるでしよう。幾ら付添人が、子供はこう言つているんですと言つたとしても、裁判官はきちんと捜査機関の資料を見ておられるわけですから、おかしいとおっしゃられたはずです。

ですから、冤罪が起きたるの危険は、審判庭とおかいとおっしゃられたはずです。

いうよりも、私は捜査機関のきちんとした捜査のあり方にあると思つています。

さらに、裁判所において、付添人の仕事は、子供にうそを言わせることではありません。私どもは、決して子供を甘やかしません、子供に言いたい放題言わせもしません。しっかりと語り合つて、子供が自分の言葉を絞り出すようにして、腹の底から本当に自分の言葉を語るようになるまでには、本当に大人たちは大変な努力をしなきゃならないんです。

そういう意味で、決して、子供たちに自由に言いたいことを言わす、うそを言わせている、それが付添人の仕事ではないということを御理解いただきたいたいというふうに思つております。私たち

は、子供にうそを言わせたいと思つていません。

いたいことを言わす、うそを言わせている、それが付添人の仕事ではないということを御理解いただきたいたいというふうに思つております。私たち

は、子供にうそを言わせたいと思つていません。

真実を明らかにするために、子供に腹の底から本当にそれを言わせよというふうに努力をしておりますので、それが付添人の仕事だということは御理解いただきたいというふうに思つます。

○小田原委員 坪井参考人の真摯なお仕事への姿勢、よくわかります。

ただ、一番初めに小木曾参考人が、少年事案において、特に共犯というか複数の少年が同一の犯

たいう、そこにおいては付添人の役割は非常に大きいというふうに思っています。自分の側で、自分の心を語ってくれる人がいる。言葉の持つ重みというのは大変大きく感じております。

○國重委員 今、私は、付添人の立場からお話しさせていただきました。

次に、武参考人にお伺いしたいんですけれども、その一方で、被害者、遺族の方々の心情とか被害回復というのは、当然これは大切にしないといけないことだと私も思っております。命を奪われた、これは戻ってこない、遺族の方がずっと一生傷を感じていく、そのお気持ちというのは本当に大切にしないといけないと思つております。そ

の被害者、遺族のお気持ちを前にして、加害少年の立ち直りをどう支援していくのかということは、私たちがしっかりと考えないといけない問題だと思います。

先ほど武参考人は、付添人がつくということは少年側の人間が一人ふえるということなんだと仰ふうにおっしゃられました。

私も、至らないところは弁護士として活動する中でもたくさんあったと思いますけれども、ただ、被害者、遺族の方は、どうやって少しでもそれが被害回復できるんだらうかということです。本当に悩みながら、特にお亡くなりになつたお母さんのところに行くと、土下座をして、どうやってこのお気持ちを伝えようかということは本当に悩み抜きました。

武参考人は今、少年犯罪被害当事者の会の代表をされておりますけれども、被害回復における付添人の役割、また、付添人がつくことによって被害回復が何らかできる、こういうメリット、何かもしお感じにならることがありますたら教えていただきたいと思います。

もちろん、武参考人の場合は、数ある少年事件の中でも死亡事案ですので、全くほかの少年事件とは質が違うと思つんですね。今回拡大の対象となる検察官の対象となつているような事件とは全く違うもので、けれども、代表として、付添人が

つくことによる被害回復の役割、またメリット、もし何か少しでもお感じになられてることがあるかもしれません。被害者にはあります。もちろん委員会はあるんですが、そうやって有志で熱意を持つりましたら教えていただきたいと思います。

○武参考人 とても難しい質問です。私の例もそ

うですし、会の人たちの例を見たときに、加害者に付添人がついたときにはいい思いをしていないからです。とても難しい問題です。

というのは、國重先生とか坪井先生のように、本当に正義を持ってこの加害者を立ち直らそうとするすごい熱意のもとで付添人になるという人、そん

な方ばかりだつたらいいです。でも、私たちが経験したことは、加害者側についた付添人は、本当にこれが正義なのかなと思うようなことが多々あ

りました。

例えば、入院費用を加害少年が払つたんだと審判廷で言います。それを払つてはいないんです。でも、被害者の方に確認をすることがないので、払つていたになるわけです。そのときに、付添人がもしそばにいたなら、本当に払つたのかと確認をすればいいわけです、幾ら払つたんだろうと。

そういうことは多分していません。最後まで、入院費を払つた、誠意を見せたということです、それは情状で使われたと思います。その事件も保護処分でした。

そして、うちの事件でもそうですが、加害少年は審判で言いました。武君は体がつちりしていって、見るからにけんかが強そうで、自分は負けそうと思つたから、自分から手を出してやつたんだ

と言つたんです。とてもおかしいことを言つているんです。そのときに付添人がついているんです。それをちゃんと諭したり、そういうことがあるのかなみたいに諭すとか、何かを教えるということはしていないんです。

私は、三年後に民事の時効が来ますので、仕方なく民事を起しました。そのまま法廷で同じことを言つたんです。私は思いました。この少年は何も付添人から教わっていない、少年法のもとで

人間として社会に、また、人として社会で生き

るわけです。一番大事なことは何でしょうか。自分のやつた罪、それをわかつて、それを見詰めたり、それを償うこと、やはりそれが大事なことだ

と思うんです。人として必要なことです。でも、それができていないんですね。

だから、私は、付添人に願うのであれば、その願いはただ一つです。本当の正義を持つて加害少年に付添人となつてついていただきたい。ただ黒をグレーにしたり、逃げ道を教えたり、もちろん言葉で逃げなさいと教えることはありません。で

も、それに近いようなことを言つたり、そこは想像ですけれども、調書を見てそう思うものですから。そういうことだけは避けていただきたいとい

うのが願いです。

それから、ある遺族の人が言いました。民事裁判を起こしたときに、加害少年についた弁護士さんがとてもよかったです、それに私は救われたと言つたお母さんがおられました。それはどんなことかというと、民事裁判を起こしたときに、加害少年の付添人、それは民事でついた弁護士さんなんですが、いろいろな書類を進んで出してくれた。どうぞこれは使つてみてくださいと、進んで出してくれた弁護士さんがいたんです。ほとんど出しません、加害者側の弁護士は、弁護士さんは出さないことが多いのに、その方は進んで協力してくれました、それに自分は救われたとおっしゃつたんです。そういう弁護士さんがふえていただきたいです。

もう一つ言えば、被害者につく弁護士さんは少ないですね。被害者のことを理解して、被害者の支援をする弁護士さんはまだまだ少なくて、まだまだ大きな声が上げられないんです。加害少年を保護しよう、教育しよう、そういう先生方が圧倒的に多いんです。加害者の人権、プライバシー、まだまだそれだけが強いんです。だから私たちは心細い思いをしているんです。

突然事件に遭つて、法律もわからぬ、知り合の弁護士さんもいないとなると、被害者のこと

をやりましょと。坪井先生たちのような団体、

いいなと思いました。加害者にはあるんだと思うんです。被害者にはありません。もちろん委員会はあるんですが、そうやって有志で熱意を持つてやる団体なんて、私はまだ聞いたことがないんです。

だから、被害者的事情をわかつてくれる、応援してくれる本当の、私たちも異常に助けてほしいわけではないので、本当に必要なことを助けていただきたい。正義のある弁護士さんがふえてほしいです。

私も弁護士として活動しておるときに、全てではありませんけれども、被害弁償、行って被害者の方と示談をしたりと謝罪をさせていただい

て、今おっしゃつていただいたように、後に被害者の方から、また御家族の方から感謝されたこと何度も何度かござります。また、その被害者の方から、じゃ、次、國重弁護士、私の知り合いの事件をやつてよということで、何年後かにお声をかけただいたことも一件や二件ではございませんがとうござります。

○國重委員 武参考人、ありがとうございます。重い言葉、しっかりと受けとめました。ありがとうございます。

私も弁護士として活動しておるときに、全てではありませんけれども、被害弁償、行って被害者の方と示談をしたりと謝罪をさせていただい

て、今おっしゃつていただいたように、後に被害者の方から、また御家族の方から感謝されたこと何度も何度かござります。また、その被害者の方から、

じゃ、次、國重弁護士、私の知り合いの事件をやつてよということで、何年後かにお声をかけただいたことも一件や二件ではございません。

そのようにして、さまざまのケースはあるとは思います。今回、国選付添人の範囲拡大に伴つて、私は、付添人のスキルの向上とか人間力の向上、これもまた弁護士会とかでしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

次に、坪井参考人と村井参考人にお伺いしますけれども、武参考人のお話の中に、適正な事実認定というのは、被害の回復のみならず、加害少年の更生の大前提としても非常に重要なんだというふうにおっしゃられました。この適正な事実認定と加害少年の更生との関係、これについて思うところがあれば教えていただきたいと思います。

○坪井参考人 適正な事実認定が加害少年の更生の大前提であるということに關しては、全く異論がございません。そのとおりです。

○村井参考人 私も、先ほどの武さんの発言については賛成です。

適正な事実、先ほどもお話ししましたけれども、事実をないがしろにしてはいけない。その事実をちゃんと少年に知らせる。その際に、少年が場合によつてうそをつけば、付添人はやはりそれを正すという役割も当然あります。現にそれをやつているわけですね。その上で、真摯に自分の事件に向き合つて、そして、その事実を認めたら、基本的には被害者に謝罪するということが出るわけです。

だから、事実をきちつと認めないでやるというのにはいけないことだというふうに思います。その意味では、更生に役立つために事実をきちつと認定するということの必要性に異論はありません。

○國重委員 では、ちょっと時間の関係がありますので、本当は坪井参考人と村井参考人にお伺いしたかったんですけれども、どちらかにお伺いようと思ひますので、今から質問したいと思います。

平成二十四年十月十五日に行われた法制審議会少年法部会の第一回の会議におきまして、東京家裁の嶋原文雄委員が、少年審判の事実認定に検察官が必要な場合もあるというようなことを述べられております。今つなづいていただいておりますけれども。

具体的には、大要、ここで嶋原委員がどう言われているかといいますと、東京家裁においても否認事件が多数係属しております、最近多いのがオレオレ詐欺の否認で、これは詐欺罪です、否認の内容を法律的に整理するなどした結果、共犯者の証人尋問が必要だと判断される場合が多い、また、複数名での恐喝、傷害、そのときに関係者の供述がなかなか一致しないで、事案の真相はこうだといふのを決めかねる、犯罪の成立と犯情の部分の両面で非常に難しい判断を迫られるということがあります。そのような場合には、やはり検察官的な立場の方に立ち会つてもらうことが必要なではないか、必要性を感じていますという

ふうにあります。

これについて、では、村井参考人、ここで検察官が必要だと言つておりますけれども、先ほど検

察官は不要だというふうにおっしゃられました。が、この意見を聞いてどう思われるでしょうか。○村井参考人 今のような複雑な事件の場合に、確かに裁判官は事実認定に苦慮するだろうと思います。ただ、それが検察官が立ち会うことによって整理されるのかというと、必ずしも、これは民事の場合でもあり得るですから、事実の複雑なものは幾らでもあります。

やはりそれを整理してやるのは裁判官の役割な

わけですから、裁判官がきちつとする。その場合に、一人じや足りないので三人というようなシステム、改正でできました合議制、私は必ずしも

賛成ではないんですけれども、しかし、合議だと

事実がより整理できるという考え方に基づいて国

会がそういうシステムをつくられた。

それ以上の形で、検察官が整理するよりか、先ほど言いました調査官がおります。裁判官を補佐

するのは調査官でもあるので、調査官、付添人を通じて整理するということは十分にできるんじゃ

ないかと私は考へております。

○國重委員 では、最後の質問、一問よろしいで

しょうか。

○武参考人 私はいつも思うんです。私は十八年前、毎日死ぬことを考えました。大切に育てた息子を救えなかつたからです。でも、私はこうやって十八年生きてこられたんですね。

なぜかなと振り返ったときに、私は、主人と一緒に声を上げました。それから、仲間を見つけました。それから、私たちの会を応援してくれる学生さんを見つけました。そして、私の近所の人たちが理解をしてくれたんですね。私は思いました。あれほど死のうと思っていた私も、生きる力があつたんだと思ったんです。

でも、私は、会の人たちを見て思つうんです。四

家族で始めた会が、今、三十家族を超えていま

す。苦しそうに生きているんですね。私は、もう

今、仲間を五人亡くしました。寿命からいつても

短いんです。全てが事件のせいではありませんが、事件のことがすごく大きいと私は思つていま

す。

それで一番思うのは、まず理解が必要です。遺族は、孤立したり、そして偏見で見られたりする

んです。そうすると孤立してしまいます。まず理解が必要なんですね。犯罪被害に遭つただけ

で、ああ、被害に遭つた人も悪かつたんや、少年

ます。そこからしか見えない世界というのもある

と思います。

今回、少年法の改正ということですけれども、

こういったこととはまた別に、何か被害者支援と

して今後望まれること、もちろん、私は弁護士出

身ですし、保護主義の観点から、そういう少年の

改善更生というものをしっかりとやつていただきたいと

思つております。ただ、私は武さんのような経験

をしたこともございませんので、武さんが思う被

害者支援、今後このようなことがあればもっと被

害者に優しい社会になるのにとか、被害者がもつ

と人生を強く生きていけるのにということがござ

いましたら、最後に御意見をお伺いしたいと思

います。

ふうにあります。

の現状をもつと知つていただきたいです。そし

て、やはりそれを一緒に見て、考えていただきたい

です。

私たち、WILLHという集会を一年に一回

やつております。学生とやつてゐるんですね。そ

ういう被害者が行つてゐる小さな会にもどうぞ足

を運んでいただきたいです。そして、まず現状を

見ていただきたい、一緒に悩んでいただきたいと考え

ていただけで、そしていろいろ専門の方々が何

ができるか考へていただきたいんです。

それが私は、本当に生きる力。みんなが地域に

戻つたときに理解がある人はかりではないで

あります。傷ついて、理解がなくとも、振り扱えるだ

けの力をを持つてほしいんですね。それに、やは

り皆さんのような議員の方々がまず理解してくだ

さることはとても大事です。希望を持つんです。

だから、地域で何かがあつたときにはどうぞ参加

していただきたいです。そういうことから始め

ていただけたら本当にいいなと思います。

本当に、私たちは自分で頑張ります。力を出し

ます。でも、その力を奪つているのが、もう一回

振り返れば、この少年法なんです。この少年法を

しっかりと組み立てることで、私たちは本来の生き

る力をもう一度持ち直すことができるんです。

自分で生きていきます。私たちは生きていか

なきやいけないんですね。だから、少しでも、少

しでもできれども、力を入れなくとも生きてい

けるように、私はそんな社会になつてほしいなと

思います。お願いします。

ありがとうございました。

○國重委員 ありがとうございました。以上で終

了いたします。

本日は、四名の参考人の皆様に貴重な御意見を

賜りまして、改めて感謝申し上げます。ありがと

うございました。

○江崎委員長 次に、横路孝弘委員。

御意見をいただきまして、ありがとうございました。

第一類第三号 法務委員会議録第六号 平成二十六年三月二十五日

した。

最近の日本で殺人事件はふえているのか減つてゐるのか、少年の凶悪な事件はふえているのか減つているのかという世論調査を見ると、ふえてゐるという回答が圧倒的に多いんですね。私も集まりでみんなにどうと聞いてみると、みんなふえてゐていると言うんですよ。殺人事件は、たしか戦後最低を毎年この間記録して、千人を切ったはずです。

なせではみんながそれをふえていると思うの
かというと、やはりマスコミの報道ですよね。テ
レビや週刊誌を含めて、加害者の人も被害者の方
もみんなその報道に翻弄されて、我々もその中に
巻き込まれてしまつて、いるという状況にあります。
す。だから、本当に何が世論なのか、どういう選
択が正しいのかということはやはりよく考えていて
かなければいけないなど、うことを非常に強く感
じております。

今回は、貴重な機会でござりますので、参考人
の皆さん方にお伺いしたい、というように思います
が、時間がありませんので、簡潔にお答えいただ
ければと思います。

○横路委員 小木曾参考人にお伺いしますが、成人との罪刑の均衡、先ほども少し罪刑の均衡が求められているというお話をありました。それは、成人同士の犯罪の場合はもちろんそうだと思うんですね。しかし、それでは、少年の刑を緩和するというこの少年法の考え方と、どうその辺がマッチするのか。

さきよう午前中の法務大臣の御答弁でもやはり量刑の均衡ということを言られておられまして、つまり、妥当な量刑ができるよう引き上げる、ケースによってこれが妥当だというような量刑を科すために引き上げるんだ、幅を広げて選択肢を広げたという議論をされていまして、基本にあるのはやはり均衡ということだと思うんですね。

それと、少年法の方は刑の緩和措置をとつているわけでして、それは、よく言われるよう、少年には、可塑性に富んでいる、教育可能性も高い、だから教育的な処遇が必要なんだ、人格が未熟な少年に成人と同じ責任を追及するというわけにはいかないんじゃないか、こういうようなことが言われておりますけれども、この均衡ということと、そして、今回の引き上げに関連して、同時に、少年法の精神というあたりをどのようにお考えでしょうか。

○小木曾参考人 均衡と申しますのは、犯された罪と、それに対する科される刑罰、この均衡を言っているのでありますけれども、この均衡といふとして、成人に科される刑罰よりも少年に科される刑罰の方が緩和されているというのは、それはそのとおりでありまして、それは決して、均衡を失しているという問題ではありませんで、株組みとして、成人に科される刑罰よりも少年に科される

罪刑の均衡と言つていますのは、正義というものは個別のものでありまして、それぞれの事件で犯された罪にどれだけ見合つた刑罰を科すかということになりますので、今の制度で、強盗殺人というような場合に十年、ところが、共犯者がいたりして、その共犯者の方は数ヵ月先に生まれてゐる、成人である、こつちの共犯者には重い刑罰を科すことができるけれども、しかし、數ヵ月後に生まれた共犯者、実はそつちの方が主犯であったというような場合には、それと同じだけの刑罰を科すことができないというような事態が生じてゐるというのを、私は実務家ではありませんけれども、言わわれておりますので、そういう場合に均衡を失するのではないかというふうに考えます。

○横路委員 小木曾委員にもう一つお尋ねしたいと思うんですけども、不定期刑ですね、不定期刑の長期と短期というのがあります。法制審の議論で、裁判官の方が、まず、犯された行為から評価をして、刑事責任はどのようなものかというのを決めるんだ、これは長期刑だと。それから、もちろん、それに修正する要素があればそれについて加える。その上で、少年のいわば将来のことを考えて、あるいは改善更生の見込みというのも考えて短期刑というのを決めるんだ。こういうような説明がございました。

それで、小木曾委員、委員をやつておられましたので、議論されましたから御存じだと思いますが、仮釈放の少年についての執行状況というのを資料をもつて見てみましたが、実は、平成十三年前後でもつて非常に変わっているんですね。どういうふうに変わっているかといいますと、短期の経過前という事例が三〇%ぐらいあるんです、平成十三年より以前は。平成十三年というものは、いわゆる二〇〇〇年の改正があつたときです。これからは、それが年間一人ぐらいづになつてしまつて、減つているんですね。

それから、もう一つは、長期の六〇%未満といふのは、やはり一、三〇%ぐらい、それ以前はあ

となくなつちやうんですね。それ以後になると、それはもうずっと〇%以上というのと合わせると大体八割ぐらいと。いうように、裁判官が、刑は、不定期刑で、長期と短期と決めてやつているんですけど、れども、実際の執行の方は、これは少年刑務所でもつて判断して、いつ釈放するかというのを決めるんだろうと思つてますか。法制審でたしか議論になつていたと思うんですが、地方更生保護委員会が議論してやるんでしょう。それはまるで変わつちやつているんですね。これはどういう流れだというよう思われますか。お伺いします。

○小木曾参考人 確かに、仮釈放を見ますと、高どまりをしているという議論があつたと記憶しております。

仕組みとしては、確かに、裁判所が長期と短期を決めて言い渡しまして、實際、行刑の現場で改善の進行状況を見ながら、地方更生保護委員会が処遇が終わる期間を決めるという仕組みになつてゐるわけであります。

個別の事案の判断になりますので、一つ一つの事案がどういうふうに判断されたから高どまりになつたのかというのは、私はわかりませんけれども、法案が改正されたということで、刑が長い方に行くという、それがもしかすると、これだけの不定期刑が科されているのであれば、そのくらいは入つていないといけないというふうに行刑の現場で考へることがあるのかもしれないとは思ひます。

○横路委員 村井参考人にも今の点をお伺いしたいと思うんですが、これは別に、犯罪が平成十三年以前と比べてさらに凶悪になつたというわけでもなくして、むしろ昔の方が凶悪事件が多くつたわけですので。それから、少年の質が変わってきたわけでも別にないと思うんですね。

こういう変化というのは、非常に大きな変化なものですから、私はこの資料をもらつてびっくりしたので、これはきちんと法務省と議論しなけれ

ばいけない点だと思いますが、村井参考人、どの

ようにお考えでしょうか。

○村井参考人 今、横路委員が御指摘のような状況になつております。これはなぜかというのはあります。ですが、ちょうど二〇〇〇年、法改正を契機としてそなつているということは、やはりその法改正が影響しているだらうというように考えざるを得ないので、したがつて、刑期を上げるということによる問題というの、さらに、今回の法案についても同様な状況が出てくる可能性がある。

仮釈放の状況について言いますと、成人の刑を上げるときにも、仮釈放をしやすくするために刑期を上げるんだということを言わされました。しかし、現実はそなつております。したがつて、刑期を上げることによって仮釈放がふえるという状況は、恐らく今回の法案で刑を上げてもならないだらうというふうに思います。

○横路委員 坪井参考人に、観護措置をとられた少年への国選付添人の必要性ということです。現在は、少年の大体七〇%に弁護士の付添人が選任されているわけですね。

特にお尋ねしたいのは虞犯少年の場合です。虞犯少年の場合も、調べてみましたら、その性格や環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年といふことなんですが、平成二十四年でいりますと、少年審判が三百四十人になつて、そのうち百一十八人が少年院送致あるいは児童自立支援施設送致処分になつているんですね。

これは、全く今回も付添人の対象になつていません。この点について、どのようにお考えでしょうか。

虞犯少年というのも、放置しておくと、その後どうなつていくのかといふのは本当に大変心配なケースですから、しっかりとやはりみんなでバックアップする必要があると思うんですが。どうぞ。

○坪井参考人 国選付添制度を実現しようとい

う私たちの望みの中には、当然ながら、虞犯少年への国選付添人の実現も含まれております。

虞犯少年というのは、これから本当に犯罪を犯してしまつかもしないという、まさに今議員がおっしゃつたとおり、非常に手厚い支援をしないと犯罪者になつてしまつというおそれがある子で、付添人の選任の必要性というのは非常に高いと思つています。現実に、その中の四五%近くが施設処遇をされてしまつてあるという実情で、付添人がないまま処遇されているという現実から考えますれば、ここに付添人をきちんと国選でつけられる必要性といふのは非常に高い。ただ、今回の議論においては、そこがすばっと抜けてしまつております。

そして、もう一つ考えられることは、虞犯の少年の場合には、事実認定という問題がないわけで、非行事实といふはつきりしたものがありません、おそれですか。そうすると、そこには検察官が関与する余地がないのです。今の法制度の中で、虞犯少年への国選付添人制度の実現といふことになりますと、検察官関与の、立ち会いの余地のない国選付添人制度をそこで想定しなければならないということになつて、恐らく、そのあたりは一つの、今回法案に上がらなかつた理由ではないかなと私は考えております。

財務省などの予算のなさというふうなこともおつしやつてゐると思いますが、三百件のために予算が足りない云々といふ話でもないだらうといふう思つておりますので、一番大きいのはそこなのではないかというふうに実は思つております。

○横路委員 次に、村井参考人に、基本的なことなんですが、少年審判で何が必要なのかということです。

もちろん、今まで議論されたように、非行事实の認定や保護処分の必要性の判断がまず適正に行われるということが第一ですね。しかし、それと同時に、家庭や学校や職場など、少年を取り巻く環境がどうなつてゐるのか、それとどう調整するかが、まさに地域との関係で、地域にどのようなリソース、少年を受け入れるようなものがあるかということをきちつと探つて、それを提供するというものが実は調査官の役割だったわけですね。

○坪井参考人 環境がどうなつてゐるのか、それとどう調整するかについてはそういう形で、調査官や保護観察官もい

のか。例えば、子供が退学と言わわれているときに学校とどう調整するかというふうなことなど、やはりそういう仕事が非常に大事だと思うんです。

虞犯少年の中には、これから本当に犯罪を犯してしまつかもしないという、まさに今議員がおっしゃつたとおり、非常に手厚い支援をしないと、少年法の理念に沿つた処遇といふのはできな

いと思うんですね。

したがつて、調査官の技法を、調査官を充実させることとあわせて、実は裁判官も専門家でないんですよ、日本の場合には、家庭裁判所の裁量官は、できるだけ民事に移りたいとか、要するに家庭裁判所から抜け出すということを考えています。全てではないです、ごく少数の、少年事件に物すごく情熱を持つている裁判官もあります。

この裁判官は、しかし、少年事件だけにかかわらず、おそれですか。そうすると、やめなさいという話になるというのが現実です。そういうような状況ではいけないので、裁判官も少年事件についての専門家でなければいけない。

そういう意味で、そういう課題を持つて、そうすればリソースも調べられるし、十分な措置ができるはずだと思つております。

○横路委員 最後に、武参考人にお話を申し上げます。

長い間、息子さんを亡くされて、声を非常に上げ続けてこられたということ、そして、厳罰を求めるというお気持ちはよくわかります。

さつきお話があつたように、その背景の一つは、やはり被害者の権利保護が余りにもないがしろにされてきたと、いうことにもあると思うんですね。加害少年のプライバシー保護が言われる反面、さつきあつたように、事件の正確な情報、捜査や審判の進展がどうなつてゐるのか、処分の内容が伝えられていかなかつたなんていうケースも何があるようでございました。そういうことだと、あるいは加害者に対する対応の中でも、被害者の皆さんの悲しみや苦しみが癒やされるということのないまま放置されているといふようなケイ

したがつて、一つはやはり被害者の皆さん方の権利保障が大事ですし、加害少年の方は、ともかく被害者や遺族の皆さんとの関係から目を背けず向き合うことが非常に子供にとつても必要で、一生それは背負つていかなくてはいけない、先ほど坪井参考人からもお話をあつたとおりです。そのためのサポートも必要だと思うんですね。

結局、加害者、被害者双方へのさまざまなサポートと、少年審判手続に関する関係者、裁判官も弁護士も検察官もやはり専門的なトレーニングが必要かなということを、皆さんのお話を聞いて非常に感じました。やはり児童心理などに関するプログラムや研修などをしっかりといくといふことが必要じゃないかと思います。

貴重ないろいろな御意見、ありがとうございます。終わります。

○江崎委員長 次に、西田譲委員。

○西田委員 維新の会の西田譲と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日は、貴重なお時間の中で法務委員会に御出席いただき、御意見を頂戴することができました。また、委員の質問に対しても大変丁寧に御答弁をいただきておりますことを、私からも感謝と御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思ひます。

まず、坪井参考人と村井参考人にお伺いをさせていただきたいたいと思います。

事実認定についての検察官関与というものが導入されて一定の期間が経過したわけでございますけれども、この間、逆に、この検察官関与が導入されたことによる明らかな欠陥、少年審判における欠陥といったものが評価されているのかという点について、御意見をお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○村井参考人 一つは、私が、検察官立ち会いをした事件について、私が立ち会ったんじゃない

ですが、立ち会った弁護人に聞いた、余り数多くはないんですけども、聞いた事例があります。

そうすると、これは実は、それほど争いがない事件であつても、かなり検察官が強権的、糾問的に尋問されるので、先ほど、萎縮するはずはないというふうに武さんはおっしゃいましたけれども、やはり少年はなかなかしゃべれないというような状況が出てきたというように、その事件については言われております。

それから、現実的に、法的な意味で問題になつたのは、二つ事件がありますけれども、大阪の家裁所長の襲撃事件、これが、検察官が立ち会つて抗告したためにひっくり返つたといふんです。その意味では、検察官立ち会いの、検察官の立場からいえば効果があつたとなるんですね。が、付添人の觀点からいうと大変問題があつて、最終的には、しかも無罪になつているというケースですね。

それから、御殿場事件、同様の抗告、再抗告というのが繰り返された事件です。

こういう形で、少年事件というのは、刑事案件の場合もそうですが、できるだけ早く、早期に解決して、早期に対応をするといふことが必要なんですね。そうでないと、少年の一年といふのは、我々にとっては、年寄りにとって十年以上という形になるでしょうから、その一年をやはり大事にしなきやならない。それこそ一日でも大事にしなきやならない。それを早期に対応できないという状況ができるというのは、それ自体が大変な問題なんですね。抗告を繰り返すというか、検察官が抗告することによって、そういう事態が生じた事件がございます。

以上でございます。

○西田委員 ありがとうございます。

先ほど坪井参考人の意見の中で、実際の少年審判の現場で、裁判官が説教臭くなつたとか、少年の声を余り聞かなくなつてているというようなことをおっしゃいました。現場がそういう状況になつてゐるのは、これは大変だというふうに印象を

持つたわけでございますけれども、そこについて、もう少しお話をいただけだと思います。

○坪井参考人 これは恐らく、二〇〇〇年改正の後、裁判官とお話をしていく出てきたこと、どの裁判官とは申し上げませんが、家庭裁判所の裁判官とお話をしていく。法が改正された、さまざま

理由ですが、その成果をある程度見せなければならぬのだということをおっしゃつていらっしゃいました。

やはり、御自分たちがそうしたいかどうかは別としても、少年に内省を迫れと書いてある、あるいは、事実認定を適正化するために検察官が来るかもしれない。検察官が来ないで済ませるために、自分たちが厳しく、糾問的にやつて事実を認定しなければならないという責任感を持つというような、さまざまなものがあるんだと思います。

あるいは逆送が非常に多くなる。その逆送した後の審判廷、審判が吟味されることが出てくる。そのためには、刑事裁判にたえられるようにならなければと、いろいろなところに厳しくしておかなければと、いろいろな思惑がおありなんだろうとは思います。

また、先ほどからありますように、少年審判に精通していない非常に若い裁判官が実は家庭裁判所にはいらつしやることが多いんですが、そつた方たちは非常にエリートで、申しわけないけれども、本当に苦しんだ子供たちの気持ちを理解になつていらつしやらない裁判官も突然裁判官としていらっしゃる。そうすると、申しわけないけれども、その方たちが、子供の話を聞くというのになつていらつしやるという状況もあります。

一方で、国際機関からは、少年審判の件に関しては、自由の拘束について最低限であるべきで、日本もそうであれといつたような、ちょっとと説教じみた勧告を受けているという御紹介がございましたけれども、ほかの国に比べて我が国は少年審判、少年の事件に関して子供の権利がないがしろにされているといった状況、これは国際的に比較してそうと言えるのかということについて、御質問させていただきたいと思います。

○坪井参考人 国連の子どもの権利委員会の審議員会に参加をして、政府報告がありまして、さらに、政府報告に対するNGO報告というものを各団体が出す。それを聞いた国際組織の委員の方々が、その国にとって何がもっとさらに子供の権利を推進するためには必要なことを判断され、そして勧告を出されていくのです。レベルが同じだから、こちらには言う、言わないというのではなくて、当該国にとって。かつての日本の少

年の法、例えば、国連に対しても政府報告というの

次の質問でございますけれども、本当に連続して申しあげたいと思います。

先ほどの御意見の中で、国際関係について触れられたところがありました。私の認識ですと、我が国は先進諸国の中でも、少年犯罪もしくは非行の発生率というものは恐らく物すごく低い状況にあるわけありますし、国際機関から勧告を受けるなければならないほど子供の権利が侵害をさ

ざいますけれども、被害者の方々に対しても、いわゆる国費での弁護士の援助というものの必要性というものは、もう長く言われていてあるうかと思います。そういうことに關して、武参考人の御意見をお伺いさせていただきたいと思います。

し、改めて被害者保護ということの大しさなどについて痛感をさせていただきますとともに、実務家として現場を常に知らなければならぬということを改めて自分自身も肝に銘じさせていただきました。

いということなんですかけれども、国選付添人、一般保護事件のうち観護措置決定を受けた少年終局事件のうちの約八割ぐらいということで、結構構なカバレッジに広がるということで、やはり、どうしても刑事処分に類似していくよう聞こえてし まうんですね。

法制審の委員だった小木曾先生に伺いたいんです けれども、やはり法制審の中でも、国選付添人の範囲を広げていくこととセットで、検察官関与事件の範囲を連動させて合わせていくとい

があるということです。検察官が関与するべきではないかというようなことにまずなって、検察官が入るのであれば付添人も義務的に入れようということにまずなりました。

次いで、付添人の範囲を、それ以外の範囲についても十分に少年の言い分を聞くべき事案があるからということで、付添人の範囲をさらに裁判的範囲に広げるということになりますして、それで今回の話になつてゐるわけです。

これは、法制審議会の部会の議論でも、付添人

うのは、加害者側につく場合が多いわけです。被害者につくといえども、民事裁判のときが多いわけです。だったら、弁護士の方たちが被害者のことをもっと理解するようなことを、そういう勉強会になつてもらいたいです。

更生に向けてさまざま努力されている現場の声と
いうことで、非常に私自身も勉強させていただき
ましたし、本当にとうとい努力をされていらっ
しゃるんだなということを改めて感じさせていた
だきました。

うような議論に、割とすつとそういう結論に落ちついているように読めたんですけども、しかし、いや、検察官が関与することによって事実認定が本当に適正化するのかということについては少し疑問が拭えないんですね。

武参考人のおっしゃっていたことは本当に重たいと思っていますけれども、やはり、先ほど國重

の範囲が広がるから必ずそこに検察官が関与しなければいけないという議論にはなつていなかつたはずでありまして、むしろそうではないという話になつたはずであります。

あくまでもこれは、裁判所が検察官にも事実を聞いてみたい、先ほど申しましたように、眞実の像に多面から光を当てるという意味で、いろいろ

今今まででは、理解のないまま、ただ被害者につくというだけでは、やはり被害者の思いがちゃんと伝わらなかつたり、また傷ついたり、いろいろなことが起つてくると思うので、しっかりと被害者のことを理解した弁護士さんがまずふえてほしいです。

そして、国選弁護人制度というのは、被害者にもつくっていただきたいです。先生方、どうぞ、それをぜひ、この何年かのうちにつくってください。お願いします。

西田委員 ありがとうございます。

りたいというふうに思います。この少年法の今回の改正、国選付添人、すなはち、要は付添人がついている事件に国費をつけていくという意味ですけれども、これを拡大するということは、日弁連を含めて弁護士会側の悲願なんだというふうに僕自身も理解しています。そんなんですけれども、それと検察官関与事件を合せて連動して拡大させるということについて僕はすごく違和感を感じていて、この法案の話を一番最初に聞いたときからずっと腹落ちをしていないんですね。

委員もおっしゃつて、いましたけれども、法制審の中で出てきた家庭裁判所の方の御意見というのでは、オレオレ詐欺とか複数名の恐喝詐欺とかなんですね。こういつたところについて何か事実認定を適正化しなきやしないから、もつとカバレッジを広げたいという話を言つていただんすけれども、オレオレ詐欺は確かに新しい事件ですが、マルチの詐欺とか、昔から似たような事件があるわけですよ。複数名の恐喝詐欺というのは昔からあるんですね。にもかかわらず、それを突然ここで言つてくると、いうのは、ちょっと私自身は腹落ちる

な立場の人々から意見を聞いてみたいということを望んだときに、それができるような仕組みにしておく必要があるだろうということで入ったものであると理解しております。ですから、付添人が広がるのであれば必ず検察官が関与しなければいけないという議論ではなかつたはずであります。では、どの範囲でそれを必要な場合に入れるのがいいのかということになつたときに、税金を使つて付添人をつけるということとの関係で、税金を使つて付添人をつけました、裁判官は、ではその事件で検察官にも意見を聞いてみたいなどと思

大麥丁寧に質問に答えていただきましたことを
御礼申し上げまして、質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

私自身も司法試験を受けたとき、刑事政策をやつしていく少年法の話を勉強したんですけども、私が司法試験を受けたのは一九九九年、ちょ

していなーいんです。
何かやはり、裁判官の能力だつたり、付添人の
能力だつたりという能力の問題のような気がして

うけれども、これはそういう事件があるかないかという評価の差はあるところですけれども、ということになつたときに、税金でもつて付添人は

○江崎委員長 次に、椎名毅委員。

椎名委員 結いの党的椎名毅でございます。

本日、四名の参考人の方、非常に御多忙の中、お時間をつくつていただきまして、貴重なお話を頂戴賜りましたことを、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。

特に、武参考人の、被害を受けた後の苦悩といふか葛藤といふか、やはり心を非常に打ちました

うど最後の法律選択があつたときですけれども、このときまでは、要は二〇〇〇年改正がなかつたので、検察官が関与しているという事実は私が勉強したときはなかつたわけですけれども、それから十五年たつて検察官関与事件というものが制度としてでき上がつて、さらにこれがカバレッジが広くなるということで、このカバレッジという意味でいうと、正確に申し上げますと、約八割ぐら

ならないんですね、制度の問題ではなく。そういったところについてちょっとと御意見をいただければというふうに思います。

○小木曽参考人 この話は、まず一番初めに、山形のマント殺人事件なんというのがあります。現行法の、先ほど申しましたように、裁判官の役割が、一手に三人分をやらなければいけない、非常に大変である、事実認定も正しくできない場合

いているけれども検察官には聞くことができない」となるのはよくないのではないかといふので、その範囲は同じにするのがいいのではないか、そういう議論の流れであったというふうに記憶しております。

先ほど谷垣大臣にも私は申し上げたんですけれども、どうもやはりいいとこ取りのような気がしてならないで、ある側面では検察官の事実認定の能力を言つて、ある側面では検察官の事実認定の能力をかりたいということを言つていて、制度と、当初、二〇〇〇年改正以前、検察官関与をする前に少年法の理念として持つていた保護主義、それから、要するに職権主義、そして改善更生、社会復帰を目的としているというこの大きな理念からは、やはりできているような気がしてならないんですけども、そういうところについて、坪井参考人と村井参考人の御意見をいただきたいというふうに思います。

先ほど、小木曽参考人は、一番最初に、あくまでも裁量で付添人、裁量で検察官の関与ができる範囲を広げるという、今までの運用として実数もそんなに少くないというような話をおつしやつておりますし、事実という像に多面的な光を当てるところもおつしやつていただきましたけれども、ということをおつしやつていただいたので、全体としてこういう制度をつくるということは望ましいとおつしやつていて、私自身も言つていて、その意味は理解をしていて、それは納得しようとしているんですけども、なかなかやはり腹落ちしないので、ぜひお二人の御意見をいただければというふうに思います。

○坪井参考人 検名議員の腹に落ちないという気持ちちは、全く同じなので、私も全くわかりません、なぜこういうふうになつてしまふのか。ですから、政策的な配慮としか言いようがない、もうそれしかないんだろうと思つていて。理論的に思つていて、私は言つていますけれども、先ほどは全く連動すべきものではないと思つていています。

そして、事実に多面向に光を当てると言うのであれば、刑事裁判以上に少年事件は多数の人がかわります。例えば、鑑別所の技官、それから家庭裁判所の調査官、そして裁判官、それも合議もあり得るし、そして付添人。それから、現在は被害者意見聴取があります。被害者の方の意見も伺います。調査官も被害者の方から意見を伺いま

す。そうした意味でいえば、刑事裁判以上に多面的な光が当たつていて。

そして、捜査側、警察、検察からは、全ての書面が裁判官のもとに届いています。刑事裁判であれば、これは弁護人がチェックをしますので、見られないものも全部裁判官は見られるのです。だから、そういう意味で、ここに検察官が入らなければ多面的な光が当たらないというふうには思えません。

おつしやつしているところ、やはり、裁判官自身、あるいは付添人もそうかもしれませんけれども、できれば樂をしたいというところへ逃げ込んでいるのかもしれないなど。それがこういうふうに、子供たちを犠牲にした形の制度改善を提言するところへ来てしまつていてのではないかというふうに思えてなりません。

○村井参考人 おつしやつるところは、まさに養成なんです。私も、なぜ検察官立ち会いをセットにしなきゃならないかというのは不思議なんです。もともと弁護士会などで主張していたのは、現

在、二十二条の二と二十二条の三がありますけれども、二十二条の三の一項の拡大でして、だから、純粹な付添人だけの拡大。ところが、実際にこの法案の中では、二十二条の二の一項の拡大になつたわけですね。もちろん必然的に二十二条の三の方も拡大になるんですけども、それが、だから、私などからいえば、付添人の国選を全面化

するという主張とのかわりでいうと本末転倒の形になつたと。なぜそうなつたかということについてはやはり被害者からの要求などがあつたと

いうことのようですね。もちろん必然的に二十二条の三の方も拡大になるんですけども、それが、だれかといふうに思つていて、それは納得しようとしているんですけども、なかなかやはり腹落ちしないので、ぜひお二人の御意見をいただければというふうに思います。

○坪井参考人 検名議員の腹に落ちないという気

ろ、ソーシャルワーカーだと、ほかの国の状況を見ますと、多数の人の意見で少年審判が運用されています。ソーシャルワーカー、心理学者、それ

いう人たちの意見を聞くという必要性はあるであります。ソーシャルワーカー、心理学者、それ

いうことを言つてゐるんですけども、今はちょうど古いですけれども、十年以上前に調査したときに、検察官の意見、審判における、審判に提出意見であります。それ

いうふうに思っています。

○椎名委員 ありがとうございます。

他方で、被害者の保護というのは物すごく、本当に重要でして、被害者の保護というのは、刑事手続の中で常に置き去りにされてきている部分がやはりあるというふうに私自身も思つていています。

これは、刑事手続そのもの、ここで言つてゐる刑事手続というのは、済みません、少年手続を含んで申し上げていますけれども、常に置き去りにされてきていて、これは、刑事手続というものの、そのものの性質上いたし方ない部分もあるわけですが、それでも、被害者のお気持ちは代弁する形で、それが、司法手続としての役割を果たしているというのが仕事なんだというふうに思

います。

先ほど小木曽参考人は、刑事裁判に類似はしていない、あくまでも事実認定の補助者だからだというふうによつて少年審判というものがよくなると

いうのではないだろうというふうに思つていています。そこで、私は言つていますけれども、検察官がかかることがあります。例えば、鑑別所の技官、それから家庭裁判所の調査官、そして裁判官、それも合議もあり得るし、そして付添人。それから、現在は被害者意見聴取があります。被害者の方の意見も伺っている。そのほかの人の意見というのは、むし

事件に類似してくる気がするんですけれども、その点について、先生の御意見をもう一度伺いで

きますでしょうか。

○小木曽参考人 先ほどから、事実の適正な認定という話になつておりますけれども、これは二つ、事実の適正な認定という面があると思っておりまして、一つは非行事実の認定であります。もう一つは要保護性についての事実の認定であります。

検察官が十分なトレーニングを受けていないことを考へております。そこでこの法案でも検察官の関与というのを考えております。この部分については検察官はスキルを持つておるというふうに考えております。

それ以外の、いろいろなところから情報が上がつてくるというものの、お話を聞いていて思いますが、それを聞いていて思つておるのは、その情報は要保護性についての情報であろうと、うに考えます。ですから、検察官の役割がそれによつてなくなるものではないのではないかと

思つております。

それから、先ほどの御質問のときにお答えするのを忘れたのですけれども、付添人や裁判官の能力の問題ではないかと。これは私には何とも申し上げられませんけれども、もしそのようなことがないかというふうに考えております。

それから、先ほどの横路先生もおつしやいましたけれども、トレーイングをするということは必要なかも知れません。

○椎名委員 どうもありがとうございます。

まさにそうかなというふうに思つていています。トレーニングというのは、本当に必ず、家裁であつても、それから弁護士であつても、検察官であつても、不斷の努力として、少年事件の特殊性といふものに応じて努力をしていかなければならぬことだなというふうに私自身も思つてお

ります。

被害者の保護という話を続けさせていただい

けれども、先ほど私が申し上げたように、刑事手続という意味でいうと、置き去りにされているのが被害者なわけです。少年事件であろうがなかろうが、やはり被害の方々の意見を酌み取らねばならないということで、刑事手続に関して常に関与をしていきたいという御意見がいろいろなところから出てきていたのが流れだというふうに思います。

に遭つた人は、いろいろな条例でお見舞金が出ており、いろいろなことをちゃんと支援してもらえて、ちょっと隣の市になると何もないということがあるので、やはりこの条例というのも、ぜひ、どこにでもあるようになつてほしいなど願つています。

博文君。 それでは、質疑を続行いたします。初めに、門委員自由民主党の門博文です。 本日は、質問の機会をいただきまして、まいりょにありがとうございます。

などを見てみますと、データ的には余り凶悪化しないといふという話もあつたんですねけれども、私は、自分が報道を見ていたときに、少年が行きずりの見知らぬ人を殺傷したりとか、そういうようなことに触れますと、自分たちが子供のころに感

そうであるにもかかわらず、マスメディア等の取材攻勢とかがあつて、二次被害、三次被害みた

明石では、賠償金の立てかえ払い制度というのをつくったんですね。三百五百万まででした。でも、すごいなと思ったんですね。なぜなら、私たちが損害賠償を請求しても払われないんです。

には大変お疲れさまでござります。まだ江崎委員長におかれましては、長時間にわたるすべらしい委員会運営に心より敬服いたしております。参考人の皆さんから大変貴重なお話を承つた後、再びこの少年法の一部改正について質問をさせていただきたいと思います。

こしてしまったたりとかそういう意味で、凶悪化していくようなことが私は感じられます。

そしてまた、最近の子供たちといいますと、ネット社会で、携帯電話とかLINEとか、いろいろな、我々が子供のときに体験したことがないような環境の中でも育つております。そんな中

実させたりとか、それから先ほど議論にありましたけれども国選弁護をつけたりとか、こういった現状で使えるもの、さらには足りないもの、そういうものをより充実していく、被害者の気持ちをより酌み取つて、保護を充実させていくことが必要ではなかろうかというふうに私自身も思つて、ミーティングでトモ多摩の御意見を伺つたところ、

うんです、自分は悪いことをした、一生責任を負
やはり償つて、弁償していくと言つんですが、私
たちの会の人々に限つていえば、ほとんど払われな
いんですね。そういう現状があるので、やはり条
例でしつかりつくつてもらつて、それをちゃんと
罪を犯した少年から回収するということをしなければ、私は、悪いことをしても逃げ得の国になつてしまふと思うんですね。そういうことも考えて
いただきたいなと思います。

ありがとうございました。

○椎名委員 どうもありがとうございました。

少年法は、少年が罪を犯したときに適用される法律であります。まず初めに、少年犯罪についてお尋ねをいたしたいと思います。

健全な成長が望まれる子供たちではあります
が、何らかの事情で罪を犯してしまいます。その
件数について、昨今の推移を御説明いただけます
でしょうか、お願ひいたします。

で、最近の犯罪の凶悪化のような犯罪の傾向、内容について、そしてまた、あれつと思うような今目的的な犯罪の傾向、そんなようなものがあれば、具体的な事象を交えて御説明を賜りたいと思います。また、凶悪犯全体の検挙人員も減少傾向に

思っていませんけれども、せひ参考人の御意見をうながしておきたい。ただければ、というふうに思います。

○武参考人 そのとおりです。今あるものをしつかりと運用していただきて、そしてその中身を本当に詰めていただきたい。

○椎名委員 どうもありがとうございました。
時間が来ましたので終わりますけれども、四名の参考人の方、きょうは、お忙しい中、貴重なお話を伺って、ありがとうございました。どうもありがとうございました。

○林政府参考人　近年の少年の刑法犯検挙人員について見ますと、昭和五十九年以降は、平成七年まで減少傾向にありまして、その後、若干の増減を経まして、平成十三年以降増加しておりますが、平成十六年からは減少しております。また、一定の少年人口当たりの検挙人員の比率についても同様に平成十六年から低下している状況にござります。

つきましてはそれいろいろな特徴がございまして、その事案事案によつていろいろでございますけれども、全体的には、先ほど法務省からもございましたが、刑法犯少年の検挙人員というのは、十六年以降、十年連続して減少となっております。また、凶悪犯全體の検挙人員も減少傾向にござりますけれども、最近ではこの減少基調に下げどまりが見られまして、殺人に關しましては、

所が悪かったねはためなれいですねだから被害者ができるもの、参加ができることはしっかりとできるよう充実させていただきたいし、当

見し物が
どうもありがとうござります。
○江崎委員長 これにて参考人に対する質疑は終

○門委員 今お答えいただきましたのと、ちょっと参考になるかと思つて、お手元にも資料を配付させていただいています。

この十年間を見てもほぼ横ばいの状況が続いてきているというようなことでござります。

そういうことはしていただきたいです。

参考人の皆様には、大変御多忙の中を貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございました。

件数と少年犯罪の数について減少傾向にあるということでありましたので、それは何よりですけども、そもそも少年の人々も減ってきてるのも事

やはり少年の方が成人よりは高くなっているという状況が依然と続いております。また、再犯者の占める割合が上昇している、あるいは非行の低年

ることが大事ですし、給付金のことでも。
それからもう一つは、先生方にお願いしたいのは、各地で条例というのをつくっています。被害者支援のための犯罪被害者等の条例というのを、各地でつくっていて、県や府や市がつくっているんですが、まだまだ少ないんですね。ここで事件発

から、一層少年法の充実に努めてまいります。
本当にきようはあります。どうぞいました。どう
ぞ御退席ください。(拍手)
速記をとめてください。

実であります。さまざま取り組みによって、児童とともに本当に減少傾向がさらに続けていくよう社会が、家庭が、そして教育現場が努力をしていかなければならぬと感じております。

齢化というようなことが続いているというような状況にございまして、少年非情行勢につきましてはまだ大変厳しい状況が続いているというふうに考えておるところでございます。

○門委員 ありがとうございました。

〔速記中止〕

○門委員 ありがとうございました。
　　昨日の少年犯罪の状況について御説明を賜りま

摘されていることでござります。

それから、主犯者たる少年と従属的立場の成人、年はちょっとしか違わないんですが、こつちは成人になっている、こつちはまだ少年である、だけれども、実際に主導的にやつたのは少年であるというような案件で、成人に対する刑と少年に對する刑との間に不均衡が生じてしまふ、こういう指摘が從来ございました。

実際の裁判例におきましても、少年に対して科し得る有期刑の上限が五年から十年の不定期刑と低いために不本意な量刑をせざるを得なかつたということを実際判決文の中で判示しているものもございます。

こういう状況を踏まえますと、裁判所の選択肢を広げることによって、少年が犯した行為に応じて、より適正な量刑をなし得るようにするために、不定期刑の長期それから短期の上限を引き上げるということが今回の一つの目的でございます。

それから、今回の改正によりまして、不定期刑の長期の上限、すなわち、有期刑の上限が十五年に引き上げられるわけでござりますから、無期刑に緩和して有期刑を科す場合におきまして、科し得る刑の上限を引き上げない場合、無期刑の緩和刑より責任の軽い不定期刑の場合と無期刑の緩和刑の上限が同じになつてしまふ、これはどうも相当じゃないんじゃないのか。

それからまた、処断刑が無期刑の者に対してはそのまま無期刑を言い渡すこともできるのでございますから、無期刑と上限が十五年の緩和刑としての有期刑との乖離を埋めて裁判所がより適正な量刑をできるようにする必要がある等々のことから、少年法五十二条を改正して有期刑の上限を十五年に引き上げるのに伴つて、無期刑の緩和刑の上限についても二十年に引き上げる必要があるといふふうなことでございます。

○門委員 ありがとうございました。そのあたりの今までの御検討していただいたことも含めて、よく理解させていただきました。

それともう一方、これも何度も御答弁いただいていることで、繰り返しになつて恐縮なんですが、これでも、今回、この改正をするによつて、刑期を長くするという、結果的に長くなるかどうかは別として、レギュレーションというか幅としては広げるということで、このことについて、非常に厳罰化につながるのではないかという御意見もあちこちにあらうかと思います。この点についても、簡単で結構ですけれども、よろしくお願いいたします。

○谷垣国務大臣 私、テレビで拝見しておりますが、これも参考人との御質疑の中でも出てまいりましたし、今までも御意見がございました。

それで、結論から申しますと、これは厳罰化を目指すものではないというふうに私は申し上げたいたいと思います。

先ほど申し上げましたように、現行の少年法の規定によって、少年に対して科すことができるのはこんなものだ、万一罪を犯せばこのようないい事案が指摘されてきた。そこで、少年に対して科することができる刑の枠を広げるということは、裁判所の選択肢を広げる、それによって適正な科刑をすることを目的としたものであつて、少年に対する科刑を一律に引き上げるというようなことを意図したものでは毛頭ないといふことを申し上げたいと存じます。

○門委員 ありがとうございます。私も全くそのとおりだというふうに理解をさせていただいております。

いずれにしても、少年犯罪にかかわらず、犯罪には、その罪を犯した当事者、そしてまた被害者、そしてまたそれぞの家族、場合によつては、その家族が御遺族になつてゐることもありました。そのあたりの立場でこの罪と向き合う立場がおらずと違いますので、また、それから、法律の専門家の立場からの見方も違います。やはり、感情と法律とのはざまの中では、今は適切な改正をします。

先生御指摘のとおり、学校教育において児童生徒に法や決まりの意義、法に基づく公正な裁判などについて理解されることは非常に重要でござります。

さて、続いて、ちょっと突拍子もないようなことになるかもわからないですけれども、今回、この改正の一つの狙いに、これは法務省にそういうお気持ちがあつたのかどうかはわからないでありますけれども、いずれにしても、この少年法を改正するということにつけて、こんなふうになつたから、やはり罪は犯しちゃいけないんだよということであり、子供たちに、少年たちに悟つてもらつて犯罪を抑止するということをつけて、こんなふうになつたから、というふうに思うんです。

そう考えますと、今回、この改正も含めてですが、教育の現場において、子供たちに、少年法というものはこんなものだ、万一罪を犯せばこのようないい事案が指摘されてきた。そこで、少年に対して科することは、裁判所の選択肢を広げる、それによって適正な科刑をする目的としたものであつて、少くともその考え方じゃないかなというふうに自分が思つているんです。

自分の子供のころを思い出してみても、そんなことは学校で習つたこともなかつたですし、もちろん处罚を受けるから罪を犯さないといふのではなくて、そもそも人格の形成の過程で、心根としてそういうことといううのは抑制されるべきではあると思います。

しかし、そんなふうにも思いまして、きょうは文科省にもちょっとお声をかけてお越しいただいているんですけど、まことに突拍子もない質問で恐縮でけれども、教育の現場で、こういう子供に犯罪についての考え方みたいなことを教えることを既にやつていらつしやるのか、やつたらつしやらないとしたら、そういうことを一度試みに考えてみると、この考え方をお考へをお持ちかどうか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○義本政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、学校教育において児童生徒に法や決まりの意義、法に基づく公正な裁判などについて理解されることは非常に重要でござります。

カリキュラムの基準でござります学習指導要領においては、大綱的な性質を持ちますので、現

在、少年法そのものの内容を指導する旨を記載してはおりませんが、中学校あるいは高校の公民の教科書におきましては、少年法の理念、あるいは近年の少年法の改正の趣旨などを含めまして少年法や少年事件についての説明をしている教科書が数種類ございます。また、法曹界と連携した学校現場での取り組みといたしまして、弁護士によります出前授業としまして、少年事件の手続の流れや少年法の意義について指導する例もあるところでございます。

文科省としましては、今後とも、学校現場での少年法の話も含めました法の意義あるいは役割に関する教育の充実に努めることを通じまして、児童生徒の非行の抑止にもつなげてまいりたいと考えております。

○門委員 ありがとうございました。

ぜひ、大学を受験するためだけの学問を学校で教えるのではなくて、本当に生きていくために必要なことを学校の授業のカリキュラムの中で取り上げて教えていくつていただきたいなというふうに思います。

本題に戻るんですけども、谷垣大臣にお尋ねをさせていただきたいと思います。

さつき、抑止になるかどうかという話もさせていただいたんですけど、当然、法律というのは、そういう抑止、罪を犯した人そのものをどう裁いていくかということも本論ではあると思います。

さつき、抑止になるかどうかという話もさせていただいたんですけど、当然、法律というのは、そういう抑止、罪を犯した人そのものをどう裁いていくかということも本論ではあると思います。

けれども、そのことによつて、片つ方では抑止であつたり、それから更生とか矯正、再犯の防止とかということも含めて、いろいろな理念がその中には入つてゐると思うんですけれども、今回の改正で直接もたらされることと、そして間接的にもたらされること、特に更生とか矯正、再犯の防止などについて理解されることは非常に重要でござります。

○谷垣国務大臣 刑罰は何のために科すかと、えらい大上段に振りかぶつて申し上げてなんでござりますが、仏教の因果応報とはちょっと違いますが、

報というのは一つ刑罰の目的というか理念でござります。そういうことをやるとその結果に応じた責任を問われるぞという応報。それからもう一つは、やはりこういうことをするとこういう刑が加えられるんだ、罰が与えられるんだということです、社会一般の人々が犯罪に及ぶことをそういう刑罰の制度によって防止する、いわゆる一般予防ということも刑罰の目的でございます。それとともに、具体的に犯罪を犯した人が、つまり特定の犯罪者ということになりますが、将来再び犯罪を犯さないよう、刑罰を受けることによってもう二度とやらないぞというふうに持っていく特別予防と、大体三つの目的というか意味があるというふうに言われておりますが、これは少年の事件に関するものも当然のことだと思います。

そこで、今回の立法は、ではこれによって何がもたらされるかと。例えば裁判所の量刑による裁量の幅を広げることでございますが、裁判所に適切な刑を科してもらう、選択の幅を広げた

ということをございまして、直接これによつて何が抑止されるということを目的としているものと

は必ずしも言えないんだろうと思います。

しかし、結果として、先ほど三つの目的を挙げましたけれども、それぞれの犯罪に対しても適切な刑罰を科するということが長い目で見て犯罪の抑止にもつながつていくということは言えるのではないかと思つております。

それで、少年受刑者の処遇につきましては、少年法は健全育成ということを理念としているわけ

ですが、教育的な働きかけ今も文部省にお問い合わせになりましたが、教育的働きかけを実施していく、それで、社会復帰に資るためにプログラムを用意して、少年の更生のための処遇に努めると

いうことだらうと思います。

それから、受刑者は、しかしながら、二十六歳に達しますと、原則として少年刑務所から成人の刑務所に移されることになりますが、一般的の成人の受刑者と同じように、引き続き、その者の持つ問題性に応じた処遇プログラムや職業訓練、この

ことは、今、再犯防止の中で特に重視しなければなりません。そういうことをやるとその結果に応じた責任を問われるぞという応報。それからもう一つは、やはりこういうことをするとこういう刑が加えられるんだ、罰が与えられるんだということです、社会一般の人々が犯罪に及ぶことをそういう刑罰の制度によって防止する、いわゆる一般予防ということとも刑罰の目的でございます。それとともに、具体的に犯罪を犯した人が、つまり特定の犯罪者ということになりますが、将来再び犯罪を犯さないよう、刑罰を受けることによってもう二度とやらないぞというふうに持っていく特別予防と、大体三つの目的というか意味があるというふうに言われておりますが、これは少年の事件に関するものも当然のことだと思います。

そこで、今回の立法は、ではこれによって何がもたらされるかと。例えば裁判所の量刑による裁

量の幅を広げることでございますが、裁判

所に適切な刑を科してもらう、選択の幅を広げた

ということをございまして、直接これによつて何

が抑止されるということを目的としているものと

は必ずしも言えないんだろうと思います。

しかし、結果として、先ほど三つの目的を挙げ

ましたけれども、それぞれの犯罪に対しても適切な

刑罰を科するということが長い目で見て犯罪の抑

止にもつながつていくということは言えるのではないかと思つております。

○門委員 ありがとうございました。

今日は、これは修正案も提出をしていただきて

おりまして、時間がなくなつて恐縮なんですがれ

ども、修正案についても御質問をさせていただきたいと思います。

二つの質問を用意させていただきたんですけれ

ども、二番目の方でよろしくうござりますでしょ

うか。

今回の改正は、現実に犯罪が起つて、先ほど

もありましたけれども、特に被害者や家族、遺族

になられた方からの要望も強かつたかのように、

私は、先ほどから、参考人のお話を聞いて思つてお

ります。その声に対して今回修正案を提出された

ことにおける、このあたりのお考えについて、お

話しいただけますでしょうか。

○階委員 御質問いただきありがとうございます。

委員の問題意識は、私どもの修正案は、不定期

刑、あるいは無期の緩和刑の引き上げを削除する

ものであつて、被害者の要望に応えていないので

はないかという点にあるかと思います。

おつしやるとおり、少年犯罪の被害者の意見を

大事にすることについては我々も大賛成であります。

ですが、教育的な働きかけを実施していく

ようになりましたが、教育的働きかけを実施していく、それで、社会復帰に資するためにプログラムを用意して、少年の更生のための処遇に努めると

いうことだらうと思います。

それから、受刑者は、しかしながら、二十六歳に

に達しますと、原則として少年刑務所から成人の

刑務所に移されることになりますが、一般的の成人

の受刑者と同じように、引き続き、その者の持つ

問題性に応じた処遇プログラムや職業訓練、この

ことは、今、再犯防止の中で特に重視しなければならないことございますが、そういうものをきちんと実施していく。そして、少年が長期間刑事施設に収容される場合であつても、健全育成と円

滑な社会復帰に向けて配意した処遇を行つていかなければならぬということではないかと思いま

す。

そして、保護観察所におきましては、その保護

観察の対象者等々に対しても適切に保護観察を実

施して、改善更生、あるいは再犯防止を図つてい

かなければならぬということではないかとい

うふうに考えております。

○門委員 ありがとうございました。

今日は、これは修正案も提出をしていただきて

おりまして、時間がなくなつて恐縮なんですがれ

ども、修正案についても御質問をさせていただきたいと思ひます。

二つの質問を用意させていただきたんですけれ

ども、二番目の方でよろしくうござりますでしょ

うか。

今回の改正は、現実に犯罪が起つて、先ほど

もありましたけれども、特に被害者や家族、遺族

になられた方からの要望も強かつたかのように、

私は、先ほどから、参考人のお話を聞いて思つてお

ります。その声に対して今回修正案を提出された

ことにおける、このあたりのお考えについて、お

話しいただけますでしょうか。

○階委員 ありがとうございました。

この改正が一助となつて、一つでも犯罪が減つ

て、一人でも罪を犯す少年が少なくなることを祈

り、期待をしております。

これにて質問を終了させていただきます。あり

がとうございました。

○江崎委員長 次に、遠山清彦委員。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

きょうは、委員長は朝八時五十分の理事会から

でございますし、大臣、副大臣、政務官も、朝か

ら大変長い間御苦労さまでございます。

見直しの意見交換会で参考人で来られた武さんも要望されていた点でござりますから、こういったことがあります。そういうことでは、そういうものを見つかり組んでいくべきではないかと考えております。

その上で、刑の引き上げをなぜ見送るかという点にもぜひ取り組んでいくべきではないかと考えております。

この少年法の質問に入る前に、一点、矯正局長に御答弁いただきたいと思っております。

過日、公明党法務部会の視察で神奈川医療少年院を訪問させていただきました。この施設では、

かということについて、意見はないということをおつしやついていました。これは、そもそも廃止していただきたいということであるから、当然のことかと思つております。

刑事裁判、最近では裁判員裁判で重大事件については審理が行われますけれども、その裁判員裁判で、何年以上、何年以下という不定期刑を定めるのは大変困難なことだと思いますし、既にアメリカやドイツでは不定期刑制度は廃止されています。むしろ、不定期刑を廃止して、弾力的な仮釈放の運用が可能となるような制度を検討すべき時期に来ているのではないか。また、そのことこそが被害者側の要望にも沿うものではないかというふうに考えておりまして、その観点から、私どもの修正案、出させていただいたものでございました。

ありがとうございました。

○門委員 ありがとうございました。

時間が参りました。

この改正が一助となつて、一つでも犯罪が減つて、一人でも罪を犯す少年が少なくなることを祈り、期待をしております。

これにて質問を終了させていただきます。あり

がとうございました。

○江崎委員長 次に、遠山清彦委員。

○遠山委員 公明党の遠山清彦でございます。

きょうは、委員長は朝八時五十分の理事会から

でございますし、大臣、副大臣、政務官も、朝か

ら大変長い間御苦労さまでございます。

簡潔に、最後の質疑者として質問させていただきます。

まずは、きょうの議題の少年法の一部改正についてあります。

まだしておりますが、我が党として、この改正案に賛成の決定をいたしております。

この少年法の質問に入る前に、一点、矯正局長に御答弁いただきたいと思っております。

過日、公明党法務部会の視察で神奈川医療少年院を訪問させていただきました。この施設では、

知的障害を持つていたり情緒的に問題がありまして社会適応が難しい少年につきまして、専門的な治療処遇を実施しております。その実情を学びま

して、大変勉強になりました。

正直申し上げて、非行、犯罪に走つてしまつた少年たちではありますけれども、私どもが施設で

見た少年たちは大変明るい顔をしておりまして、

處遇している方にいろいろ聞いたら、やはり社会にいるときに相当ないじめに遭つてしまつてい

る、障害を持つていたりしまして。その結果として、犯罪を犯して非行に走り、施設に来たわけで

すけれども、逆に施設の中で非常に、ちょっとと語

弊はありますけれども、幸せそうな生活をしてい

る様子を見て、いろいろ思うところがございました。

ただ、これは、今後少年院法の改正案等が出されたときの審議でまた詳しくお話をしたいと思います。

この医療少年院の施設がひどく老朽化しております。

まして、特に体育馆のひどさは目に余るものございました。これにつきましては、私とともに視

察をした佐々木さやか参議院議員が既に参議院の法務委員会の方で要望しておりますけれども、私

からも重ねて早期の修繕を要望いたしまして、で

きれば年度中にももう来月からですけれども、予算の関係はあろうかと思いますけれども、

修繕に向けた着手をしていただきたいと思います

けれども、局長の答弁をいただきたいと思いま

す。

四一

ます。

○西田政府参考人 お答えいたします。

神奈川医療少年院は、おつしやるとおり、昭和五十四年に建築されまして、建築後三十五年を経過する老朽施設でございます。したがいまして、経年に伴う劣化が随所にあらわれております。先般御視察いただいた際にも、佐々木議員の方からも、体育館の雨漏りがひどいという御指摘を受けております。

そんなことがございまして、現在、工事実施に向けて諸準備を進めておりまして、来年度、速やかに工事に着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

○遠山委員 大変明快な御答弁をありがとうございます。来年度中に工事に着手するということでござりますので、佐々木とともに感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日議題の少年法改正案でございますけれども、もう既に論点について大分重なるところございますが、党を代表しての質問ですので御容赦をいただきまして、まず刑事局長に数字を伺いたいと思います。

これから、この改正が成立いたしますと、国選付添人がいる少年事件の数がふえるわけござります。これは平成二十四年の数字で結構でございますが、年間、国選付添人がいる審判の数は現状幾つで、また、先ほど来いろいろな委員から話題になつております検察官関与の事件数は現在何件なのか、確認をしたいと思います。

そして、あわせて、今回の改正案が成立した場合に、それぞれの数字がどれくらいになると見込んでおられるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○林政府参考人 今回の改正によりまして、例えばどの程度国選付添人の選任件数がふえていくか、その基礎となる数字でございますが、もとより、個別の具体的な事件における裁判所の判断いかんによるものでございますので、確たる数字を

申し上げることは困難でございますけれども、ま

ず、平成二十四年における現行法における国選付添人制度の対象事件というものは約六百件でござります。同じ平成二十四年で見まして、同年における今般の改正によって拡大する後の国選付添制度の対象事件というものは、この六百件が約八千四百件ということになります。

なお、これは過去の数字でございますが、平成

二十年から平成二十四年までの過去五年間、国選付添人というのは対象事件に必ず全部つくわけではございませんので、その選任率などを見ますと、これまでの統計では約六〇%ぐらいでござります。単純にこれらの数字を計算しますと、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大することによつて四千から五千件ほどの選任件数が増加する、これはあくまでも計算上の数字でございます。

他方で、検察官関与についてでございますが、これもまた裁判所の個別判断でござりますので確たることは申し上げられませんが、その上で、これまでの現行法の運用の検察官関与の事件というのは、経年で見ますと、少ない年で九件、また多い年で二十六件、こういったような数字でござります。しかも、年ごとの件数もまちまちでござりますので、一概に今後どのような推移になつていくかということは申し上げることは困難でござりますが、いずれにしても、これまでの運用自体

ますが、いざれにしても、これまでの運用自体が、真に検察官関与が必要な事件に限つて検察官関与決定がなされているということを踏まえますと、法改正によって検察官関与事件の数が大幅に増加するということはないものと思われます。

○遠山委員 今、数字の御説明がありました。も

ちろん、予断を持って数字を当局が言うというの

○谷垣国務大臣 弁護士である付添人は、少年の

正當な利益をきちっと守つて、少年審判が適正な審判を行い、それから適正な処遇決定のために尽力してもらわなければいけないわけです。そして、そういう中で、少年がきちんと更生をしていく手でも講じていくことが期待されているわけ

ですから、今、遠山議員がおつしやるよう

事件の特質、当然そういうものを十分理解した

者でなければいけないということだろうと思いま

います。

○遠山委員 準みません、ちょっと答弁者を私、間違えまして。

今御答弁が明確にありましたように、今年度、

平成二十五年度五千六百万円の予算で、非常に件

数が少なかつた、少ない六百件だったという数で

五千六百万円が、来年度は五億六千万円台に、十

倍以上の予算を確保しているという御答弁でございました。これはまさに、先ほど大臣がおつ

る審判事件というのは、現行法のもとでは現在六百件、これが法務省の見立てでは八千四百件になります。そうしますと、私も弁護士出身ではありませんし、この分野は素人でございますが、今まで六百件だった審判の数が八千四百件十四倍もふえるとなると、いろいろ別の疑問が出でてくるわけです。

まず、件数が純粋に大幅にふえますので、弁護士の手当がきちんとできるんだろうか、こういいう疑問が一つございます。それからもう一つ。いろいろ資料を読んでおりますと、一部では、審判の数が大幅にふえるので、付添人として弁護士はつぶんだけれども、中には、経験不足だったり得意分野が違つたりして、少年審判の特質を理解していない弁護士さんがつくことで、少年の更生促進につながらないケースがふえててしまうのではないか、こういう懸念があるやに感じております。

きょうの参考人質疑の中でも、参考人の方から、少年審判の特質を理解していない弁護士が実際に、あるいはいる、こういう話もあつたわけでございまして、これらの、大幅にふえることによつて付添人の質が低下する可能性があるのではないかというような意見に対し、大臣として御見解をいただければと思います。

○遠山委員 大臣、ありがとうございます。私も同感でございます。

その上で、先ほどちょっと予告しましたが、刑事局長に、国選付添人がつく審判がふえることに伴う予算の増額というのほどの程度であるのか、また、その確保については手当でしっかりとされているのか、お聞きしたいと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年度予算の国選付添事業経費は約五千六百万円、平成二十六年度予算の同じく国選付添事業経費は約五億六千九百万円でございまして、改定少年法が成立、施行された場合に平成二十五年度と比べて増加する国選付添人の対象事件数の見込みなどを踏まえまして、約五億一千三百万円を増額した予算を計上しているところでございます。

○遠山委員 準みません、ちょっと答弁者を私は間違えまして。

今御答弁が明確にありましたように、今年度、

平成二十五年度五千六百万円の予算で、非常に件数が少なかつた、少ない六百件だったという数で五千六百万円が、来年度は五億六千万円台に、十

倍以上の予算を確保しているという御答弁でございました。これはまさに、先ほど大臣がおつ

しゃつた職域の拡大にも明確につながっているわけでございます。

そこで、ちょっと角度を変えて質問させていたただいたいんですが、これだけの国費、予算をつけた選付添人を選任していくことになるわけでござりますが、一部で、資力要件がないことについてどう考えるか、御指摘があると思います。きょうの委員会でも既に出ていたかと思いますが、つまり、少年自身は少年ですからともかくとして、その保護者の資産が十分にある場合でも国選付添人が選任をされて、今申し上げた五億数千万の予算の中からお金がつけられるということになります。

この保護者の資力要件を設けない理由については、やはり国民の理解をしつかり法務省として求めいかなければいけないと思いますが、大臣の御説明を改めて伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 確かに、国選付添人、これを広げていくと、当然その予算といふものをお願いしながらいかぬということになります。

まず、こういう裁判所の裁量による国選付添人を広げていくというのは、一つには、今まで国選付添人の対象とされていない事件の中にも、より適正な事実認定をしていく必要があつて、それには国選付添人が関与することが妥当であるというふうな分野があるわけです。それと同時に、付添人が少年審判の段階から環境調整を行うことによって少年の更生あるいは再犯防止に資するということから、今回こういう措置をとるわけですが、おっしゃるように、資力要件というものは設けていいわけです。

それはなぜかといいますと、その前に、私選で付添人をつければ、もちろん、それはそれで結構なことなんですが、要するに、裁判所がこの事件ではやはり付添人をつけることが必要であるなど判断した場合に、資力要件をつけて、本人が私選をつけない、当事者ないしその保護者が私選付添人はつけないということになりますと、結局、弁護士の付添人なしに少年審判を行わなければなら

ない。そうなると、今回拡大していく目的とかけでございます。

そこで、ちょっと角度を変えて質問させていただいたいんですが、これだけの国費、予算をつけた選付添人を選任していくことになるわけでござりますが、一部で、資力要件がないことについてどう考えるか、御指摘があると思います。きょうの委員会でも既に出ていたかと思いますが、つまり、少年自身は少年ですからともかくとして、その保護者の資産が十分にある場合でも国選付添人が選任をされて、今申し上げた五億数千万の予算の中からお金がつけられるということになります。

この保護者の資力要件を設けない理由については、やはり国民の理解をしつかり法務省として求めいかなければいけないと思いますが、大臣の御説明を改めて伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 確かに、国選付添人、これを広げていくと、当然その予算といふものをお願いしながらいかぬということになります。

まず、こういう裁判所の裁量による国選付添人を広げていくというのは、一つには、今まで国選付添人の対象とされていない事件の中にも、より適正な事実認定をしていく必要があつて、それには国選付添人が関与することが妥当であるというふうな分野があるわけです。それと同時に、付添人が少年審判の段階から環境調整を行うことによって少年の更生あるいは再犯防止に資するということから、今回こういう措置をとるわけですが、おっしゃるように、資力要件というものは設けていいわけです。

それはなぜかといいますと、その前に、私選で

付添人をつければ、もちろん、それはそれで結構なことなんですが、要するに、裁判所がこの事件ではやはり付添人をつけることが必要であるなど

判断した場合に、資力要件をつけて、本人が私選

をつけない、当事者ないしその保護者が私選付添

人はつけないということになりますと、結局、弁

護士の付添人なしに少年審判を行わなければなら

ない。そうなると、今回拡大していく目的と相

反する、そこが出てしまうということがございます。

ただ、そこをやたらに、では付添人、付添人と

いうことになれば、国費の無駄遣いじやないかと

いう批判も出てくる。

そこで、家庭裁判所においては、国選付添人の選任の要否、これはいろいろなことをお考えにな

ると思うのですが、やはり本人ないし保護者の資

力の有無ということも一つの判断理由にされるこ

ともできる。

それから、もう一つは、法律に、国選付添人が

付された場合でも、少年または扶養義務者が資力

を有していれば、家庭裁判所は事後的に費用を徵

収することができるという規定もございますの

でこのあたりの規定を適切に使っていただくな

ども大事かなと思つたりしております。

○遠山委員 そうすると、家庭裁判所の判断の要

素としては、保護者の資力というものは残つてい

る、それをどう運用するかというのは、それぞれ

の事業ごとに、裁判所ごとにということで理解を

させていただきます。

次に、これもさかづつと議論になつている

んです、少年審判に関与する検察官の役割につ

いてでございます。

これは、当然、先ほど来ておりますとおり、

検察官として関与する数は少ないとは思いますが

れども、実際に母数が八千四百になつたときに、

先ほど刑事局長はそんなふえないという趣旨の

答弁をされておりましたけれども、普通に考えれ

ば、やはりちよつとはふえるのかなという気もい

たします。

その際に、やはり、一般の刑事訴訟における訴

追官としての役割と少年審判に関与する検察官の

役割というものは根本的に違うんだろうと思いまし

て、その辺についての違いというか、検察官を関

与させる、させないの判断基準にも影響してくる

と思いますので、大臣のお考えを簡潔に伺えれば

ならないという点。

もう一つは、虞犯少年は、家裁係属前の手続に

おきましては身柄を拘束されることはないわけで

ござります。そうしますと、今回の改正の趣旨の

一つでございます、付添人に、被疑者国選弁護の

あつたり訴追官であるという役割とは違いまし

て、あくまで、家庭裁判所の手続き主権のもと

で、それに協力して少年審判の目的を果たしてい

くという役割を持ってる。ですから、当事者が

対立構造の中で果たす役割とはおのずから違う。

それから、もう一つ申し上げておかなければな

いことは、あくまで、検察官が関与いたします

のは、事実認定について関与していくわけでござ

いませんして、少年としての今後の処遇をどうして

いくかというような問題については、これは検察

官は関与しないという仕組みになつております。

これで当事者が対立するような手続になつてしま

うのではないかという懸念もありますが、そ

れに対しては、今のような手だて、手だてとい

ますか構造上、十分これを理解して運用していか

なければならないということではないかと思いま

す。

○遠山委員 ゼひ、今の大臣の考え方を検察に徹

底していくときまして、非行事実を争うケースで

少年が過度に不利な立場に追い込まれることがな

いようにしていただきたいと思います。

次に、虞犯少年は、今回、国選付添人の対象事

件としておりませんけれども、その理由は何なの

か、刑事局長から。

○林政府参考人 国選付添人の対象事件の範

囲の拡大となりますと、当然、国費でもつて贈わ

れるわけでございますので、その必要性を慎重に

吟味なくてはいけないところでございます。

虞犯事件につきましては、犯罪に結びつくよう

な問題行動があつて要保護性は高い、しかしながら

犯罪に至らないような少年でございますけれど

も、そういう少年に係る事件については、それ

も、そのうちの一つでございます。

自体は、罪を犯した少年と比較しますと、社会的

に見て、比較上は重要な事件であるとまでは言え

ないという点。

もう一つは、虞犯少年は、家裁係属前の手続に

おきましては身柄を拘束されることはないわけで

ござります。そうしますと、今回の改正の趣旨の

一つでございます、付添人に、被疑者国選弁護の

あつたり訴追官であるという役割とは違いまし

て、あくまで、家庭裁判所の手続き主権のもと

で、それに協力して少年審判の目的を果たしてい

くという役割を持ってる。ですから、当事者が

対立構造の中で果たす役割とはおのずから違う。

それから、もう一つ申し上げておかなければな

いことは、あくまで、検察官が関与いたします

のは、事実認定について関与していくわけでござ

いませんして、少年としての今後の処遇をどうして

いくかというような問題については、これは検察

官は関与しないという仕組みになつております。

これで当事者が対立するような手続になつてしま

うのではないかという懸念もありますが、そ

れに対しては、今のような手だて、手だてとい

ますか構造上、十分これを理解して運用していか

なければならないということではないかと思いま

す。

○谷垣国務大臣 いろいろな御批判もあるわけで

すが、特に少年犯罪の動向が減つてきたとか、あ

るは、こういう傾向があるからということで今

回の改正を考えているというわけではございませ

ん。

むしろ、先ほど来何度か御答弁を申しておりま

すように、例えば無期刑と五年以上十年以下の有

期刑というのでは、無期も選択できるなんだけれども、有期刑は五年以上十年以下だというのでは、その間にちょっとすき間があり過ぎて、裁判官とすれば、適切な判断を示していくのに非常に苦労する場合があるという御指摘。

それから、これも何度も申し上げておりますが、共犯なんですが、一番主導した者はまだ少年である、年はちょっと違うけれども従たる成年、そういう場合に、また著しく量刑がアンバランスになってしまふといふことの指摘がございまして、そういったものに対応していくこう、裁判所の選択範囲を広げていこうというのが今回の主たる狙いでございます。

それで、もちろん、少年に対する刑罰につきましても、罪刑の均衡というものは私は必要なことだと思います。犯した罪に対して著しく軽い刑を科すということは、やはり少年の特別擁護といいますか、そういう観点から見ましても、あるいは社会復帰、健全育成という観点からしても、対応した処遇が必要ではないかというふうに私は思ひます。もちろん、それに加えて、少年に適切なプログラムというものを少年刑務所の中でも、あるいは、二十六歳になつたら一般の刑務所に移りますがそういう中でも、適切な処遇をきちっと用意してやつっていくということが大事ではないかと考えております。

○遠山委員 終わります。

○江崎委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る二十八日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会

少年法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第五十一条第二項の改正規定、第五十二条第一項の改正規定及び同項に後段として次のように加える改正規定、第五十二条第二項の改正規定、第五十八条第一項第二号の改正規定及び同項第三号の改正規定並びに第五十九条第二項の改正規定を削る。

附則を次のよう改める。

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。